

社会保障・福祉政策の動向と対応
～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～
政策動向
令和7年度 No.5 Ver.1/2025.12.17

目次

〔項目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 規制改革	P 15
3. 地方創生・地方分権等	P 17
4. 社会福祉法人	P 19
5. 高齢者	P 29
6. 障害者	P 55
7. 子ども・家庭福祉	P 70
8. 地域福祉	P 80
9. 人材確保等	P 83
10. 予算	P 91
11. 災害対策	P 101

本号は令和7年10月1日～12月16日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

<通知・公表>

「強い経済」を実現する総合経済対策を閣議決定(2025.11.21)

- ▶ 11月21日に、政府は、「『強い経済』を実現する総合経済対策」を閣議決定した。
- ▶ この経済対策では、「生活の安全保障・物価高への対応」「危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」「防衛力と外交力の強化」を3つの柱としており、規模は一般会計で17.7兆円、減税・特別会計を含めて21.3兆円程度が見込まれている。
- ▶ 「医療・介護等支援パッケージ」による緊急措置により、「介護施設等における経営の改善及び従業員の処遇改善」につなげるとし、介護分野の職員の処遇改善について、「令和8年度報酬改定において、必要な対応を行う」とともに、「報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う」ことを明記した。
- ▶ 経済対策の裏付けとなる令和7年度補正予算案を臨時国会に提出(11月28日に閣議決定)。

「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定) <抜粋>

※下線は追記

第2章「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定

(1) 地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化

(医療・介護等支援パッケージ)

国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することが必要である。政府としては、これまで累次の支援策を講じたものの、依然として物価・賃金上昇の影響を受けている状況であることを踏まえ、令和8年度報酬改定については、他産業の状況も踏まえた賃上げや物価上昇を踏まえた適切な対応が求められており、医療機関や薬局、介護施設等における経営の改善及び従業員の処遇改善につなげるため、その報酬改定の効果を前倒しすることが必要であるという認識に立ち、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。

(略)

介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。また、介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を行う。さらに、ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する。

同様に人材不足が厳しい状況にある障害福祉分野についても、介護分野における対応も踏まえつつ、その経営状況等を踏まえた賃上げ措置等の支援を行う。

(3) 地域共生社会の実現

(質の高いこども・若者・子育て政策の推進等)

多様で質の高い育ちの環境等を確保するため、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善や人材確保に取り組みとともに、保育現場の負担軽減や「こども誰でも通園制度」の 2026 年4月からの本格実施に向けた対応を進める。保育所等におけるICT活用等によるこどもDXの推進や施設整備・安全対策等への支援を実施する。こども性暴力防止法の施行に向け、事務手続に必要なシステム開発等を行う。

「強い経済」を実現する総合経済対策 ～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～

内閣府作成

1. 経済の現状認識・課題

- ◆ 我が国経済は、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来た。まさに今、再びデフレに後戻りしない「成長型経済」に移行できるかどうかの分岐点。
- ◆ 課題は、潜在成長力の伸び悩み。世界経済の先行きには不透明感。物価高で個人消費等は力強さを欠き、地方や中小企業まで景気回復の実感広がっていない。

2. 目指すべき方向

- ◆ 日本には底力がある。そのスイッチを押し、日本列島を強く、豊かにすることを目指す。いま必要なのは将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」。大胆かつ戦略的な「危機管理投資」と「成長投資」を進め、「暮らしの安全・安心」を確保するとともに、雇用と所得を増やし、潜在成長率を上げ、「強い経済」を実現。官民が力を合わせて社会課題の解決に向け投資を拡大し、様々なリスクを最小化し、先端技術を開花させる。
- ◆ これまでの発想を躊躇なく見直し、経済成長の果実を広く国民に届け、景気の体感温度を確実に高める。一部の大型企业や特定の業界だけでなく、中小企業・小規模事業者、地方、そしてあらゆる世代の国民に恩恵が行き渡る経済の実現を目指す。

3. 経済対策の枠組み

第1の柱：生活の安全保障 ・物価高への対応

物価高から暮らしと職場を守る

- 地域の実情に応じて物価高の影響を緩和
(重点支援地方交付金の拡充)
- 家計・事業者のエネルギーコスト等負担軽減
(冬の間の電気・ガス代支援、暫定税率廃止の円滑な施行、物価高対応子育て応援手当(仮称)の支給(1人2万円))
- 地方の暮らしの安定と活力向上 (地域の基幹産業の支援・活性化、地方発の世界をリードする技術・ビジネスの創出後押し、安心できる地域社会の基盤整備)
- 買上げ環境の整備
(中小企業・小規模事業者への支援、価格転嫁対策、稼ぐ力強化、省力化投資支援)

第2の柱：危機管理投資 ・成長投資による強い経済の実現

先行的かつ集中的な 危機管理投資・成長投資 の取組強化

- 経済安全保障の強化 (戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化)
- 食料安全保障の確立 (農林水産業の構造改革、輸出拡大)
- エネルギー・資源安全保障の強化
(原子力、省エネ、資源開発、GX)
- 防災・減災・国土強靱化 (復旧・復興、令和の国土強靱化)
- 未来に向けた投資の拡大
(先端科学技術、スタートアップ・コンテンツ・文化芸術・スポーツの振興、健康医療安全保障、人への投資の促進、資産運用立国、成長投資拡大に向けた環境整備)

第3の柱： 防衛力と外交力の強化

国民の安全と繁栄を支える 「強い日本」を実現

- 外交・安全保障環境への対応
(防衛力の抜本的強化と体制整備、多角的な経済外交の展開、安全保障環境の変化への対応)
- 米国関税措置への対応
(日米戦略的投資イニシアティブ、関税の影響を受ける企業への資金繰り支援等)

経済成長の果実を広く国民に行き渡らせ、誰もが豊かさを実感し、
未来への不安が希望に変わり、安心できる社会を実現

第1の柱 生活の安全保障・物価高への対応

<p>1. 足元の物価高への対応</p> <p>(1) 地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 「重点支援地方交付金」の拡充（従来の生活者・事業者支援分とは別に食料品の物価高騰に対する支援を措置） <p>(2) エネルギーコスト等の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 寒さの厳しい冬の間の電気・ガス代支援 ガソリン税の当分の間税率（旧暫定税率）の円滑な廃止 物価高対応子育て応援手当（仮称）の支給 フードバンクやこども食堂による食品提供の充実・強化 <p>(3) 物価上昇を踏まえた官公営の価格転嫁の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・自治体と民間の請負契約単価の見直し 地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁抑制化 「物価上昇に伴うスライド対応」「期中改定」等の徹底 <p>(4) 物価高の影響を受ける中低所得者の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付付き税額控除の制度設計着手 基礎控除の物価に連動した引上げ 	<p>2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定</p> <p>(1) 地域の生活環境を支える基幹産業の支援・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・介護等支援パッケージ 地域交通・物流体制の維持、小売・サービス支援、林業等の観光の推進、条件不利地域の活用、暮らし等に関するDX <p>(2) 地方発の世界をリードする技術・ビジネスの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 中堅企業等支援、産業クラスター形成、地域振興の担い手・リソース確保 <p>(3) 地域共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者等への支店移転支援、自営者等からの職人の継り戻し、女性・高齢者等の活躍支援、買の高・こども・若者・子育て政策 <p>(4) 治安対策等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪・不正行為取締り強化、消費者行政の強化、クマ被害対策パッケージ <p>(5) 外国人問題への対応の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 在留関係手数料等の引上げと出入国管理の適正化 <p>(6) 公教育の再生・教育無償化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育無償化への対応、質の高い公教育の再生 	<p>3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備</p> <p>(1) 賃上げ環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 「重点支援地方交付金」の拡充（中小企業・小規模事業者等への支援） キャリアアップ助成金の活用促進（非正規の処遇改善等） 人事院勧告を踏まえた対応（公務員の給与・待遇） <p>(2) 価格転嫁の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業等の稼ぐ力の強化・賃上げ投資 価格転嫁対策の徹底・取引適正化の推進 持続的・構造的賃上げに向けた生産性向上支援（中堅・中小企業の稼ぐ力の強化に向けた設備投資支援、事業承継・M&A支援、伴走支援体制の強化）
--	--	--

第2の柱 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

<p>1. 経済安全保障の強化</p> <p>(1) 戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化</p> <ul style="list-style-type: none"> A Iの開発・社会実装とそれを支える半導体・データセンターの支援 造船業の再生・強化 量子技術イノベーションの加速、フュージョンエネルギーの早期実現 創薬・先端医療の推進と国内製造拠点を整備等、合成生物学・バイオの開発強化 航空機産業の生産基盤強化、宇宙・海洋開発の推進、フードテックへの投資促進 重要物資の安定供給及びマテリアル革新、次世代の情報通信基盤の強化、港湾ロジスティクスの強化 リスク点検等を通じたサプライチェーンの強化、「特定重要物資」の支援強化 <p>(2) サイバーセキュリティ対策の強化</p>	<p>5. 未来に向けた投資の拡大</p> <p>(1) 先端科学技術の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 科研費の拡充、産官学の国際競争力強化（Shingo制度等）、大阪関西万博のレガシー具体化 <p>(2) スタートアップ支援強化とコンテンツ分野の振興、文化芸術及びスポーツの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> スタートアップの増進にはつながる、資金供給・調査支援、海外企業家等とのネットワーク構築、M&A支援 コンテンツ産業への増進的な支援・海外展開促進、JIB年アジア競技大会・アジアパラ競技大会開催支援 <p>(3) 健康医療安全保障の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療・介護DXの推進（マイナ保険証利用促進、全国医療情報プラットフォームの構築） 「攻めの予防医療」等の推進、次なる感染症危機等に備えた体制強化、社会保障制度改革 <p>(4) 人への投資の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援 未来成長分野に挑戦する人材の育成 <p>(5) 資産運用立国の更なる推進と成長投資拡大に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産運用立国の更なる推進（NISA制度の拡充）、企業価値向上に向けた環境整備、規制・制度改革 	
<p>2. 食料安全保障の確立</p> <p>(1) 農林水産業の構造転換</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の大区画化、共同利用施設等の再編集約・合理化 海外依存度の高い品目の生産拡大、生産資材等の確保 人材育成と地域支援、力強い林業の実現、水産業の強化 <p>(2) 農林水産物・食品の輸出拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産物・食品輸出額の2030年5兆円目標の達成に向けた各種支援 	<p>3. エネルギー・資源安全保障の強化</p> <p>(1) エネルギーコスト上昇に強い経済社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力の活用と安全保障 国内外における資源開発の推進（南鳥島周辺海域でのレアアース生産に向けた研究開発） <p>(2) GXの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> GX投資を促す金融対策強化、GX市場創出（補助金の購入促進） 	<p>4. 防災・減災・国土強靱化の推進</p> <p>(1) 自然災害からの復旧・復興（能登等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震をはじめとする自然災害からの復旧・復興 <p>(2) 令和の国土強靱化の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第1次国土強靱化実施中期計画」の推進 防災庁設置に向けた防災体制の充実・強化、避難生活環境の抜本的改善 <p>(3) 副官都機能の整備</p>

第3の柱 防衛力と外交力の強化

<p>1. 外交・安全保障環境の変化への対応</p> <p>(1) 防衛力整備の推進及び自衛隊の処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 防衛力整備の推進、防衛産業基盤強化、施設整備を含めた自衛隊員の処遇改善 <p>(2) 多角的な経済外交の展開、安全保障環境の変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 同盟国・同盟国等との関係基盤強化、グローバル・サウス諸国との連携、CPTPPの高い水準の維持・強化や締結国拡大、ウクライナ及び周辺国への人道支援・復旧復興支援 	<p>2. 米国防税への対応</p> <p>(1) 日米戦略的投資イニシアティブ等の着実な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 日米間の関税合意に基づく投資イニシアティブ（500億ドル（約80兆円））の着実な履行 国際協力銀行（J I C）・日本貿易保険（N E X I）への財政措置 <p>(2) 関税の影響を受ける企業への資金繰り支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付の金利引下げ 中小・小規模事業者の生産性向上、設備投資後押し、補助金における優先採択継続 	<p>今後への備え（予備費の確保）</p> <p>予備費の確保に迅速に対応し、暮らしの安全・安心等を確保するため、予備費を追加的に確保</p>
---	---	---

高市総理所信表明演説(2025.10.24)

- ▶ 10月24日、高市総理大臣は、内閣総理大臣就任にあたり、所信表明演説を行った。
- ▶ 福祉分野に関する内容は以下のとおり。

（物価高対策について）

「経営難が深刻化する医療機関や介護施設への支援などは、急を要しており、既に、経済対策の策定に着手するよう指示を行った。速やかに対策を取りまとめ、必要な補正予算を国会に提出する。

国民のいのちを守り、安心して必要なサービスを受けていただくためにも、赤字に苦しむ医療機関や介護施設への対応は待ったなしである。診療報酬・介護報酬については、賃上げ・物価高を適切に反映させていくが、報酬改定の時期を待たず、経営の改善及び従業員の処遇改善につながる補助金を措置して、効果を前倒しする。加えて、国・地方自治体から民間への請負契約単価を、物価上昇等を踏まえて適切に見直す。」

（社会保障制度の給付と負担の在り方について）

「国民のいのちと健康を守ることは、重要な安全保障である。人口減少・少子高齢化を乗り切るためには、社会保障制度における給付と負担の在り方について、国民的議論が必要。超党派かつ有識者も交えた国民会議を設置し、給付付き税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について議論してまいる。」

「社会保障改革を進めていく中で現役世代の保険料負担を抑える。対応が急がれるテーマは早急に議論を進める。」

日本成長戦略本部

◇第1回(2025.11.4)

- ▶ 11月4日、政府は、第1回日本成長戦略本部(本部長:高市総理大臣)を開催した。
- ▶ この本部は、「リスクや社会課題に対し、先手を打った官民連携の戦略的投資を促進し、世界共通の課題解決に資する製品、サービス及びインフラを提供することにより、更なる我が国経済の成長を実現する」ことを目的に設置された。
- ▶ この本部の設置にともない、新しい資本主義実現本部は廃止され、これまで新しい資本主義実現本部が検討した事項等については、本部に引き継がれるものとされている。
- ▶ 第1回では、本部の運営、日本成長戦略会議の開催及び成長戦略の検討課題について議論が行われた。
- ▶ 高市総理は、人工知能(AI)・半導体、造船や量子など戦略分野への集中的な投資を官民で進めることで、「強い経済」の実現を目指す考えを表明した。
- ▶ 戦略分野は、AI・半導体、防災・国土強靱化、情報通信、海洋などを含む17項目。分野横断の課題としては、物価上昇を上回る賃上げが継続する環境整備などがあげられている。総理が分野ごとに担当閣僚を指名し、関係閣僚と連携して具体策を検討する。
- ▶ 来年夏に新たな成長戦略を取りまとめる。

日本成長戦略会議

◇第1回(2025.11.10)

- ▶ 11月10日、内閣官房は、第1回日本成長戦略会議(議長:高市総理大臣)を開催した。
- ▶ 本会議は、日本成長戦略本部の決定により設置されたもので、「日本成長戦略本部の下、リスクや社会課題に対し、先手を打った官民連携の戦略的投資を促進し、世界共通の課題解決に資する製品、サービス及びインフラを提供することにより、更なる我が国経済の成長を実現するため、その具体化」を目的としている。
- ▶ 本会議の設置にともない、新しい資本主義実現会議は廃止され、これまで新しい資本主義実現会議が検討した事項等については、会議に引き継がれるものとされている。
- ▶ 第1回では、「会議の運営」「官民連携での投資促進」「総合経済対策に盛り込むべき重点施策(案)」について協議が行われた。
- ▶ 政府は、来夏の成長戦略の策定に向けた検討を進めているが、本会議では、成長戦略策定に向けた検討を待たずに、直ちに実行すべき重点施策として「総合経済対策に盛り込むべき重点施策(案)」が示された。
- ▶ とくに分野横断的な課題として「賃上げ環境整備」を掲げ、「次期報酬改定に先行する、医療・介護施設などの経営改善や職員の処遇改善を支援」ことが示された。
- ▶ 福祉分野に関する事項について、総合経済対策に盛り込むべき重点施策(案)では、分野横断的課題における「賃上げ環境整備」において、「次期報酬改定に先行する、医療・介護施設等の経営改善や職員の処遇改善を支援。」が示された。

1. 戦略分野の総合対策等の策定に向けた基本方針

11月4日の第1回日本成長戦略本部における総理指示を踏まえ、**来夏の成長戦略策定**に向けて取り組む。

2. 総合経済対策について

「危機管理投資・成長投資」による強い経済を実現

日本経済の供給構造を強化



投資の予見可能性を高めるための施策を総動員

- ・民間企業による投資を引き出すため、複数年度の予算措置を宣言
- ・投資促進に繋がる税制措置の方向性を示す

今般の総合経済対策

来夏の成長戦略策定に向けた検討の結果を待たず、直ちに実行すべき重点施策を盛り込む。

(1) 「危機管理投資・成長投資」による力強い経済成長の実現

(17分野)

- ① AI・半導体、②造船、③量子、④合成生物学・バイオ、⑤航空・宇宙、⑥デジタル・サイバーセキュリティ、⑦コンテンツ、⑧フードテック、⑨資源・エネルギー安全保障・GX、⑩防災・国土強靱化、⑪創薬・先端医療、⑫フュージョンエネルギー、⑬マテリアル（重要鉱物・部素材）⑭港湾ロジスティクス、⑮防衛産業、⑯情報通信、⑰海洋

(2) 分野横断的課題

(課題)

- ①新技術立国・競争力強化、②人材育成、③スタートアップ④金融を通じた潜在力の解放、⑤労働市場改革⑥介護・育児等の外部化など負担軽減、⑦賃上げ環境整備⑧サイバーセキュリティ

※他の本部と連携して進める課題

・米関税措置への対応、・地域経済の活性化

全世代型社会保障構築本部

◇第12回(2025.11.17)

- ▶ 11月17日に、全世代型社会保障構築本部が持ち回りで開催された。
- ▶ 高市総理大臣は、「給付と負担の在り方などについて、すべての世代を通じて納得感が得られる社会保障の構築に向けた国民的議論を進めつつ、当面の対応が急がれる課題については、早急に議論を進め、結論を得ていく必要」であるとし、社会保障改革の推進について指示した。
- ▶ 社会保障制度における給付と負担の在り方について、給付付き税額控除の制度設計を含め、野党も交えた丁寧な国民的議論を進めるための枠組みとして、「国民会議」の早期設置等を指示している。

経済財政諮問会議

◇第14回(2025.12.5)

- ▶ 12月5日、第14回経済財政諮問会議(議長:高市総理大臣)が開催され、令和8年度予算編成の基本方針について答申を行った。
- ▶ 高市総理からは、「令和8年度予算編成につきましては、『責任ある積極財政』の考え方の下、令和7年度補正予算と一体になって編成する。併せて、『強い経済』の構築に向けた重要施策に重点化しつつ、歳出・歳入両面の改革を推進し、マーケットからの信認を確保する。
また、来年度予算に向けた課題として、社会保障分野について意見交換を行った。
上野厚生労働大臣、そして片山財務大臣においては、次期診療報酬改定などにおいて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、賃上げ、物価高を適切に反映させ、経営の改善や現場で働く幅広い方々

の賃上げに確実につながる的確な対応を行うこと、そして、持続可能な社会保障制度のための改革を実行し、現役世代の保険料を抑えていくため、あくまでも慢性疾患や低所得の方々の負担に配慮しつつ、『改革工程』に掲げられたOTC類似薬を含む薬剤自己負担や、金融所得の反映などの応能負担の徹底等に関する具体的な制度設計を行い、高額療養費制度や介護の利用者負担を見直すこと、といった当面の対応が急がれる課題については、年末までに結論を得た上で、来年度予算編成や制度改正に反映させてもらいたい。

また、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築して、それを次の世代に引き継いでいく。こうした取組が、今を生きる私たちが、将来世代に対して果たすべき責任である。

関係大臣が連携して、本日の議論も踏まえて、給付と負担の在り方などについて、全ての世代を通じて納得感が得られる社会保障制度の構築に向けた国民的な議論を着実に進めていただきたい。」と発言した。

◇第 13 回(2025.11.27)

- ▶ 11月27日、第13回経済財政諮問会議(議長:高市総理大臣)が開催され、令和8年度予算編成の基本方針、来年度予算に向けた課題について議論が行われた。
- ▶ 高市総理からは、「令和8年度予算編成については、『責任ある積極財政』の考え方の下、令和7年度補正予算と一体となって編成し、危機管理投資と成長投資によって潜在成長力を引き上げ、『強い経済』を実現するとともに、経済成長を通じて税収を増やし、財政の持続可能性を実現することを目指す。成長型経済への転換を図るに当たって、まず、物価上昇を適切に反映した予算とする。そして、EBPMなどによって政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される施策は大胆に重点化する。一方で、そうした効果が乏しい場合は見直すなど、歳出・歳入両面で『強い経済』を支える財政構造の転換を図っていく。」との発言があった。

◇第 12 回(2025.11.12)

- ▶ 11月12日、第12回経済財政諮問会議(議長:高市総理大臣)が開催され、経済対策及びマクロ経済運営(金融政策、物価等に関する集中審議)について議論が行われた。高市政権の発足後、初めての開催。
- ▶ 本日の会議では、総合経済対策の策定(令和7年10月21日内閣総理大臣指示)、日本成長戦略会議で示された重点施策等をもとに、意見交換が行われた。
- ▶ 内閣総理大臣指示の「総合経済体制の策定について」では、
 - (1)生活の安全保障・物価高への対応
 - (2)危機管理投資・成長投資による強い経済の実現
 - (3)防衛力・外交力の強化を経済対策の3本柱としている。
- ▶ 「(1)生活の安全保障・物価高への対応」では、
 - ①足元の物価高に対しては、重点支援地方交付金により地域のニーズにきめ細かく対応
 - ②医療・介護等について、職員の方々の処遇を改善するとともに、経営改善支援を行うこと等が盛り込まれている。

財政制度等審議会 財政制度分科会

◇建議とりまとめ(2025.12.2)

- ▶ 12月2日、財務省は、財政制度審議会 財政制度等分科会を開催し、令和8年度予算の編成等に関する建議を取りまとめ、片山財務相に手交した。
- ▶ 建議では、『強い経済』の構築に向け、官民の積極的な投資の促進など戦略的な財政運営を行うと同時に、財政に対する市場からの信頼を確実なものにすることが重要であり、経済再生と財政健全化を両

立させるものとするべき」としている。

- ▶ 社会保障については、「『骨太方針 2025』では、改革を通じた保険料負担の抑制努力の継続と経済・物価動向等への的確な対応が求められており、その双方に応えるものとする必要。経済・物価動向等への対応に当たっては、まずは客観的データに基づく精査を徹底した上で、官民を挙げた賃上げの成果を損なわないよう、極力、可処分所得の拡大につながる内容としなければならない。過去 30 年間、生産性が伸び悩むまま、就業者数を増加させてきた医療・介護産業において、より少ない就業者で質の高いサービスが提供できるよう、効率的で持続可能な産業構造への転換が不可欠」としている。

I : 総論

令和 8 年度予算の編成等に関する建議
(令和 7 年 12 月 財政制度等審議会)

1. 経済・物価動向

- 経済については、**名目・実質GDPは過去最高水準、物価は上昇傾向が継続**。我が国の経済は**供給制約に直面**する中で、「**成長型経済**」に移行できるかどうかの**分岐点**にいる。
- 人口減少・供給制約の下、持続的な経済成長を実現するためには、**イノベーション、資本、労働を強化**し供給力の強化に取り組み、「**強い経済**」を構築することが重要。

2. 財政健全化の状況及び 3. 今後の財政運営に係る考え方

- これまでも、防衛、子ども、GX、AI・半導体といった**重点分野への投資は、複数年度にまたがる計画等に基づき、財源を確保しながら積極的・計画的に実行**。「強い経済」の構築に向け、官民の積極的な投資の促進など**戦略的な財政運営**を行うと同時に、**財政に対する市場からの信認を確実なもの**することが重要であり、**経済再生と財政健全化を両立**。
- 予算編成においては、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、**経済・物価動向等を適切に反映**。あわせて、社会保障制度改革に取り組み、**現役世代の社会保険料負担を最大限抑制**することが重要。
- 金利の上昇により、**利払費は増加**。想定より 1% 上昇した場合、利払費は 2025 年度の 10.5 兆円から 2034 年度には 34.4 兆円に増加（令和 7 年度の社会保障関係費 38.3 兆円）。
- 過去、金融危機や自然災害等の有事が一定の頻度で発生し、債務残高対 GDP 比は非連続に大きく上方シフト。今後、**想定外の有事が発生した場合にも、必要となる財政措置を講じることができるよう、債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げ、財政余力を確保**することが重要。

Ⅱ：各論

1. 社会保障

総論：「骨太方針2025」では、改革を通じた保険料負担の抑制努力の継続と経済・物価動向等への的確な対応が求められており、その双方に応えるものとする必要。経済・物価動向等への対応に当たっては、まずは客観的データに基づく精査を徹底した上で、官民を挙げた賃上げの成果を損なわないよう、極力、可処分所得の拡大につながる内容としなければならない。

過去30年間、生産性が伸び悩むまま、就業者数を増加させてきた医療・介護産業において、より少ない就業者で質の高いサービスが提供できるよう、効率的で持続可能な産業構造への転換が不可欠。

医療：令和8年度診療報酬改定では、経済・物価動向等への対応と保険料負担の抑制努力を両立させるモデルを示す必要。

- ・経済・物価動向等への対応については、医療機関の経営データに基づき、医療機関ごとの費用構造や医療機能に応じたきめ細やかな対応が必要。
- ・現役世代の保険料負担の軽減については、高度急性期・急性期を中心とする病院への重点的な支援のため、診療所分や調剤報酬の適正化が不可欠。

医療保険制度改革の歩みを揺るぎなく進め、加速すべき。特に、OTC類似薬を含む薬剤の自己負担の見直しについては、早急に結論を得るべき。また、応能負担徹底の観点から金融所得勘案や高齢者の自己負担割合の見直しを着実に進めていく必要。

医療提供の効率化等のため、医療の質・アウトカムを重視しつつ、あらゆる方策を実行すべき。また、保険者機能や都道府県のカバランスの強化を図るべき。

介護：介護分野の職員の処遇改善や業務の効率化を通じて、担い手の確保等の課題に対応しつつ、制度の持続可能性を確保するため、以下の制度改革を進める必要。

- ・利用者負担（2割負担）の範囲の見直し、ケアマネジメントの利用者負担の導入などの高齢化・人口減少下での負担の公平化。
- ・軽度者に対する介護サービスの在り方を見直しや介護保険事務の広域化・都道府県の役割強化、高齢者向け住まい等の報酬体系の見直しなどの給付の効率化・適正化。

少子化対策・子育て支援：少子化の加速を踏まえ、施策の充実を図りながら、EBPMの取組を強化し、より効果の高い政策に重点化するべき。

医療・介護分野における人材紹介：民間人材紹介について、必要に応じて更なる規制強化や、報酬制度上の対応も検討する必要。また、ハローワークなど公的人材紹介が適切に機能するような工夫と配置基準の運用柔軟化も組み合わせるべき。

障害福祉：職員の処遇改善などの喫緊の課題に対応しつつ、サービスの質の確保と総費用額（10年間で約2倍に増加）の抑制を両立させる取組が必要。

生活保護：生活扶助基準について消費データの充実に取り組む必要。また、保護費の半分を占める医療扶助について、デジタル化・客観的データ活用等による取組の効率化・有効化や、都道府県によるカバランスや市町村支援を強化。

2. 地方財政

・地方財政の運営にあたっては、成長型経済へ移行し、地方税・地方交付税が増加傾向となっている中で、地方財政の健全化の取組を着実に進めつつ、メリハリの効いた予算編成を行うと同時に、地方公共団体間の財政力・行政サービスの格差拡大を抑制する観点から、地方税源の偏在是正といった都市と地方の支え合いの確保に一層取り組むことが重要。

・より少ない職員数で質の高い行政サービスを安定的に提供していくには、徹底した行政の合理化・効率化を図る必要。このため、自治体DXを一層推進し、業務の効率化を徹底することや、公共施設等の適正管理や下水道事業の広域化・共同化など、広域的なインフラマネジメントを推進することで、歳出効率化を図っていくことが重要。

3. 防衛

・外交力・経済力等も含む総合的な国力が重要。有事の財政需要の拡大に対応するため、経済・財政面の体質強化を図る必要。今後の防衛力強化に必要な予算は、数字ありきではなく、真に必要な防衛力を積み上げ、これらを安定的に支える財源確保は現世代の責任。

・令和8年度予算編成においては、計画で定められた経費の総額を堅持し、既定の方針に沿って財源を手当てしていく必要。

・企業の効率化意欲や研究開発へのインセンティブを向上させる方策や防衛生産等の維持・強化に向け官民連携のあり方を検討すべき。

・自衛官の社会的地位の向上や組織文化の改革等に取り組むとともに、自衛隊組織のスリム化を検討すべき。

4. 外交

・ODA政策は、事業の進捗状況を正確に把握することで、当面の予算抑制を図りながらも、一層の実効性の向上は可能。また、JICAが各国際機関や他省庁事業との更なる連携強化を図るなど、事業の重複を排除しつつ、効果の最大化を目指すべき。

・国際機関等への拠出に際しては、二国間援助と国際機関による援助との連携を説明し、正当な評価を得ることに取り組むべき。

・広報・文化活動は、コンテンツの価値に対する理解を広げることが重要であり、適正な対価を求めることで参加者の意欲を喚起するなど、戦略的に事業を実施していくべき。

5. 文教・科学技術

・教育の質の確保の観点から、義務教育について、①教員志望者を増やすための取組、②効率的な学校運営、③適切なダウンサイジングを進めることが必要。高等教育については、認証評価制度の見直しとその評価結果に基づく私学助成のメリハリ強化によって、大学の統合・縮小・撤退を促進するべき。また、国立大学の運営費交付金の在り方を見直し、大学の創意工夫・改革を促すべき。

・科学技術について、研究開発費総額は主要先進国と遜色ない水準だが、論文生産性は低水準であり、構造的な阻害要因に対処すべき。また、次期科技・イノベーション計画においては予算の増額ありきでなく、適切なアウトカム目標の設定が必要。宇宙政策について、研究開発における民間資金の供給拡大・官民の役割分担の整理を進めた上で、民間事業者の持つ技術力を最大限活用するべき。

・国立美術館・博物館について、日本の文化財がもつ大きな伸びしろを伸ばし、入場料収入を確保して公費依存度を低下させ、サステイナブルな経営体質に転換を図っていくべき。そのため、自己収入確保のための改革や、資金調達手段の多様化が必要。

6. 社会資本整備

- ・建設業においては人手不足が構造的な課題。公共工事の過度な増大が民間工事の円滑な施工等に悪影響を及ぼす「クラウディングアウト」を引き起こすことのないよう留意すべき。
- ・今後のインフラ整備については、生産性向上に取り組むとともに、安定財源を確保しつつ、国土強靱化を着実に進めていくなど、一層の重点化を図る必要。あわせて、将来の人口減少を念頭に、広域的な視点から、持続可能で最適な制度を再構築していく必要。
- ・整備新幹線については、国民負担・住民負担の一層の適正化のためには、接続利益等を反映した適切な貸付料を設定する必要。
- ・物流モーダルシフトについて、JR貨物は多額の国費投入にも拘わらずシェアを伸ばせていない状況であり、抜本的な改革を検討すべき。

7. 農林水産

- ・農業者の人口減少が進む中、農業の生産性向上に向けて、政策を再構築する必要。5年間の農業構造転換集中対策期間で農業の本格的な構造転換が求められる中で、各地域で策定する「地域計画」が実効性のあるものとなるよう見直しを行うことが重要。
- ・今回の米価高騰において、過去と比べ流通段階でのマージンが大きくなっており、その要因を分析する必要。また、民間在庫の一部を「民間備蓄」として活用することを含め、効率的な備蓄運営の在り方を検討する必要。米の安定的な供給に不安が生じるような場合における輸入米の運用の在り方を検討することが考えられる。
- ・令和9年度からの水田政策の根本的な見直しに当たって、適地適作・収益力向上の考え方の下、農業が自立した産業となるよう、広く薄い財政支援ではなく、将来の地域農業を担う経営体の前向きな取組に対して支援を重点化していく方向で検討する必要。

8. 国内投資・中小企業

- ・補助金による支援は政策効果や要件の適切性等について不断の検証を行い、真に効果が認められるものに限定すべき。また、自走可能な取組とならない可能性があり、補助金により支援する場合も、いつどのように支援を終了するか出口戦略を最初から設けておく必要がある。長期的にリターンが期待できる分野については、ガバナンスや財政負担を抑制できる金融支援の活用を前提とすべき。
- ・中小企業支援については、補助金の予算額・種類が膨張しており、補助金への偏重を脱却すべき。中小企業が経営力を高め適切にリスクテイクを行えるよう、政府の支援においては、きめ細やかな伴走支援、価格転嫁対策の更なる強化、金融支援の一層の活用等が必要。

9. デジタル

- ・政府の情報システムは、その予算総額が増加傾向にある中、引き続き運用経費等の削減に取り組むとともに、優先順位をつけた整備、中期的な投資計画を策定した上で、総額の抑制を図っていくべき。
- ・行政事業レビューシートにおける費用対効果分析をさらに精微化させ、予算配分に活用する必要。とりわけ、今後生成AIの活用を見込むなか、その効果を着実に把握し人件費等に抑制に反映していくべき。
- ・自治体情報システムの標準化等にかかる運用経費等の増加について、デジタル庁は、見積精査に対する支援等の自治体向けの伴走支援を、強力な司令塔として着実に実施し、将来的な精緻な見直しをつけていくべき。

◇(2025.11.20)

- ▶ 11月20日、財務省は、財政制度審議会 財政制度等分科会を開催し、とりまとめに向けた審議を行った(資料は非公開)。

◇(2025.11.11)

- ▶ 11月11日、財務省は、財政制度審議会 財政制度等分科会を開催し、文教・科学技術、防衛、社会保障②について協議を行った。下記の方向性等が示された。

【今後の介護保険制度の方向性(総括)】

- ▶ 介護保険制度については、「現役世代の保険料負担の増加を抑制し、制度の持続可能性を確保するため、3年に1度の制度改革の年にあたり、高齢化・人口減少下での負担の公平化や、給付の効率化・適正化のための制度改革を実施すべき」との方向性を示した。

【介護分野の職員の処遇改善】

- ▶ 物価・経済動向が変化する中で、介護分野の職員の処遇改善は喫緊の課題としたが、現役世代の保険料負担の増加を抑制するために、しっかりとした制度改革が必要としている。
- ▶ 介護テクノロジーの活用や経営の大規模化等による業務の効率化が不可欠であり、介護分野の職員の処遇改善について、「業務の効率化分を賃上げの原資」としていくことが重要であるとしている。
- ▶ また、個々の職員に着目すると4.6%の賃上げが実現していることに留意が必要であり、今後明らかになる令和7年度における賃上げの状況も踏まえて検討する必要あるとした。

【利用者負担の見直し】

- ▶ 介護保険の利用者負担については、2割、3割負担の導入を進めてきているが、「増加する介護費用をより公平に支え合う観点から、2割負担の対象者の拡大を図るべき」としている。

【ケアマネジメントの利用者負担の導入】

- ▶ ケアマネジメントについては、「利用者が本来負担すべきケアマネジメントに係る費用を現役世代の保険料で肩代わりしつづけることは、世代間の公平の観点からも不合理であり、利用者負担を導入すべき」としている。

【医療介護分野における人材紹介】

- ▶ 医療機関・介護事業者から、人材紹介手数料が経営上大きな負担になっているとの声があることから、「認定事業者の活用促進に向けた報酬制度上のインセンティブ付け等の対応を検討すべき」「ハローワークに医療・福祉に特化した窓口を設ける」ことなどが示された。
- ▶ また、診療報酬・介護報酬等において、一定の期間を超えて配置基準を満たさない場合に減算等の仕組みが設けられているが、「時間的猶予の緩和など柔軟な運用についても検討すべき」としている。

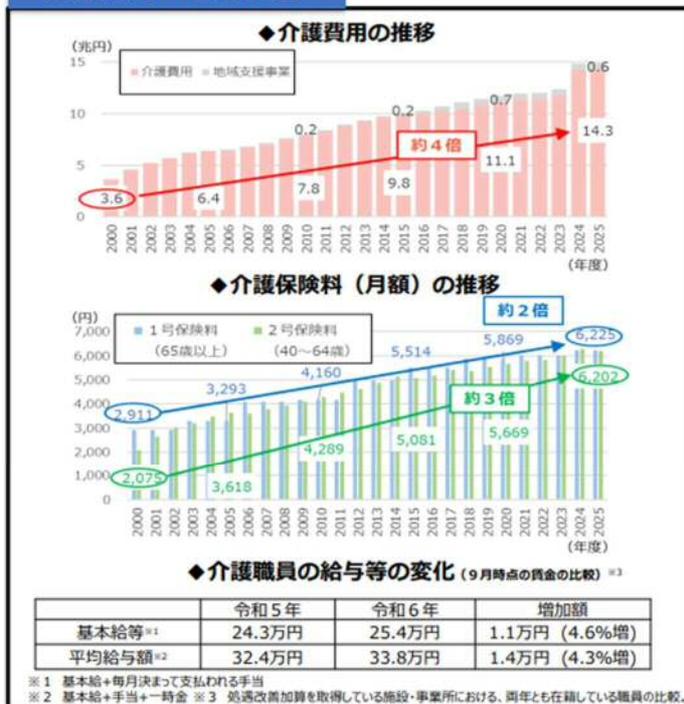
【障害福祉分野の職員の処遇改善】

- ▶ 物価・経済動向が変化する中で、障害福祉分野の職員の処遇改善は喫緊の課題としたが、改革の方向性では、「介護分野の処遇改善に向けた対応を睨みつつ、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する必要」「生産性向上を通じた業務省力化・効率化が不可欠」としている。

今後の介護保険制度改革の方向性（総括）

- 介護保険制度が2000年に創設されてから四半世紀が経過した。高齢者を社会全体で支え合うという役割を果たしてきた一方で、高齢化の進展により介護費用・保険料は大幅に増加しており、制度の持続可能性が危ぶまれる状況にある。
- 介護分野の職員の処遇改善を通じて担い手の確保等の課題に対応しつつ、現役世代の保険料負担の増加を抑制し、制度の持続可能性を確保するため、3年に1度の制度改革の年にあたり、高齢化・人口減少下での負担の公平化や、給付の効率化・適正化のための制度改革を実施すべき。

介護保険サービスの現状



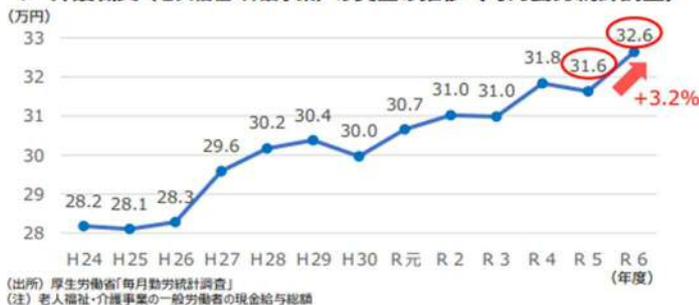
今後の主な改革の方向性

- **高齢化・人口減少下での負担の公平化**
 - ・利用者負担（2割負担）の範囲の見直し
 - ・ケアマネジメントの利用者負担の導入
 - ・多床室の室料負担（老健施設・介護医療院）の見直し
- **担い手の確保**
 - ・介護分野の職員の処遇改善
 - ・業務の効率化
- **給付の効率化・適正化**
 - ・軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への移行
 - ・人口減少地域におけるサービス提供体制の構築
 - ・介護保険事務の広域化・都道府県の役割強化
 - ・保険外サービスの活用
 - ・高齢者向け住まい等の報酬体系の見直し

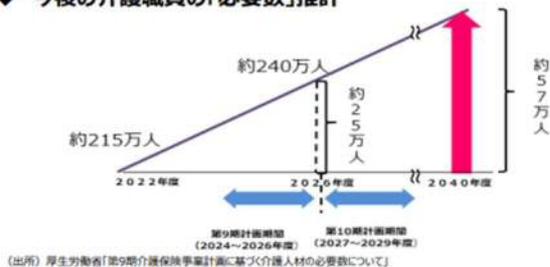
介護分野の職員の処遇改善

- 物価・経済動向が変化の中で、**介護分野の職員の処遇改善が喫緊の課題**となっている。こうした対応による現役世代の保険料負担の増加を抑制するために、しっかりと**制度改革が必要**。
- その上で、日本の生産年齢人口が減少する中で、今後増加する介護サービスの需要をカバーする必要があることを踏まえ、**介護テクノロジーの活用や経営の大規模化等による業務の効率化が不可欠**であり、**効率化分を賃上げ原資としていくことが重要**。必要な処遇改善の水準の議論に当たっても、こうした考え方を反映していく必要。
- 必要な処遇改善の水準については、令和6年度介護報酬改定において、**令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップ分を措置したところ、令和6年度に、全体で3.2%の賃上げ**（毎月勤労統計調査）、**個々の職員に着目すると4.6%の賃上げ**（処遇状況調査、定期昇給込み）が実現していることに留意が必要であり、今後明らかになる令和7年度における賃上げの状況も踏まえて検討する必要。
- また、目指すべき賃上げ率・額については、現状、**介護分野の事業所は小規模**であることを踏まえて、介護職員の賃金の比較対象として、**同様の規模の企業の従業員の賃金を参照**することも検討する必要。

◆ 介護職員（老人福祉・介護事業）の賃金の推移（毎月勤労統計調査）



◆ 今後の介護職員の「必要数」推計



◆ 介護職員（常勤・月給の者）の賃金の変化（処遇状況調査）

	令和5年9月	令和6年9月	増加額
基本給等	24.3万円	25.4万円	1.1万円 (4.6%増)
平均給与額	32.4万円	33.8万円	1.4万円 (4.3%増)

(出所) 厚生労働省「令和6年度介護事業者処遇状況等調査」
(注1) 基本給等＝基本給（月給）＋毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給等とは含まない）
(注2) 平均給与額＝基本給（月給）＋手当＋一時金（4～9月の支給金額の1/6、賞与等含む）
(注3) 処遇改善加算を取得している施設・事業所における、同年とも在籍している職員の比較。

◆ 介護サービス毎の常勤換算職員数・常勤率



利用者負担（2割負担）の見直し①

- 介護保険の利用者負担については、2割・3割負担の導入を進めてきたが、今後も、高齢化による介護費用の増加が見込まれる中で、給付と負担のバランスを確保し、保険料の伸びの抑制を図る観点から、利用者負担の更なる見直しを進めていくことが必要。
- 具体的には、負担能力に応じて、増加する介護費用をより公平に支え合う観点から、**2割負担の対象者の拡大**を図るべき。

◆ 利用者負担のこれまでの経緯

一定所得以上の利用者負担の見直し【平成27年（2015年）8月施行】

- ・ 保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある**一定以上の所得の方の自己負担割合を2割とする**。

現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し【平成30年（2018年）8月施行】

- ・ 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、**2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする**。

◆ 利用者負担割合の推移



(参考) 医療保険の患者負担（70歳以上の高齢者）



(参考) 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（2023年12月22日閣議決定）

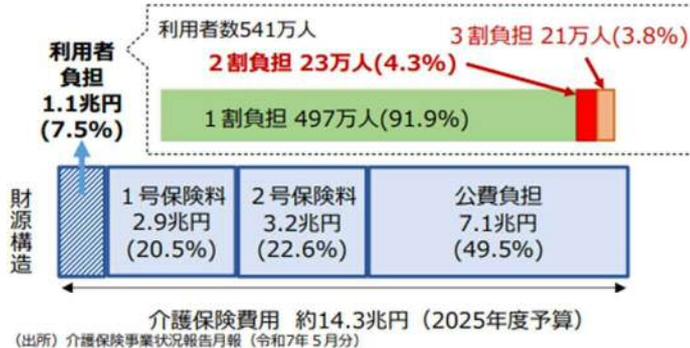
・ 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについては、以下の内容につき、引き続き早急に、介護サービスは医療サービスと利用実態が異なること等を考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度～）の前までに、結論を得る。

- 利用者負担の「一定以上所得」（2割負担）の判断基準について、以下の要を軸としつつ、検討を行う。
ア：直近の被保険者の所得等に応じた分布を踏まえ、一定の負担上限額を設けずとも、負担増に対応できると考えられる所得を有する利用者に限って、2割負担の対象とする。
イ：負担増への配慮を行う観点から、自分の間、一定の負担上限額を設けた上で、アよりも広い範囲の利用者について、2割負担の対象とする。その上で、介護サービス利用等への影響を分析の上、負担上限額の在り方について、2028年度までに、必要な見直しの検討を行う。
- (i) の検討に当たっては、介護保険における負担への金融資産の保有状況等の反映の在り方や、きめ細かい負担割合の在り方と併せて早急に検討を開始する。

◆ 利用者負担の現行区分

1割負担	下記以外の者
2割負担	単身280万円以上、2人以上346万円以上 (合計所得160万円以上) 【所得上位20%】
3割負担	単身340万円以上、2人以上463万円以上 (合計所得220万円以上) 【現役並み所得】

◆ 利用者負担の現状



ケアマネジメントの利用者負担の導入①

- 介護保険サービスの利用にあたっては、一定の利用者負担を求めているが、**居宅介護支援（ケアマネジメント）**については、制度創設時以来、ケアマネジメントの利用機会を確保する観点等から**利用者負担を取らない**取扱いとされてきた。しかし、介護保険制度創設から25年以上が経ち、現状では、**ケアマネジメントに関するサービス利用が定着**している。利用者が本来負担すべきケアマネジメントに係る費用を現役世代の保険料で肩代わり続けることは、世代間の公平の観点からも不合理であり、**利用者負担を導入すべき**。
- なお、特養等の介護施設においては、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行うケアプラン作成等に係る費用については基本サービスの一部として利用者負担が生じており、**施設介護と在宅介護との間でケアマネジメントの利用者負担について不均衡が生じている状況にも留意が必要**。

◆ケアマネジメントに自己負担がない理由

「介護保険制度の見直しに関する意見」(2016年12月介護保険部会)
 現在、居宅介護支援や介護予防支援のいわゆるケアマネジメントサービスには利用者負担はない。これは、要介護者等の相談に応じ、その心身の状態等に応じた適切なサービスを利用できるように支援する**新しいサービスの導入にあたり、要介護者等が積極的に本サービスを利用できるように、制度創設時に特に10割給付のサービスと位置づけたもの**である。

◆ケアマネジメントサービスの請求事務所数・受給者数

	2001年5月	2025年4月
事業所数	18,582件	43,121件
受給者数	129万人	385万人

(出所) 厚生労働省「介護給付費等実態統計」

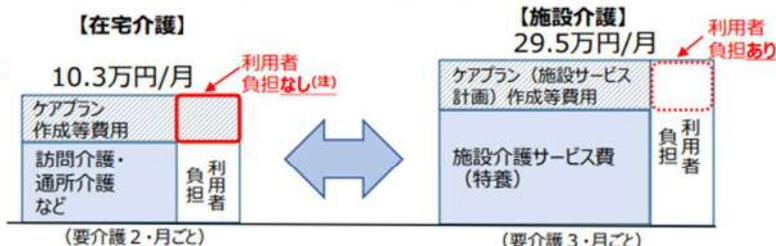
◆ケアマネジメントに係る費用のイメージ

- ケアマネジメント（居宅介護支援）に係る費用額（2024年度実績）
5,523億円



(注) 自己負担は、所得の状況に応じて1～3割となることに留意。

◆介護サービス費用の比較（在宅介護と施設介護）



(注) 自己負担額は1,400円程度 (要介護2、1割負担を前提に、受給者1人当たり費用額から計算) (出所) 厚生労働省「介護給付費等実態統計」(2025年4月審査分)。

(参考) 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋 (改革工程) (2023年12月22日閣議決定)

「ケアマネジメントに関する給付の在り方 (利用者負担等) については、利用者やケアマネジメントに与える影響、他のサービスとの均衡等も踏まえながら、包括的に検討を行い、第10期介護保険事業計画期間の開始 (2027年度) までの間に結論を出す。」

52

医療・介護分野における人材紹介 (全体像)

- 看護・介護人材の確保等に当たっては、民間の人材紹介会社が活用されるケースがあり、これによる就職件数は近年増加傾向。他方で、医療機関や介護事業者からは、人材紹介手数料が経営上大きな負担になっているとの声も聞かれる。

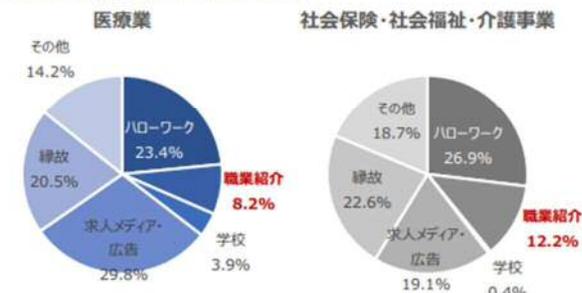
現状

民間人材紹介による就職件数



(出所) 厚生労働省「職業紹介事業報告」

入職経路に占める比率 (新卒以外)



(出所) 厚生労働省「令和6年 雇用動向調査」

これまでの取組

- 人材紹介会社による手数料表の情報提供義務、就職後2年間の転職勧奨の禁止 (H30.1～)
- 人材紹介会社経由で雇用した労働者が早期退職した際、手数料の一部を求人者に返還する仕組みを人材紹介会社においてルール化すること (返戻金制度) の推奨 (H30.1～)
- 人材紹介会社が求職者に支払う「就職祝い金」の禁止 (R3.4～)
- 医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度の創設 (R3.8～)
- 人材紹介会社の法令違反の疑いについて、医療・介護・保育求人者向け特別相談窓口を都道府県労働局に設置 (R5.2～)
- 「就職祝い金」の禁止、転職勧奨の禁止について、有料職業紹介事業の許可条件に追加 (R7.1～)
- 人材紹介会社において職種別の平均手数料の実績公開を義務化 (R7.4～)

改革の方向性 (案)

- 民間人材紹介については、これまで講じた対策が、医療・介護分野における人材紹介事業の適正化につながっているか、効果検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる規制強化や、認定事業者の活用促進に向けた報酬制度上のインセンティブ付け等の対応も検討すべき。
- ハローワークにおいて医療・福祉に特化した窓口を設けること等により、求人への対応を迅速に行うべき。あわせて、配置基準に係る時間的猶予の緩和など柔軟な運用等についても検討すべき。

障害福祉分野の職員の処遇改善

- 経済・物価動向が変化する中で、障害福祉分野の職員の処遇改善は喫緊の課題。
- 2024年には、福祉・介護職員の基本給等で5.3%、一時金等を含む平均給与額で6.5%の賃上げ（定期昇給込み）が実現する一方で、1事業所当たりの総費用額（＝自立支援給付と利用者負担の合計であり、施設・事業所の収益の大宗を占める）は、2024年度において7.7%増加。

◆障害福祉分野の福祉・介護職員の給与等の変化 (9月時点の賃金の比較)

	2023年	2024年	増加額
基本給等 ^{※1}	24.1万円	25.4万円	1.3万円 (5.3%増)
平均給与額 ^{※2}	30.8万円	32.8万円	2.0万円 (6.5%増)

【参考】介護分野の介護職員の給与等の変化

	2023年	2024年	増加額
基本給等 ^{※1}	24.3万円	25.4万円	1.1万円 (4.6%増)
平均給与額 ^{※2}	32.4万円	33.8万円	1.4万円 (4.3%増)

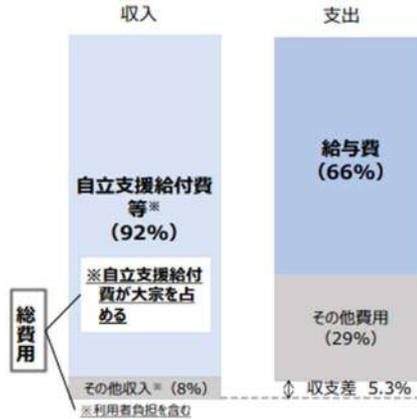
※1 基本給+毎月決まって支払われる手当

※2 基本給+手当+一時金

※3 処遇改善加算を取得している事業所における、同年とも在籍している職員の比較。

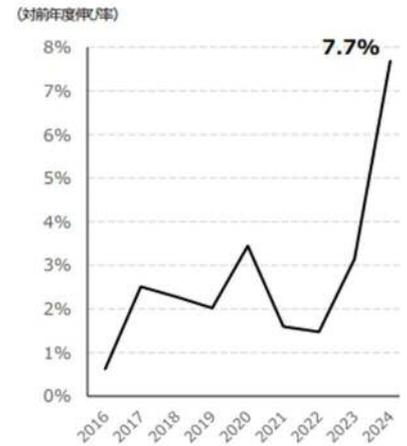
（出所）厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」
「令和6年度介護従事者処遇状況等調査」

◆障害福祉サービス等の収支構造 (2022年度)【収入=100】



（出所）「令和5年度障害福祉サービス等経営実態調査結果」を基に作成。「その他収入」には、「自立支援費等・捐資費・運営費収入」以外の「事業活動収益」（例、「利用料収入」）や「事業活動外収益」等を含む。「その他費用」には、「給与費」以外の「事業活動費用」（例、「減価償却費」）や「事業活動外費用」等を含む。

◆1事業所当たりの総費用額の伸び



（出所）国保連データを基に作成。障害児向けのサービスの費用は含まない。

【改革の方向性】（案）

- 2024年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた処遇改善の状況や、経営状況等の実態[※]を把握・検証した上で、介護分野の処遇改善に向けた対応を睨みつつ、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する必要。
- ※ 今後公表される障害福祉サービス等経営概況調査（無作為抽出された事業所のうち一定割合が調査に回答）結果の国保連データ（1事業所当たり総費用額の算出根拠）との整合性等を勘案しつつ、経営状況等の実態を把握していく必要。
- 同時に、今後労働力人口が減少していく中において、サービスの質を維持・向上していくためには、生産性向上を通じた業務の省力化・効率化が不可欠。

◇(2025.11.5)

- ▶ 11月5日、財務省は、財政制度等審議会 財政制度分科会を開催し、財政総論、地方財政、社会保障①について協議を行った。
- ▶ 財政総論については、ポイントとして下記事項等が示された。
 - 人口減少・供給制約の下、持続的な経済成長を実現するためには、イノベーション、資本、労働を強化し供給力の強化に取り組み、「強い経済」を構築することが重要。
 - これまでも、防衛、子ども、GX、AI・半導体といった重点分野への投資は、複数年度にまたがる計画等に基づき、財源を確保しながら積極的・計画的に実行。「強い経済」の構築に向け、官民の積極的な投資の促進など戦略的な財政運営を行うと同時に、財政に対する市場からの信認を確実なものすることが重要であり、経済再生と財政健全化を両立。
 - 予算編成においては、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を適切に反映。あわせて、社会保障制度改革に取り組み、現役世代の社会保険料負担を最大限抑制することが重要。
- ▶ 社会保障①では、ポイントとして下記事項等が示された。

【総論】

- 社会保障について、「骨太方針 2025」では、改革を通じた保険料負担の抑制努力の継続と経済・物価動向等への的確な対応が求められており、その双方に配慮のものとする必要。
- 経済・物価動向等への対応に当たっては、まずは客観的データに基づく精査を徹底した上で、官民を挙げた賃上げの成果を損なわないよう、現役世代の保険料負担の増による可処分所得の抑制を回避することが最低限の要請。賃上げ努力の成果や保険料負担の抑制努力とあわせて、極力、可処分所得の拡大につながる内容としなければならない。
- 経済・物価動向等への対応に当たっては、まずは客観的データに基づく精査を徹底した上で、官民を

挙げた賃上げの成果を損なわないよう、現役世代の保険料負担の増による可処分所得の抑制を回避することが最低限の要請。賃上げ努力の成果や保険料負担の抑制努力とあわせて、極力、可処分所得の拡大につながる内容としなければならない。

人口戦略本部

◇第1回(2025.11.8)

- ▶ 政府は11月18日に、こども・子育て政策を含む人口減少対策を総合的に推進するため人口戦略本部(本部長:高市総理大臣)を設置し、第1回会合を開催した。
- ▶ 高市総理は、「自ら選んだ地域で住み続けられる社会を実現するため、地域に必要な社会保障サービスの維持、少子化対策の推進、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生、付加価値創出型の新しい地方経済の創生、外国人材との共生を始めとする人口減少対策を総合的に推進する」と述べた。
- ▶ また、高市総理大臣は各大臣に対し
 - ・給付と負担の在り方の見直しを含めた社会保障改革を進めること
 - ・少子化・人口減少のトレンドの反転に向けて、将来的な更なる少子化対策の在り方を検討すること
 - ・地方経済の再生と成長を実現するため、年内に総合戦略をとりまとめる。人口減少に対応した地方自治の在り方についても総合的に検討すること等を指示した。

2. 規制改革

<会議>

規制改革推進会議

◇第25回(2025.10.16)

- ▶ 10月16日、内閣府は第25回規制改革推進会議を開催し、議長の互選を行い、富田哲郎 東日本旅客鉄道株式会社相談役が選任された。
- ▶ また、ワーキング・グループの座長・構成員も引き続き同メンバーが選任された。

◇第24回(2025.10.3)

- ▶ 10月16日、内閣府は第25回規制改革推進会議を開催し、規制・制度改革の更なる発展・深化について協議を行った。
- ▶ 規制・制度改革の更なる発展・深化については、以下のとおり検討課題案が示され、協議が行われた。
- ▶ 石破内閣は、「地方創生」「賃金向上、人手不足対応」「投資大国」「防災・減災」の4本柱で規制改革に取り組んできた。同会議は、賃金向上、人手不足対応の検討課題例として、「医療・介護分野におけるタスク・シフト/シェアの促進」「地域の実情に応じた介護サービス提供体制の見直し」などをあげた。
- ▶ また、国民生活に密着し社会・経済的に重要性が高い分野について、デジタル・AIなどのテクノロジーの社会実装や利用者目線の改革を徹底していくことが課題としており、介護においてもAI・デジタル活用の促進などが、検討課題としてあげられている。

規制改革実施計画を踏まえた規制・制度改革の更なる発展・深化について(案) 資料1

- 人口減少等による課題を乗り越え、地方創生2.0を実現し、高付加価値創出型の成長型経済に移行するための規制・制度改革に取り組むことが重要。
- 国民生活に密着し社会・経済的に重要性が高い分野について、デジタル・AIなどのテクノロジーの社会実装や利用者目線の改革を徹底していくことが課題。まずは既に決定された事項の具体化・前倒し・深掘りから議論を進めていく。

～検討課題の例～

地方創生

- ・膨大な所有者不明土地等の有効活用
- ・全国における移動の不足の解消(ライドシェア等)
- ・地域におけるオンライン診療の更なる普及・円滑化
- ・農業の大規模経営・参入の促進等

賃金向上、人手不足対応

- ・生産性の高い多様で柔軟な働き方の推進(スタートアップ等)
- ・年次有給休暇制度の見直し
- ・フリーランス・ギグワーカーの労働環境の改善
- ・医療・介護分野におけるタスク・シフト/シェアの促進
- ・地域の実情に応じた介護サービス提供体制の見直し

投資大国

- ・医療・介護・農業・法務など各産業におけるAI・デジタル活用の促進、フィジカルAIの社会実装の促進
- ・スタートアップへの投資促進・成長促進
- ・無人航空機(ドローン)等の社会実装の促進
- ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISM&P)等の見直し
- ・GXへの投資の促進
- ・医療等データの利活用の促進

防災・減災

- ・迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進
- ・膨大な所有者不明土地等の有効活用(再掲)

規制改革推進会議 健康・医療・介護 ワーキング・グループ

◇第7回（2025.12.3）

- ▶ 内閣府は12月3日、第7回規制改革推進会議 健康・医療・介護 ワーキング・グループを開催し、「特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化などの推進」「規制改革ホットライン処理方針」について協議を行った。

◇第6回（2025.10.29）

- ▶ 内閣府は10月29日、第6回規制改革推進会議 健康・医療・介護 ワーキング・グループを開催し、「全国がん登録及び院内がん登録の更なる利活用に向けた整備」「規制改革ホットライン処理方針」について協議を行った。

3. 地方創生・地方分権等

<会議>

地域未来戦略本部

◇第1回（2025.12.4）

- ▶ 12月4日に、政府は地域経済の活性化に必要な施策を検討する「地域未来戦略本部」の初会合を開いた。
- ▶ 高市総理大臣は、
 - ・地方には可能性を秘めた魅力あふれる地域資源が多数存在。地方の伸び代を最大限いかすために、各知事が主導する「地場産業」の成長プランを強力に後押しすること
 - ・その付加価値向上と販路開拓を支援する政策パッケージを来年5月頃目途に策定すること
 - ・具体的支援策として、新たに「地域未来交付金」を設けること
 - ・重要なインフラである産業用地の確保や地域のエッセンシャルサービスの維持向上を実現するための法制的措置を検討すること
 等を指示した。

「地域未来戦略」で取り組む内容

資料4 参考資料

地域未来戦略

（所信演説）“地域を超えたビジネス展開を図る中堅企業を支援し、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずることで、地方に大規模な投資を呼び込み、地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成していくことで、「地域未来戦略」を推進します。”

地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援

地域ごとに戦略産業クラスター計画を策定

※ 日本成長戦略会議で挙げた戦略分野を中心に、地域のコミットメントを得ながら、知事も連携し策定。

知事主導で

各都道府県における地場産業の成長プランを策定

① 成長投資促進策と一体のインフラ整備

- 成長投資の促進
 - ・成長投資促進策の検討
 - 【日本成長戦略会議で議論】
 - ※ 別の会議体を中心に検討される予定。
- GX産業立地
 - ・「GX戦略地域」を選定し、支援と規制・制度改革を一体的に措置
 - 【GX実行会議WGで議論】
- 投資と一体での関連インフラ整備・人材育成
 - ・地域毎の投資・インフラ・人材需要を可視化し、必要な措置を検討

② 地域産業のエコシステム形成

- 中堅・中小企業の投資・ビジネス展開
 - ・中堅・中小等の大規模設備投資への支援
 - ・地域経済全体を底上げする100億企業の創出
 - ・地域を支える中小・小規模事業者の持続的な発展に向けた支援
 - ・地域波及効果の高い企業への重点支援
- 地域イノベーション支援
 - ・地方大学発、高専発スタートアップの創出・成長支援
 - ・地方大学や産総研の産官学連携拠点整備
- 人材育成・確保支援
 - ・大企業人材の活用促進（レビキャリア等）
 - ・地域一体での人材育成・確保

○ 産業用地の確保促進（集積立地の促進）

- ・産業用地整備に関する金融措置等の検討
- ・規制見直し（緑地規制、工業用水等）に係る検討

○ エッセンシャルサービスの維持向上

- ・産業の担い手の確保のため、生活関連サービス供給の持続化の支援枠組みの創設を検討

国内投資・立地促進に向け法制的な措置を検討

「地域未来戦略本部」の設置を閣議決定（2025.11.11）

- ▶ 政府は、11月11日、地方創生実現に向けた「地域未来戦略本部」の設置を閣議決定した。本部長は高市総理大臣。
- ▶ これまでの地方創生の取り組みに加え、産業拠点の形成や地場産業の付加価値向上など、経済に重点を置いた政策を検討する。
- ▶ 石破政権が創設した「新しい地方経済・生活環境創生本部」は廃止。廃止前の新しい地方経済・生活環境創生本部が検討した事項等については、本部に引き継がれる。

地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会

◇第 184 回（2025.11.13）

- ▶ 内閣官房は 11 月 13 日、第 64 回地方分権改革有識者会議・第 184 回提案募集検討専門部会を合同で開催し、令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(案)について協議を行った。
- ▶ 福祉分野に関する事項は以下のとおり。

提案	提案団体（関係府省庁）	令和7年の地方からの提案等に関する対応方針案文
16 障害者支援施設における設備基準等の見直し 人口減少		
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) (管理番号 272)	広島県、宮城県、愛媛県、広島市、大崎上島町、全国知事会、中国地方知事会 (厚生労働省)	障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（44 条 3 項及び 84 条 2 項）の中山間地域等における適用については、地域の実情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、社会保障審議会等において検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
17 介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化 人口減少		
(介護保険法) (管理番号 104)	岐阜県 (厚生労働省)	介護職員初任者研修については、介護職員等がより受講しやすい環境を整えるため、オンラインによる実施を認めることが適切な範囲等について検討し、結論を得る。その結果に基づいて令和 7 年度中に必要な措置を講ずる。
18 福祉サービス第三者評価事業における認証手続・評価調査者養成の見直し 人口減少		
(社会福祉法) (管理番号 103)	岐阜県、新潟県、三重県 (こども家庭庁、厚生労働省)	福祉サービス第三者評価事業については、評価機関及び都道府県推進組織の負担軽減や、各都道府県における評価機関の確保を図るため、都道府県推進組織及び関係団体の意見を踏まえつつ、以下のとおりとする。 ・他の都道府県推進組織において研修を受講した評価機関について、その研修の内容が、都道府県推進組織が自ら実施する研修の内容と同等であると判断する場合、当該都道府県推進組織が定める認証要件のうち、研修受講要件の免除を可能とする方向で検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・都道府県推進組織の負担軽減を図る観点から、事務の簡素化等について検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
31 社会福祉主事の任用資格要件の緩和		
(社会福祉法) (管理番号 R6-131)	大府市 (厚生労働省)	【令和 6 年対応方針】 社会福祉主事任用資格要件（社会福祉法 19 条 1 項）については、令和 6 年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【これまでの措置（検討）状況】 福祉事務所現業員（生活保護担当）の任用状況等に関する調査について地方公共団体へ令和 7 年 3 月 14 日から 1 ヶ月程度調査を実施した。また、令和 7 年度調査研究事業において、有識者による検討会を開催している。 【今後の予定】 引き続き、令和 7 年度調査研究事業において、福祉事務所へのヒアリング及び有識者による検討会などを実施した上で、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4. 社会福祉法人等

<会議等>

社会保障審議会 福祉部会

【検討スケジュール】

今後のスケジュール（見込み）							第28回社会保障審議会福祉部会 令和7年8月18日	資料4
2025年	～7月	8月	9月	10月	11月	12月～		
福祉部会	4/24 開催 報告 設置承認	8/18 (本日) 身寄りのない高齢者等への支援に係る関係者ヒアリング 報告	とりまとめに向けた議論 ○地域共生社会の更なる展開 ○身寄りのない高齢者等への支援 ○成年後見制度の見直しへの対応 ○社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方 ○社会福祉における災害への対応 等					
福祉人材確保専門委員会	委員会設置 5/9 第1回開催	6月以降、人材確保に関するヒアリング・議論				秋頃 とりまとめ 報告		
地域共生社会の在り方検討会議	3/27 論点整理案	5/28 中間とりまとめ						
「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会	4/10 中間とりまとめ	7/25 とりまとめ						

※ 議論の内容に応じ、介護保険部会、障害者部会、こども家庭審議会など、関係審議会とも連携

◇第32回（2025.12.15）、報告書公表（2025.12.18）

- ▶ 12月15日、厚生労働省は第32回社会保障審議会福祉部会（部会長：菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授）を開催した。
- ▶ 今回は、これまでの協議をふまえた報告書案が示され、協議が行われた後、概ね了承され、12月18日に公表された。

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、**人口減少・単身世帯の増加等**の社会情勢の変化や**多様化・複雑化する福祉ニーズ**、人口構造や世帯構成の変化スピードの**地域差**、地域における**支え合い機能の脆弱化**への対応が課題
- ・ **全ての市町村で**、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、**包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要**
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す**地域共生社会のさらなる実現・深化**を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために**市町村が実施すべき施策の明確化**
 - （1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ **支援会議を活用可能な市町村の拡大**（※）、市町村が地域の見守り等に協力する**団体を委嘱できる仕組みの創設**
 - ※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ **重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入**
- ・ **生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等**

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ **過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設**
 - 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の**配置基準**を縦割りの基準から**分野横断的な基準に柔軟化**、**地域との協働促進を図る事業**を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ **地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化**
- ・ **福祉以外分野との連携・協働の強化**

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ **頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業**を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う**中核機関の法定化**

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

① 社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・ 地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能とする**

② 既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・ 地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・ 社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

① 平時からの連携体制の構築

- ・ 包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・ 市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

② DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・ **災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・ 派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

① 地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・ 都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

② 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・ テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③ 中核的介護人材の確保・育成

- ・ 潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・ **介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・ **介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④ 外国人介護人材の確保・定着

- ・ 小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・ **准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

◇第31回（2025.11.17）

- ▶ 11月17日、厚生労働省は第31回社会保障審議会福祉部会（部会長：菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授）を開催した。
- ▶ 今回は、「これまでのご意見を踏まえた論点に関する議論の状況」「介護保険部会における議論の状況」「福祉人材確保専門委員会における議論の整理」について、それぞれ協議をふまえた検討の方向性が示され、協議が行われた。（以下、一部抜粋）

- ▶ 福祉部会において、鳥田委員(東京都社会福祉協議会 副会長)は、新たな事業について、
 - (1)自治体の役割の明確化
 - (2)判断能力が不十分な者への支援と身寄りのない高齢者等への支援の別事業化
 - (3)利用料金が高額にならないような仕組みの検討
 等について意見書を提出し発言するとともに、全社協が10月20日に厚生労働大臣に提出した「身寄りのない高齢者等への支援にかかる「新たな事業」に関する要望」を参考資料として提出した。

1. 地域共生社会の更なる展開について

1-1 包括的な支援体制整備に向けた対応③

検討の方向性

(市町村における包括的な支援体制の整備の推進)

- **市町村が包括的な支援体制を整備を進めるにあたって、地域住民の支え合いを促進する施策、支援関係機関同士が連携して支援を行う施策、地域住民と支援関係機関の連携・協働を図る施策等、実施すべき施策を明確化すべきである。**その際、特に、地域から福祉の支援体制につながるための方策が重要であるとの意見があった。
- **重層的支援体制整備事業を実施していない市町村においても支援会議の活用を可能とする等により、体制整備を促進すべきである。**
- 地域住民等と支援関係機関の連携・協働を図るための方策として、**市町村が協力団体を委嘱できる仕組みの創設等**を推進すべきである。
- **生活困窮者自立支援制度について、制度対象に支援が必要な者が幅広く含まれることの明確化や、福祉事務所未設置町村への努力義務化による一次相談事業の拡充等、対応を強化すべきである。**

(都道府県における包括的な支援体制の整備の推進)

- **都道府県による市町村への伴走支援の強化や、広域対応が必要な支援実施主体としての都道府県の役割の明確化等により、市町村への支援を強化すべきである。**あわせて市町村同士が学び合う環境づくりも支援していく必要があるという意見もあった。

1-1 包括的な支援体制整備に向けた対応④

検討の方向性 (続き)

(重層的支援体制整備事業の質の向上)

- **事業実施にあたっては、現状の地域資源の把握、地域の多様な関係者との対話等の検討プロセスを経ることを要件とすべきである。**
- **重層的支援体制整備事業実施計画について、必須記載事項として目標・評価等に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行うこととすべきである。**
- **財政支援について、体制整備(人件費補助)のための支援から、機能面・取組面の評価を踏まえた支援の仕組みにすべきである。**
- これらに際し、必要な検討プロセス・事業の評価方法等については、**調査研究を実施・整理し自治体に示すべきである。**なお、**評価は支援実績件数のみでなく、複数の要素を組み合わせる総合的に行うことを念頭に今後、さらに詳細を検討していくべきである。**また、検討プロセス・事業の評価方法等の検討にあたっては、**市町村の取組状況も多様であることを踏まえるべきである。**

(包括的な支援体制の中でのこども・若者支援)

- **こども・若者支援の推進のため、市町村に対し、こども・若者支援の観点に留意(※)した包括的な支援体制整備の必要性を周知すべきである。**また、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業の促進を図るべきである。さらに、「子ども・若者総合相談センター」機能の充実が求められるという意見もあった。
- ※ **こども期からの予防的支援や若者の特性に留意しアウトリーチや継続的な伴走支援を行うこと等**

2. 身寄りのない高齢者等への対応

2-1 新たな事業について②

検討の方向性

- 地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいては、身寄りのない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実の方向性として、日自事業(社会福祉法における第二種社会福祉事業である福祉サービス利用援助事業)を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する**新たな第二種社会福祉事業**(以下「新たな事業」という。)を法に位置づけ、**一定の公的関与**の下、社会福祉協議会や社会福祉法人等の**多様な実施主体**が事業を実施出来るようにするとの方向性を示している。
- こうした現状やこれまでの検討結果を踏まえつつ、**新たな事業に関しては、以下のとおりとすべきである。**
なお、事業を実施するに当たっては丁寧な説明や十分な準備期間を設けるべきである。

【1. 趣旨】

- ・ 判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがない高齢者等が地域で安心して自立した生活をし続けられるよう、生活上の課題に関する支援を行う
- ・ 資力が十分でなくても支援の必要性があり、これらの者が利用できるようにする観点から、利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業(以下「無低事業」という。)とする

検討の方向性

【2. 対象者】

- ・ 判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがない高齢者等とし、地域で自立した生活をし続けるために、生活上の課題に関して支援を要する者
- ※ 身寄りがあっても、家族・親族等の関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることは適当ではないと考えられる。
- ※ なお、介護保険部会においても、「身寄りのない高齢者等」という表現・定義については、その意味が抽象的で受け手によって解釈が異なる可能性がある等の意見があった。

【3. 無低事業の要件】

- ・ 事業の利用者のうち、一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる
- ※ 無料又は低額で利用できる資力の要件は、所得要件に加え、資産要件についても自治体のモデル事業における設定状況等を踏まえて設定することが考えられる。

【4. 事業内容】

- 新たな事業の事業内容は、判断能力が不十分な人や身寄りのない高齢者等に対する「日常生活支援」に加えて、「入院・入所等の手続支援」と「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施すること。
- 「日常生活支援」は、地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業とする。
<事業内容の例>
・定期連絡等の定期的な見守り
・一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
・福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助
・通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり
- 「入院・入所等の手続支援」は、身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められることを目的とする事業とする。
<事業内容の例>
・契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援
・緊急連絡先の提供
・入院費用の支払代行
- 「死後事務の支援」は、利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことを目的とする事業とする。
<事業内容の例>
・葬儀(火葬)・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
・資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
・公共料金の収受機関等への連絡
- 上記のほか、実施主体において、必要と考える支援の実施を妨げるものとはしない。
○ 利用者本人の意思決定支援も適切に確保

20

【5. 契約締結】

- ・ 本人又は代理人と契約締結
- ・ 本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要

【6. 利用料】

- ・ 原則として利用者負担とし、無料又は低額で利用できる要件に該当する者に対しては、利用料を減免。ただし、葬儀・納骨・家財処分に係る費用の実費相当は利用者が負担。
 - ・ 利用料については、各地の最低賃金や新たな事業の運営等を踏まえ、各実施主体において設定
- ※ なお、利用料金が高額にならないよう検討が必要との意見があった。

【7. 実施主体】

- ・ 事業の実施主体に制限は設けない

【8. チェック体制】

- ・ 実施主体は都道府県知事へ届出
- ・ 都道府県知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行う。違反した場合は、罰則の適用もある。
- ・ 実施主体ごとに、事業運営に関して適正な運営の確保を図る
- ・ 加えて、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(令和6年6月)」の遵守が望ましい

<実施主体が社会福祉協議会の場合>

- ・ 都道府県内の区域であまねく事業が実施されるようにするため、現行の日自事業と同様、都道府県社会福祉協議会・指定都市社会福祉協議会は新たな事業を実施
- ・ 運営適正化委員会は、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言又は勧告を行う

【9. 今後の事業実施に向けた課題】

- なお、事業を実施するに当たって更に検討が必要と考えられる点について、以下のような意見があった。
 - ・ 死後事務について相続等の法的な問題など専門的な対応を行う体制のあり方について検討すべきではないか。
 - ・ 適時に入院入所手続や死後事務について対応するための体制への配慮が必要ではないか。
 - ・ 事業の実施内容については、地域の実施主体の主体性や意向も反映されるよう検討すべきではないか。
 - ・ 新たな事業について、実施主体が事業を実施するに当たっては、利益相反を指摘されることのないよう適切な運用について整理すべきではないか。
 - ・ 入退院の手続の支援などにおいて、そもそも身元保証人が必要なのか精査すべきではないか。

2-1 新たな事業について（補足説明資料）

主なご意見

○第29回福祉部会(令和7年9月8日)における議論

①身寄りのない高齢者等への支援に係る自治体の役割について

「身寄りのない高齢者等への対応は権利擁護支援体制の一環として取り組むべき課題であることから、市町村を主体としながら都道府県及び市区町村の実情に応じた支援体制を構築するよう検討するべき」との意見や、「死後事務や医療や司法あるいは民間事業者との連携も求められるということを踏まえると市町村や都道府県の役割ということを明確化することも重要」との意見があった。

②事業者に対するチェック体制について

「身寄りのない高齢者等が適切に支援を受けることができるように高齢者等終身サポート事業を実施する民間事業者に対する都道府県や市町村におけるチェック体制を構築するべき」との意見があった。

考え方/対応の方向性

①身寄りのない高齢者等の支援に係る自治体の役割について

社会福祉法第106条の3第1項に基づき、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされているが、身寄りのない高齢者等への支援についても同条の「地域生活課題」に含まれると明確にした上で、具体的な施策として以下の対応を行うことが考えられるのではないかと。

・ 社会福祉法第106条の3第2項に基づく包括的な支援体制の整備のための「大臣指針」に、身寄りのない高齢者等の支援に係る市町村の役割等に関する事項を明記。

・ 社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画の「計画策定ガイドライン」において、身寄りのない高齢者等の支援に係る事項を明記。

※ 併せて、身寄りのない高齢者等の抱える生活課題への対応に向けて、地域ケア会議などを活用して地域課題として必要な資源を整理すること等の取組のあり方について介護保険部会において検討中。

②事業者に対するチェック体制について

第二種社会福祉事業としての規律に加えて、以下のような対応が考えられるのではないかと。

・ 社会福祉協議会が実施主体の場合は、運営適正化委員会が、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言または勧告を実施

・ 更に、第二種社会福祉事業として、新たな事業を実施する事業者自身が取り組むべき適正な事業運営の確保策を盛り込んだガイドライン等を示すことを検討

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

3-1 社会福祉連携推進法人制度の見直しについて②

検討の方向性

(社会福祉連携推進法人による社会福祉事業の実施)

○ 現行制度では、**社会福祉連携推進法人**は、社会福祉事業を行うことができないことについて、地域住民に必要不可欠な社会福祉事業等を維持し、また、連携・協働による効果的・効率的な事業の実施を推進することによって、利用者を保護し、地域において適切な福祉サービスを提供する観点から、**一定の要件を満たす場合には、社会福祉事業及び社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービスについて行うことを可能とすべきである。**

その際、社会福祉連携推進業務以外の業務の事業規模が、社会福祉連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであることとした**規模要件についても緩和をすべきである。**

○ 一方、社会福祉連携推進法人は確実に社会福祉連携推進業務を行う体制を確保する必要があり、また、すでに社会福祉事業を行うことを目的とする法人として社会福祉法人があることから役割分担をした、制度創設時の考え方に留意する必要がある。

○ このため、**第一種社会福祉事業が特に利用者の人権擁護と事業の継続性、安定性を確保する必要性が高い事業であることを理由に、原則として地方公共団体又は社会福祉法人に限り経営を認めていることを踏まえ、一定の要件として、社会福祉連携推進法人が実施する社会福祉事業の範囲については、第二種社会福祉事業及び社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービスの範囲とすべきである。**

また、当該地域において、福祉ニーズを充足できていない、かつ他のサービス事業主体の参入が期待できないこと、及び社会福祉事業等を実施する場合であっても、主たる目的である連携推進業務を行う体制が確保されていることが認められる場合に限定すべきである。

○ 上記の一定の要件を満たすことについては、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行う場合は、定款及び社会福祉連携推進方針に規定することとした上で、**認定所轄庁が定款等の認可の際に確認することとすべきである。**

その際、認定所轄庁が要件の該当性や事業の安定性、継続性をどのように判断するかなど、国として適切な運用方法について具体的に示す必要がある。

(社会福祉連携推進法人制度における事務負担の軽減)

○ 社会福祉連携推進法人、認定所轄庁双方の事務負担の軽減のため、**代表理事の再任時の手続きを緩和すべきである。**

33

3-2 既存施設の土地・建物の有効活用について②

検討の方向性

(社会福祉連携推進法人による土地・建物の活用支援)

○ 中山間・人口減少地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するために、既存の施設等も有効活用する観点から、土地・建物の所有要件に関する規制を緩和し、土地・建物について貸与を受けた新たなサービス主体が、当該地域の社会福祉事業等への参入を可能とすることが考えられる。こうした取組を推進していく上で、現行制度で社会福祉連携推進法人が資金の貸付業務を実施可能としていることも踏まえながら、**一定の要件を満たす場合には、社会福祉連携推進法人が社員法人間の土地・建物の貸付に関する支援業務をすべきである。**

○ その際、**一定の要件として、当該地域において、必要不可欠な福祉サービスの提供であって、サービス提供を維持する必要があることとすべきである。**

また、社会福祉連携推進法人が社員法人間の土地・建物の貸付に関する支援業務を行うことについては、資金貸付業務と同様に、貸付対象社員や当該社員の予算・決算、貸付対象不動産などの貸付業務の内容を定款等に規定することとした上で、**認定所轄庁が定款等の認可の際に確認すべきである。**

加えて、この場合における土地・建物の貸付については、地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するという趣旨・目的を踏まえて、当該土地・建物を見積価格以下で貸し付けることについて、社会福祉法人財産に関する法人外流出の例外として認めるべきである。

(社会福祉法人の解散時における土地・建物の有効活用)

○ 社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、地域において必要な福祉サービスに活用するなど、自治体や地域の関係者でより有効活用を図っていくことが可能となるよう、**社会福祉事業を現に行っていない地方公共団体であっても、帰属後に地方公共団体自らが事業を実施するか、又は、地方公共団体から他の社会福祉法人に土地・建物を貸し出すことにより、地域に不可欠な社会福祉事業の維持のために有効活用する場合には、残余財産の帰属を受けることができることとすべきである。**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

4-1 平時からの連携体制の構築について②

検討の方向性

(包括的支援体制の整備における防災との連携)

- 国及び地方公共団体は、包括的な支援体制の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとされ、当該措置の推進に当たっては、保健医療・労働・教育・住まい・地域再生等の関連施策との連携に配慮するよう努めることが社会福祉法で規定されているが、災害時を見据え、平時からの福祉的支援の体制づくりを推進するために、「防災」との連携を加えるべきである。
- 福祉的支援の体制づくりをより一層進めるためには、受援のための体制づくりにも留意が必要である。
- なお、防災、復旧・復興に関する意思決定の場及び防災・危機管理部局等の防災現場への女性参画についても取組を進める必要があるとの意見があった。

(地域福祉(支援)計画における災害福祉に関する記載事項)

- 地方自治体が作成する地域福祉(支援)計画の記載事項は社会福祉法で規定されているが、これに、災害福祉に関する事項を追加すべきである。
- また、具体的な記載事項として、地域福祉(支援)計画策定のガイドラインを改定して以下の記載を求めることとし、計画策定の過程において災害時の対応を検討しておくよう促すべきである。
 - ・市町村地域福祉計画において、防災関連施策(※1)や災害ボランティア活動(※2)に対し、福祉担当部局が、平時から災害時において連携・協力を行う内容や、福祉サービスの提供体制の維持やサービスが途絶えた場合の代替サービスの確保方策(※3)について記載する。
 - (※1)個別避難計画の作成・活用、災害ケースマネジメントの実施 等
 - (※2)社協が実施するボランティアセンターの取組、災害支援を専門とするNPOが実施する活動 等
 - (※3)他市町村との連携、地域における協力体制の構築 等
 - ・都道府県地域福祉支援計画において、DWATの整備状況、災害時における役割や実施内容(※4)について記載する。
 - (※4)市町村別の整備状況の把握、体制の増強、発災時の積極的な活用 等
- 包括的な支援体制整備や地域福祉計画の策定にあたっては、支援の長期化や他の災害福祉支援との関係にも留意が必要である。

39

4-2 DWATの平時からの体制づくり・研修等について②

検討の方向性

(DWATの法制化)

- DWATの体制整備や災害時の支援をより安定的、かつ円滑に行うという観点から、DWATについての法制度を整備すべきである。
- 災害時における福祉従事者の確保が可能となるよう、災害時に福祉的支援に従事する者の登録制度を整備するとともに、災害時に福祉的支援に従事する者に対する研修及び訓練の実施に関する規定を設けるべきである。
 - ・災害時には広域的な対応が必要となる場合があり、その際には研修を受講したDWATチーム員が派遣されることから、国が登録名簿の管理や研修を実施することとし、併せて、DWATの養成・派遣を円滑に行うためには地域の主体性や実状も勘案する必要があることから、都道府県災害福祉支援ネットワークも関与することとすべきである。
 - ・都道府県においても福祉従事者に対する研修及び訓練の機会の提供等を行うよう努めるものとすべきである。
 - ・生活圏域や市町村単位でDWATを組成可能とするための養成や、訓練にあたって、地域住民・関係機関と連携した生活圏域での実施、また広域での実施にも留意すべきである。
 - ・DWATの登録、研修、派遣等の実際の運用にあたっては、迅速な派遣や、支援のフェーズに応じた他の災害時の福祉支援との関係にも留意が必要である。

(DWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務)

- DWATチーム員が所属する法人・事業所の使用者に対して、都道府県知事の派遣要請に対応することができるための配慮をする旨の努力義務を課すべきである。
- なお、DWATチーム員を派遣する施設・事業所への支援についても検討が必要であるとの意見があった。

(DWATチーム員に対する秘密保持義務)

- 避難所等においてより適切な福祉的支援の提供を行うため、DWATの活動に必要な要配慮者等の個人情報適切に入手、活用する観点から、DWATチーム員に秘密保持義務を課すべきである。

(その他)

- 災害時の福祉施設・サービス事業所の機能回復のための人材確保をどのようにすべきかという意見があった。

41

5. 共同募金事業の在り方について

5 共同募金事業の見直しについて

現状・課題

- 共同募金事業は、戦後間もなく開始されて以降、高齢、障害、こども、生活困窮等の福祉分野をはじめ、地域住民活動や災害支援など、地域に根ざした幅広い活動に助成を行い、地域福祉の推進に大きな役割を果たすとともに、一般市民の寄附の受け皿として重要な役割を果たしている。
- 共同募金事業の歴史的な役割は大きく、地域福祉の推進を図る上で特別な存在として、今後も持続的に取り組んでいく必要がある。

【寄附募集禁止規定について】

- 共同募金事業による配分を受けた者への寄附募集の制限については、共同募金の配分の有無によって公平性を考慮する必要性が薄れつつあることに加え、寄附募集の制限が民間支援に逆行し、時代にそぐわなくなっている。

【準備金の使途について】

- 共同募金事業における準備金の積立は災害時に限定されているが、全国組織である中央共同募金会においては、「赤い羽根福祉基金」(社会福祉法に基づく共同募金とは異なる)を造成し、社会課題への先駆的な取組に対して最大3年間の助成を実施しており、その一部は国の予算化につながるなど、地域発の社会的モデルを創出している。

検討の方向性

- 今後も、共同募金事業が地域福祉を支える役割を果たしていけるよう、オンライン活用を含めた創意工夫のある募金活動に取り組むとともに、募金の使途や事業成果を広く地域へ発信するなど、寄附者の支援が地域福祉の発展に寄与していることを実感できる方策について、不断に取り組んでいくべきである。

【寄附募集禁止規定の見直し】

- 共同募金の配分を受けた者に対する寄附募集の制限は撤廃すべきである。なお、その撤廃にあたっては、共同募金事業が見直し後も引き続き包括指定寄附金の対象となることを前提に、検討を行うべきである。

【準備金の使途の見直し】

- 準備金について、公的制度だけでは対応困難な社会課題への取組や地域のモデル的な取組など、一定規模の継続事業に対しても取崩が出来るよう、使途の透明性の確保や準備金不足とならないよう一定の取崩上限の目安を設定した上で、使途を拡大すべきである。

43

<通知・公表>

社会福祉連携推進法人の設立状況(2025.11.30)

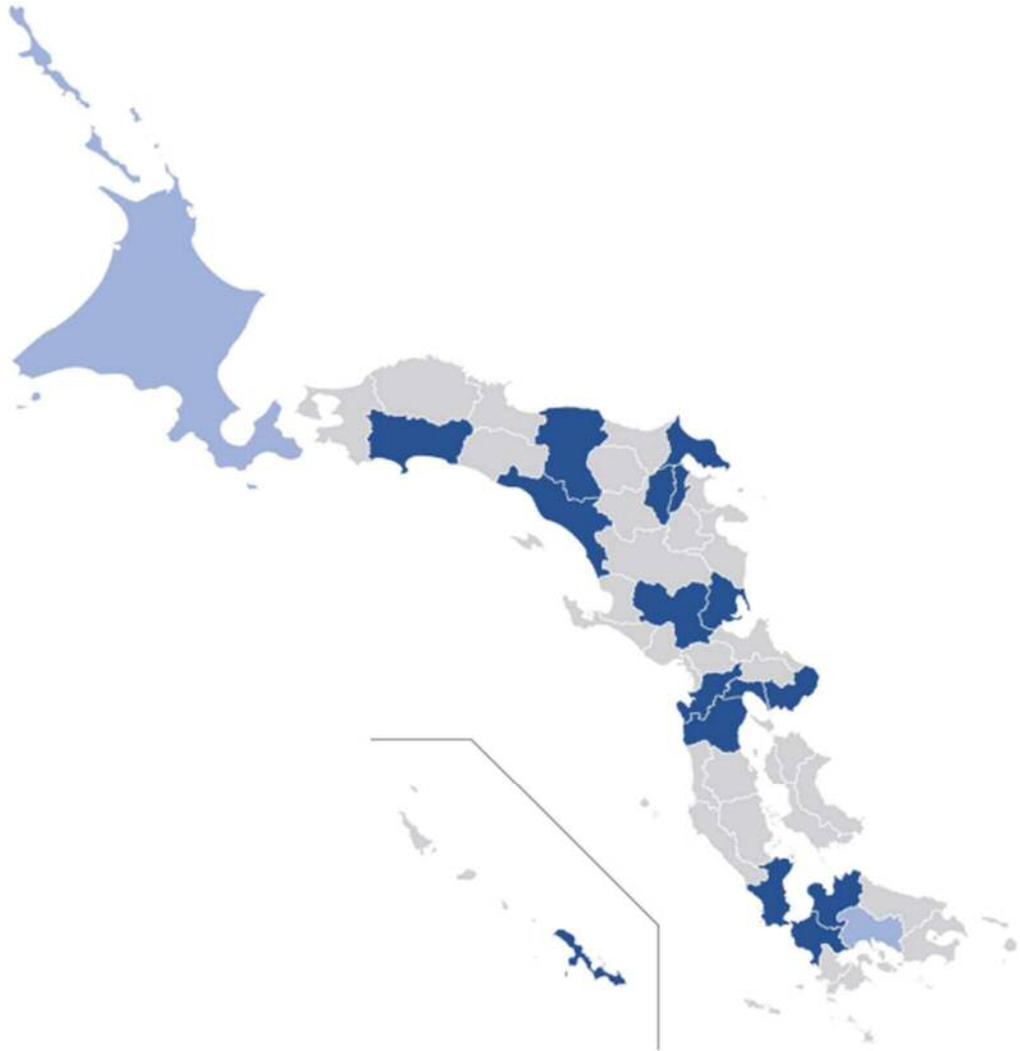
- ▶ 厚生労働省は、令和7年11月30日時点の社会福祉連携推進法人の設立状況を公表した。「社会福祉連携推進法人」制度は社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行うものとして令和4年4月1日より開始した。令和7年11月30日現在、認定があった社会福祉法人は33法人となっている。

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和7年11月末現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**33法人**※。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基発0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載

№	社会福祉連携推進法人名	所轄庁	認定年月日
1	社会福祉連携推進法人リガレ	京都府	令和4年5月10日
2	社会福祉連携推進法人ソムウエル	大分県	令和4年6月17日
3	社会福祉連携推進法人日の出医療グループ	兵庫県	令和4年8月1日
4	社会福祉連携推進法人光る福祉	千葉県	令和4年10月13日
5	社会福祉連携推進法人一五戸共栄会	東京都	令和4年11月4日
6	社会福祉連携推進法人あたらしい購買イニシアチブ	和歌山県	令和4年11月11日
7	社会福祉連携推進法人青海波グループ	東京都	令和4年12月8日
8	社会福祉連携推進法人黎明	岐阜県	令和5年1月27日
9	社会福祉連携推進法人豊前営業協会の会	東京都	令和5年1月30日
10	社会福祉連携推進法人相田園和会	福岡県	令和5年2月3日
11	社会福祉連携推進法人きょうと福祉キャリアサポート	京都府	令和5年2月28日
12	社会福祉連携推進法人さくらグループ	埼玉県	令和5年3月27日
13	社会福祉連携推進法人幸福ホールディングス	福岡県高崎市	令和5年4月1日
14	社会福祉連携推進法人乳幼児教育コミュニティ	新潟県	令和5年4月3日
15	社会福祉連携推進法人ジョイントムリッブル	熊本県熊本市	令和5年5月9日
16	社会福祉連携推進法人共創福祉むだ	岐阜県高津市	令和5年6月29日
17	連携推進法人みらいづグループ	福岡県	令和5年7月11日
18	社会福祉連携推進法人秋田圏域社会福祉連携推進会	秋田県	令和5年9月2日
19	社会福祉連携推進法人となりの	愛知県	令和5年9月19日
20	社会福祉連携推進法人キッズファースト	千葉県千葉市	令和5年10月1日
22	社会福祉連携推進法人大和会	東京都	令和6年3月26日
21	社会福祉連携推進法人人材育成協会の会	大分県	令和6年9月30日
23	社会福祉連携推進法人いーまーる	沖縄県	令和6年11月29日
24	社会福祉連携推進法人WTBASE	東京都	令和6年12月2日
25	社会福祉連携推進法人ありがとろ安心サポート協会	東京都	令和7年1月6日
26	社会福祉連携推進法人ルピナス	北海道川市	令和7年1月9日
27	社会福祉連携推進法人夏日本分県民協会の会	福島県	令和7年1月15日
28	社会福祉連携推進法人神戸製粉の会	兵庫県神戸市	令和7年2月20日
29	社会福祉連携推進法人カムカムこころ	兵庫県神戸市	令和7年3月12日
30	社会福祉連携推進法人Mirai	大阪府	令和7年3月13日
31	社会福祉連携推進法人はあとライン	山口県	令和7年7月25日
32	社会福祉連携推進法人RooT	大阪府大阪市	令和7年11月14日
33	社会福祉連携推進法人More	福岡県	令和7年11月18日



5. 高齢者

<会議>

社会保障審議会介護給付費分科会

◇第 250 回(2025.12.12)

- ▶ 12月12日、厚生労働省は第250回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、介護人材確保に向けた処遇改善等の課題及び改定検証調査の集計状況について報告・協議が行われた。
- ▶ 介護報酬は、原則3年に1度改定され、次回改定は令和9年度だが、11月に閣議決定された総合経済対策で「他職種と遜色のない処遇改善に向けて令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」と、臨時改定について明記された。
- ▶ 介護人材確保に向けた処遇改善等の課題については、介護職員等の処遇改善に向け、令和8年度に介護報酬を臨時改定する案が示された。施行時期は令和8年6月。
- ▶ また、処遇改善加算の対象範囲として、介護支援専門員等の介護職員以外の介護従事者を対象とすることや、訪問看護及び介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション並びに居宅介護支援及び介護予防支援を算定対象とする案が示された。

論点① 令和8年度介護報酬改定における処遇改善に係る対応の考え方

論点①

- 令和6年度介護報酬改定においては、処遇改善分について、令和6年と令和7年の2年分を措置し、令和8年度以降の対応については、令和6年度改定及び令和6年度補正予算で措置した施策が、介護職員等の処遇改善に与える効果について実態を把握し、令和8年度予算編成過程で検討することとしていた。
- 介護分野における人材確保に向けて、処遇改善は引き続き喫緊の課題であり、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げ、特に介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、的確な対応を行っていく必要がある。
- 一方で、持続的な賃上げに向けた環境を整えることも重要であり、本分科会においても、業務効率化や生産性向上の取組などと組み合わせて総合的に取り組む必要性が指摘されている。さらに、令和8年度改定での対応に当たっては、第9期の介護保険事業(支援)計画期間中の対応という観点を踏まえた検討の必要性に関する指摘があった。
- 介護分野の処遇改善について、これまで講じている累次の施策は、処遇改善の実効性を担保する観点から、加算額の全額を賃金改善に充てることを要件とする処遇改善加算による措置を主としてきた。これまでの累次の取組を経て、現行の介護職員等処遇改善加算の取得率は全体で約95%、そのうち、より高い加算率が設定されている上位区分の加算Ⅰ及びⅡの取得率の合計は8割超となっている。また、介護職員等処遇改善加算について、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告(令和5年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会)において、「介護職員の更なる処遇改善の必要性や加算の申請等に係る事務負担軽減の重要性に留意しつつ、介護職員処遇改善加算等の一本化について、職場環境等要件の取得状況も含め、給与の引上げや多職種への配分の状況等の検証を着実にを行うべきである」とされている。
- 職場環境改善の取組については、これまでの累次の取組により、一定の進捗が見られている。また、生産性向上等の取組については、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告等を踏まえ、「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和7年度調査)」等により、令和9年度改定に向けて必要な検証が行われている。
- こうした状況を踏まえ、令和8年度改定における処遇改善に係る対応についてどのように考えるか。

対応案

- 令和8年度改定における対応については、足下の人材不足の状況などを踏まえると、依然として処遇改善の措置を確実に賃上げにつなげることが重要であることなどを踏まえ、現行の介護職員等処遇改善加算を拡充することとしてはどうか。
- その際、期中での改定となることや、令和7年度補正予算案に盛り込まれた支援については令和7年12月分～令和8年5月分の賃上げ相当分を支援することが想定されていること、令和6年度改定においても処遇改善加算の一本化は6月施行であったことなどを踏まえ、令和8年度改定の施行は、令和8年6月を念頭に検討してはどうか。
- さらに、「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」においても、令和9年度改定に向けて、処遇改善加算の一本化に関する検証を着実に行うべきとされていることを踏まえ、令和9年度改定においては、令和8年度改定で講ずる措置の状況等を把握した上で、例えば、累次の取組による介護職員等処遇改善加算の上位区分の取得の進展を踏まえた対応など、持続的な賃上げに向けた環境整備の必要性や事業所・施設の事務負担軽減の必要性などの観点から、介護分野の処遇改善に向けた考え方の整理を行うこととしてはどうか。

論点② 処遇改善加算の対象範囲

論点②

- 処遇改善加算は、介護職員の平均給与が全産業と比較して低い状況にあることを踏まえ、平成24年度介護報酬改定において、基準上介護職員が配置されているサービスを対象として創設され、基準上介護職員が配置されていないサービス（※1）については、現行の介護職員等処遇改善加算においても算定対象外となっている。
※1 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに居宅介護支援及び介護予防支援
- 介護分野においては、介護職員と同様に、介護支援専門員などの専門職の平均給与も全産業平均との差がある状況。さらに、例えば、看護職員については、離職率が非常に高く、医療と介護でも給与差がある状況であり、居宅介護支援事業所の介護支援専門員も、人員不足や高齢化などが課題となるなど、人材不足が深刻となっている。
- 加えて、令和6年度診療報酬改定において、医療機関等を対象にベースアップ評価料が設けられ、処遇改善のための措置が講じられている（※2）一方で、介護報酬においては、訪問看護事業所や訪問リハビリテーション事業所などは介護職員等処遇改善加算の算定対象となっていない。
※2 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師、薬局の勤務薬剤師等は、ベースアップ評価料の対象とはなっておらず、令和6年度診療報酬改定でも初再診料、入院基本料等の引上げにより対応。
- また、令和7年度補正予算案に盛り込まれた「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」においても、介護分野の人手不足が厳しい状況であることを踏まえ、介護従事者に対する幅広い賃上げ支援として、月額1万円相当の支援を行うことを想定している。
- 骨太の方針2025に記載している「現場で働く幅広い職種の方々の賃上げ」に向けて、介護分野の人材確保に向けた各職種の処遇改善の必要性や処遇改善加算の趣旨、事業所の事務負担の軽減と処遇改善の実効性を両立する観点、各サービスにおける特徴を踏まえ、介護職員等処遇改善加算の対象範囲をどのように考えるか。

対応案

- 介護支援専門員などの専門職の人材不足が深刻である状況や、現行の介護職員等処遇改善加算が介護職員以外にも配分されている実態などを踏まえ、介護職員等処遇改善加算について、依然として介護職員の処遇改善が重要であることに留意しつつ、介護職員以外の介護従事者を新たに対象とすることとしてはどうか。
- さらに、介護職員等処遇改善加算について、介護職員以外の介護従事者を新たに対象とする場合は、現行の介護職員等処遇改善加算の対象サービスとの均衡や、介護職員が配置されていないサービスの特徴などの観点を踏まえ、訪問看護及び介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション並びに居宅介護支援及び介護予防支援を新たに介護職員等処遇改善加算の算定対象としてはどうか。

論点③ 処遇改善加算の要件

論点③

- 介護分野における人材確保に向けて、処遇改善は喫緊の課題であり、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げ、特に介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、的確な対応を行っていく必要がある。一方で、持続的な賃上げに向けた環境を整えることも重要であり、本分科会においても、業務効率化や生産性向上の取組などと組み合わせる総合的に取り組む必要性について指摘されている。
- さらに、本分科会においては、処遇改善加算の算定要件について、介護分野は小規模の事業所が多く、書類作成等の負担に配慮した簡易な仕組みとする必要性や、対象範囲を拡大する場合の取得要件について、賃上げが適切に行われていることを担保しつつも、ベースアップ評価料で設定されている要件なども踏まえ、極力最低限とする必要性などが指摘されている。
- 加えて、持続的な賃上げを実現する観点から、令和7年度補正予算案に盛り込まれた支援においては、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せすることを想定しており、その申請要件として、訪問・通所サービス等にはケアプランデータ連携システムの導入（又は見込み）、施設・居住サービス等には生産性向上推進体制加算の取得（又は見込み）という要件の設定を想定している。
- 事業所・施設の事務負担軽減と処遇改善の実効性を両立する観点や持続的な賃上げを実現する必要性、令和7年度補正予算案に盛り込まれた「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」との関係などの観点を踏まえ、介護職員等処遇改善加算の取得要件をどのように考えるか。

対応案

< 現行の処遇改善加算の対象サービス >

- 現行の介護職員等処遇改善加算の対象となっているサービスについて、依然として介護職員の処遇改善が重要であることなどを踏まえ、その処遇改善が推進されるよう、現行の介護職員等処遇改善加算の取得要件は維持しつつも、持続的な賃上げに向けた環境整備の必要性等を踏まえ、生産性向上や協働化に向けた取組について、介護職員等処遇改善加算の要件として新設することとしてはどうか。
- その際、令和7年度補正予算案に盛り込まれた支援においては、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対しての上乗せ分の賃上げ支援とすることを想定していることや、上位区分の加算Ⅰ及びⅡの取得率の合計が8割超であることなどを踏まえ、生産性向上や協働化に向けた取組については、更なる賃上げに向けた環境整備を促すものとして、加算Ⅰ及びⅡの加算率に上乗せする要件として設けることとしてはどうか。
- また、具体的な要件としては、令和7年度補正予算案に盛り込まれた支援において、訪問・通所サービス等にはケアプランデータ連携システムの導入（又は見込み）、施設・居住サービス等には生産性向上推進体制加算の取得（又は見込み）という要件の設定を想定していることを踏まえ、持続的な賃上げに向けた環境整備に向けた取組を促すものとしてはどうか。
- 加えて、介護分野全体として持続的な賃上げに向けた環境整備を行う必要がある一方で、事業所・施設の申請事務負担軽減も両立する必要性があることなどを踏まえ、令和8年度に介護職員等処遇改善加算を新規取得又は上位移行する場合、生産性向上や協働化の取組と並行して対応する必要があることへの配慮措置として、生産性向上や協働化に取り組む事業所・施設については、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件については、令和8年度中の対応の誓約により令和8年度当初からの取得を認めることとしてはどうか。

対応案（続き）

< 現行の処遇改善加算の対象外サービス >

- 介護職員等処遇改善加算について、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、居宅介護支援事業所等に対象を拡大する場合、これらの事業所については、現行でも算定対象となっているその他のサービスとの均衡の観点から、現行の処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）を算定の要件としてはどうか。その際、処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件の整備には、一定の期間を要することを踏まえ、令和8年度中の対応の誓約により令和8年度当初からの取得を認めることとしてはどうか。
- また、現行でも処遇改善加算の算定対象となっているサービスについて、事務負担軽減の配慮措置として、生産性向上や協働化に取り組む事業所・施設については、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件については、令和8年度中の対応の誓約により令和8年度の取得を認めることとした場合、新たに算定対象となるサービスについては、処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件を新たに整備する必要があると、現行でも処遇改善加算の算定対象となっているサービスと比較しても事務負担が大きいことから、事務負担軽減の配慮措置として、生産性向上や協働化に取り組んでいれば、処遇改善加算Ⅳの取得に準ずる要件の整備を免除し、処遇改善加算の算定を認めることとしてはどうか。

< 令和9年度改定に向けた考え方 >

- 論点①のとおり、令和9年度改定においては、令和8年度改定で講ずる措置の状況等を把握した上で、例えば、累次の取組による介護職員等処遇改善加算の上位区分の取得の進展を踏まえた対応など、持続的な賃上げに向けた環境整備の必要性や事業所・施設の事務負担軽減の必要性などの観点から、介護分野の人材確保に向けた処遇改善に資する算定要件について、整理を行うこととしてはどうか。

◇第249回(2025.12.3)

- ▶ 12月3日、厚生労働省は第249回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「令和7年度介護事業経営概況調査の結果」「介護人材確保に向けた処遇改善等の課題」「基準費用額」について協議が行われた。
- ▶ 令和7年度介護事業経営概況調査の結果は、11月26日介護事業経営調査委員会を参照。

【令和8年度介護報酬改定における処遇改善の考え方】

- ▶ 介護人材確保に向けた処遇改善等の課題では、令和8年度介護報酬改定における処遇改善の考え方の論点として、下記が示され協議が行われた。

論点

- 人材流出を防ぐための緊急的対応として、令和8年度介護報酬改定を待たず、令和7年度補正予算に盛り込まれた措置や、持続的な賃上げを実現する必要性、第9期の計画期間中での改定となる点などを踏まえ、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げ、特に介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、以下のような観点から、令和8年度介護報酬改定において、どのような対応を行うべきか。
 - ①令和7年度補正予算に盛り込まれた措置などを踏まえ、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに向けて、対象とする職種やサービスの範囲をどのように考えるか。
 - ②これまでの累次の取組により、職場環境改善の取組について一定の進捗が見られる中で、今後に向けて、職場環境改善・生産性向上の取組についてどのように考えるか。
- 加えて、令和9年度介護報酬改定を見据え、持続的な賃上げに向けた業務効率化や生産性向上の取組、処遇改善加算の趣旨や事業所の事務負担の軽減と処遇改善の実効性を両立する必要性などの観点を踏まえ、どのような方向性が考えられるか。

10

【基準費用額】

- ▶ 介護保険施設における食事提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況を踏まえ、必要な対応について協議が行われた。

論点 基準費用額

論点

- 基準費用額は、介護保険法の規定に基づき、食事の提供及び居住等に要する平均的な費用の額を勘案して定めることとされている。
- 食費の基準費用額については、令和3年度介護報酬改定において、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した額と当時の基準費用額との差があった状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、53円（1,392円/日→1,445円/日）の引き上げを行った。
- 居住費の基準費用額については、令和6年度介護報酬改定において、令和4年の家計調査における高齢者世帯の光熱・水道費の上昇を踏まえ、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、全ての居室タイプで60円/日の引き上げを行った。
- 基準費用額については、介護保険法において、介護保険施設における食事の提供又は居住等に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにそれらの額を改定しなければならないこととされている。また、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）においても、物価上昇への対応として、「足下の物価高騰が事業所に様々な影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、引き続き、物価高騰が居住費・食費に及ぼす影響を適切に把握し、必要な対応を行うべきである。」とされている。
- 今般、令和7年度介護事業経営概況調査の結果では、令和6年度決算における介護保険施設における食費の平均額は46,938円/月となっており、現行の基準費用額を上回っていた。また、家計調査を見ても、高齢者世帯一人あたりの食費は、近年大きく上昇している。一方で、高齢者世帯一人あたりの光熱・水道費は、家計調査によると令和4年以降横ばいとなっている。
- こうした状況を踏まえ、介護保険施設における基準費用額について、どのように考えるか。あわせて、補足給付における負担限度額について、どのように考えるか。

対応案

- 介護保険施設等における食費の基準費用額について、近年の食費の上昇に対応し、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点から、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況を踏まえ、利用者負担への影響を踏まえつつ、必要な対応を検討してはどうか。

◇第248回(2025.11.21)

- ▶ 11月21日、厚生労働省は第248回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を開催した。
- ▶ 今回は、「介護人材確保に向けた処遇改善等の課題」について、これまでの協議をふまえ現状と課題及び論点が示され、協議が行われた。
- ▶ 処遇改善加算は、基準上介護職員が配置されていないサービス(居宅介護支援、訪問看護等)については、対象外となっている。
- ▶ 介護分野においては、介護職員と同様に介護支援専門員などの専門職の給与も全産業と差があり、人材不足が深刻になっているとし、処遇改善加算の対象範囲の拡大について協議を行った。

論点② 処遇改善加算の対象範囲

現状と課題

- 処遇改善加算は、介護職員の平均給与が全産業と比較して低い状況にあることを踏まえ、平成24年度介護報酬改定において、基準上介護職員が配置されているサービスを対象として創設されている。
- そのため、基準上介護職員が配置されていないサービス（※1）については、現状の介護職員等処遇改善加算においても算定対象外となっている。
※1 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに居宅介護支援及び介護予防支援
- 介護分野において、介護職員と同様に、介護支援専門員などの専門職の平均給与も、全産業平均との差がある状況であり、人材不足が深刻となっている。
- また、令和6年度診療報酬改定において、医療機関等を対象にベースアップ評価料が設けられ、病院、診療所や訪問看護ステーションにも、対象職員の賃金改善の実施等を要件として、処遇改善のための措置が講じられている（※2）。一方で、介護報酬においては、訪問看護事業所や訪問リハビリテーション事業所などは介護職員等処遇改善加算の算定対象となっていない。
※2 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師、薬局の勤務薬剤師等は、ベースアップ評価料の対象とはなっておらず、令和6年度診療報酬改定でも初再診料、入院基本料等の引上げにより対応。
- さらに、処遇改善加算を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとしており、令和6年度介護従事者処遇状況等調査においても、実際に多くの事業所等で介護職員以外への配分が行われている。
- 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導については、保険医療機関又は保険薬局の指定を受けた病院、診療所又は薬局がサービスを提供している。また、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、一定の貸与実績がある商品の貸与価格に上限が設定されている。

論点

- 骨太2025に記載している「現場で働く幅広い職種の方々の賃上げ」に向けて、介護分野の人材確保に向けた各職種の処遇改善の必要性や処遇改善加算の趣旨、事業所の事務負担の軽減と処遇改善の実効性を両立する観点、各サービスにおける特徴を踏まえ、介護職員等処遇改善加算の対象範囲をどのように考えるか。また、対象範囲を拡大する際に、その取得要件についてどのように考えるか。
- ▶ また、介護人材の確保については、人材確保の阻害要因の一つとして、人材紹介会社への高額な手数料の支払いなども指摘され、その背景には、人員基準欠如による3割減算があることが指摘されている。
- ▶ 職員の処遇改善のための措置の実効性を担保する観点から、緊急的に対応する必要があると考えられる取組（例えば、退職者の発生から新たな人員の確保までに一定の時間がかかる）についての対応が論点としてあげられている。

社会保障審議会介護給付費分科会 介護事業経営調査委員会

◇第42回(2025.11.26)

- ▶ 11月26日、厚生労働省は第42回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会（委員長：田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授）を開催し、令和7年度介護事業経営概況調査の結果について報告・協議を行った。
- ▶ 本調査結果は、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料となる。
- ▶ 令和6年度の収支（税引前収支差率）では、すべてサービスが黒字で、全体の平均は4.7%だった。介護老人福祉施設は1.4%、訪問介護は9.6%。物価高騰対策関連補助金を含んでいない。
- ▶ 各介護サービスにおける収支差率は以下のとおり。

各介護サービスにおける収支差率

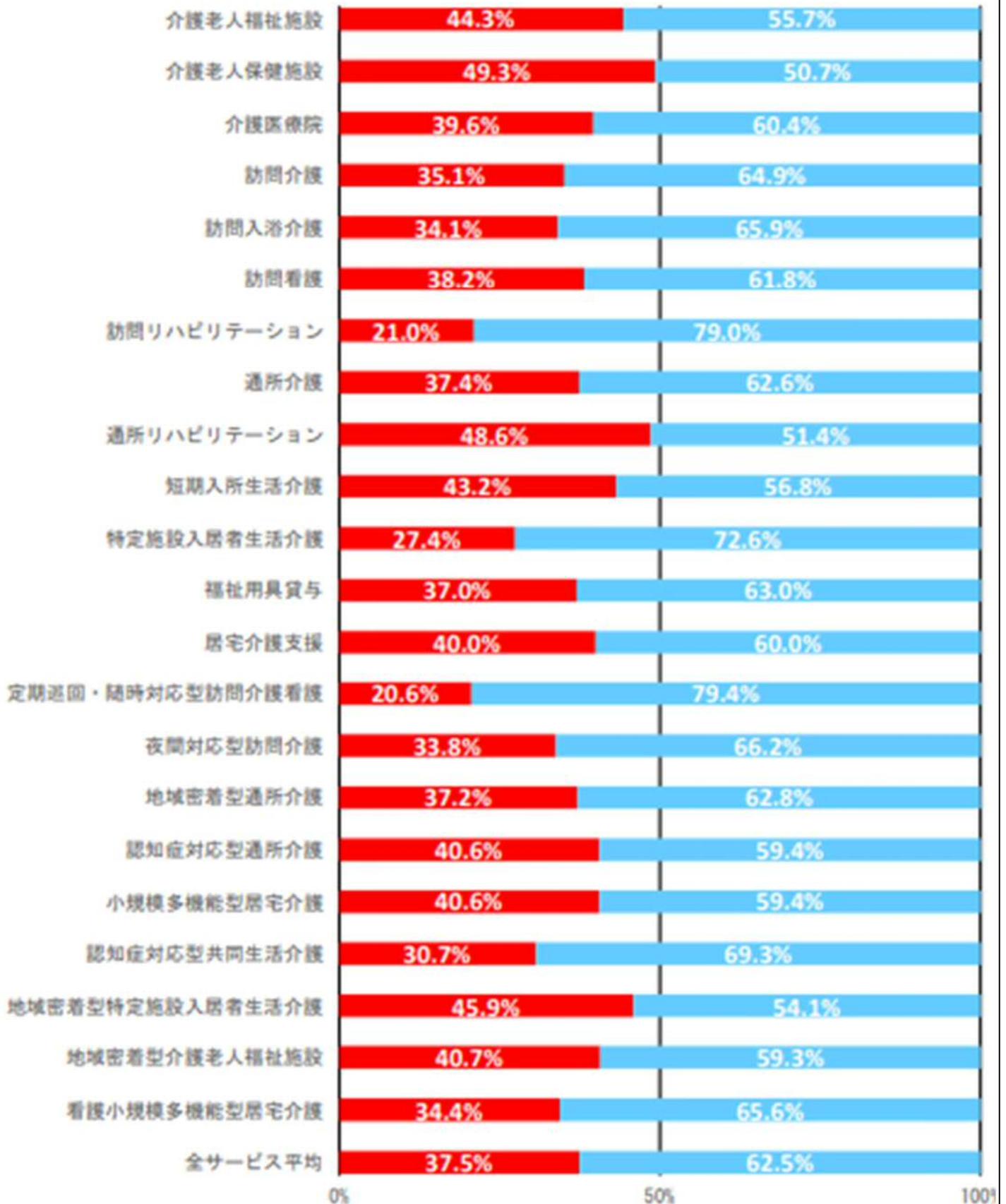
※括弧なしは、税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含まない)

< >内は、税引前収支差率(物価高騰対策関連補助金を含む)

()内は、税引後収支差率(物価高騰対策関連補助金を含む)

サービスの種類	令和5年度 決算	令和6年度 決算	対前年度 増減	サービスの種類	令和5年度 決算	令和6年度 決算	対前年度 増減
施設サービス				福祉用具貸与	5.7%	5.4%	▲0.3%
					<5.7%>	<5.5%>	<▲0.2%>
					(3.1%)	(2.6%)	(▲0.5%)
介護老人福祉施設	1.3%	1.4%	+0.1%	居宅介護支援	6.2%	6.2%	0.0%
	<1.9%>	<1.6%>	<▲0.3%>		<6.4%>	<6.3%>	<▲0.1%>
	(1.9%)	(1.6%)	(▲0.3%)		(5.9%)	(5.9%)	(0.0%)
介護老人保健施設	▲0.6%	0.6%	+1.2%	地域密着型サービス			
	<▲0.1%>	<0.8%>	<+0.9%>	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	14.6%	13.4%	▲1.2%
	(▲0.4%)	(0.7%)	(+1.1%)		<14.8%>	<13.4%>	<▲1.4%>
					(13.7%)	(12.9%)	(▲0.8%)
介護医療院	4.2%	3.5%	▲0.7%	夜間対応型訪問介護 (注1)	15.2%	12.8%	▲2.4%
	<4.5%>	<3.6%>	<▲0.9%>		<15.9%>	<12.9%>	<▲3.0%>
	(4.3%)	(3.4%)	(▲0.9%)		(15.0%)	(12.2%)	(▲2.8%)
居宅サービス				訪問介護	11.1%	9.6%	▲1.5%
					<11.3%>	<9.7%>	<▲1.6%>
					(10.6%)	(9.1%)	(▲1.5%)
訪問介護	11.1%	9.6%	▲1.5%	地域密着型通所介護	5.8%	6.3%	+0.5%
	<11.3%>	<9.7%>	<▲1.6%>		<6.2%>	<6.6%>	<+0.4%>
	(10.6%)	(9.1%)	(▲1.5%)		(5.8%)	(6.2%)	(+0.4%)
訪問入浴介護	5.1%	5.3%	+0.2%	認知症対応型通所介護	6.6%	5.3%	▲1.3%
	<5.3%>	<5.6%>	<+0.3%>		<7.0%>	<5.5%>	<▲1.5%>
	(4.2%)	(4.5%)	(+0.3%)		(6.7%)	(5.2%)	(▲1.5%)
訪問看護	11.9%	10.3%	▲1.6%	小規模多機能型居宅介護	5.2%	6.0%	+0.8%
	<12.0%>	<10.3%>	<▲1.7%>		<5.5%>	<6.2%>	<+0.7%>
	(11.3%)	(9.7%)	(▲1.6%)		(5.2%)	(5.9%)	(+0.7%)
訪問リハビリテーション	11.8%	10.8%	▲1.0%	認知症対応型共同生活介護	4.5%	4.9%	+0.4%
	<11.9%>	<10.8%>	<▲1.1%>		<5.1%>	<5.1%>	<0.0%>
	(11.5%)	(10.5%)	(▲1.0%)		(4.7%)	(4.8%)	(+0.1%)
通所介護	6.5%	6.2%	▲0.3%	地域密着型特定施設入居者 生活介護	0.5%	0.4%	▲0.1%
	<6.8%>	<6.4%>	<▲0.4%>		<0.9%>	<0.5%>	<▲0.4%>
	(6.5%)	(6.0%)	(▲0.5%)		(0.5%)	(0.1%)	(▲0.4%)
通所リハビリテーション	2.4%	2.0%	▲0.4%	地域密着型介護老人福祉施設	1.9%	2.2%	+0.3%
	<2.7%>	<2.1%>	<▲0.6%>		<2.3%>	<2.3%>	<0.0%>
	(2.6%)	(1.9%)	(▲0.7%)		(2.3%)	(2.3%)	(0.0%)
短期入所生活介護	4.1%	2.7%	▲1.4%	看護小規模多機能型居宅介護	5.0%	6.5%	+1.5%
	<4.6%>	<2.9%>	<▲1.7%>		<5.3%>	<6.7%>	<+1.4%>
	(4.5%)	(2.9%)	(▲1.6%)		(4.9%)	(6.3%)	(+1.4%)
特定施設入居者生活介護	4.5%	5.3%	+0.8%	全サービス平均 (注2)	4.7%	4.7%	0.0%
	<5.0%>	<5.4%>	<+0.4%>		<5.1%>	<4.8%>	<▲0.3%>
	(4.1%)	(4.3%)	(+0.2%)		(4.7%)	(4.4%)	(▲0.3%)

赤字事業所・黒字事業所数の割合（令和6年度決算）



◇第 131 回(2025.12.15)

- ▶ 12月15日に、厚生労働省は、第131回社会保障審議会・介護保険部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、取りまとめに向けた議論を行った。
- ▶ 今回は、前回に引き続き「持続可能性の確保」のうち、①「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準、②補足給付に関する給付の在り方、③ケアマネジメントに関する給付の在り方について協議を行った。

【「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準】

- ▶ これまでの協議をふまえ、利用者への影響を緩和するための配慮措置等を含め下記のとおり検討の方向性が示された。

(2) 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準

【検討の方向性】

- 本部会では、「一定以上所得」の判断基準について、配慮措置と併せて複数のパターンについて議論を行った。
- 総論として、全世代型社会保障の考え方である「能力に応じた負担」に基づき検討を行うべきではないか。
- こうした点を踏まえ、「能力に応じた負担」の観点から、対象者の所得水準の設定について、利用者への影響を緩和するため、適切な配慮措置を実施することと併せて在り方の検討を深めるべきではないか。
- 配慮措置については、個々の利用者の負担増加額に上限を設ける方法、預貯金額等の要件を設ける方法が考えられ、それぞれ、
 - ・ 上限を設ける場合には、後期高齢者医療制度の2割負担導入の際に設けられた措置を参考に上限額を設定すること
 - ・ 預貯金額等の要件を設ける場合には、介護保険の利用者や被保険者の預貯金等の水準に着目して設定することが考えられるのではないか。
- なお、預貯金額等の要件を設ける場合、その預貯金等の確認については、正確性の担保と事務負担の観点が必要ではないか。本部会における議論や現行の補足給付の運用も踏まえ、
 - ・ 補足給付の事務も含めた事務負担の軽減
 - ・ 自己申告を基本とした上で、金融機関への照会や不正な申告が検知された場合の加算金を設けるとともに、市町村が必要に応じて金融機関への照会を実施することで、申告の適正性の確保を図ること等の措置を講ずることと併せて、保険者や関係者の意見を聞き、更に検討を行うことが必要ではないか。
- なお、改革工程において「預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、(中略)介護保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う」とされていることから、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、預貯金口座への付番状況等を踏まえ、引き続き検討を行うこととしてはどうか。
- また、「現役並み所得」の判断基準については、利用者への影響が大きく慎重に判断をすべきとの意見があった一方で、引き続き検討していくべきとの意見もあったところであり、医療保険制度との整合性や利用者への影響等を踏まえつつ、引き続き検討を行うこととしてはどうか。

【ケアマネジメントに関する給付の在り方】

- ▶ 有料老人ホームについて、「登録制といった事前規制の導入を検討する。」としたうえで、「入居者へのケアマネジメントの独立制の担保や相談支援の機能強化の観点から、居宅のケアマネジメントとは別に、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホーム(特定施設を除く。)の入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する」との案が示された。

(5) ケアマネジメントに関する給付の在り方

【検討の方向性】

- こうしたそれぞれの考え方に係る議論も踏まえつつ、また、改革工程において、「第10期介護保険事業計画期間の開始(2027年度)までの間に結論を出す」とされていることも踏まえ、ケアマネジメントに関する給付の在り方(利用者負担等)については、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、新たに登録制の対象となる住宅型有料老人ホームの入居者に係る、新たな相談支援の類型に対して利用者負担を求めることについて、本部会における意見も十分に踏まえた上で、丁寧に検討することとしてはどうか。

【参考】資料1（介護保険制度の見直しに関する意見（案））（抜粋）

II 地域包括ケアシステムの深化

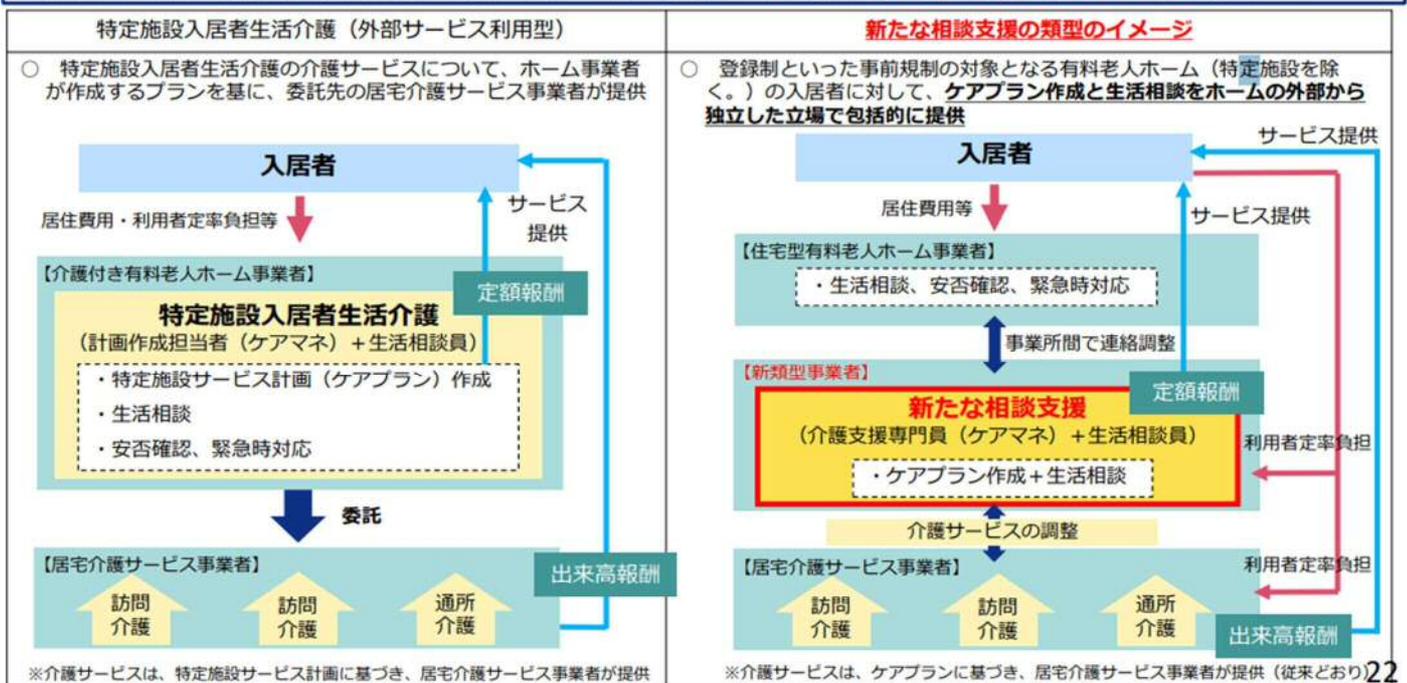
5. 相談支援等の在り方

（有料老人ホームに係る相談支援）

- 有料老人ホームに対する登録制といった事前規制の導入の検討に関して、登録制の対象となる有料老人ホームにおける介護サービスの提供の場としての体制確保と併せて、要介護者が集住しているという特性に鑑み、それと密接に関わるケアマネジメント側の体制確保を図ることも必要である。入居者に対して行われるケアマネジメントの独立性の担保や相談支援の機能強化の観点から、居宅のケアマネジメントとは別に、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホーム（特定施設を除く。）の入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設することが考えられる。
- この場合において、新たな相談支援を担う事業者の報酬については、現行の特定施設入居者生活介護と同様、ケアプラン作成と生活相談を評価する定額報酬とすることを念頭に、今後、介護給付費分科会等で議論することが適当である。

新たな相談支援のタイプのイメージ

- 有料老人ホームについては、今後、登録制といった事前規制の導入を検討している。こうしたホームにおける介護サービスの提供の場としての体制確保と併せて、要介護者が集住しているという特性に鑑み、それと密接に関わるケアマネジメント側の体制確保も必要。
- このため、入居者へのケアマネジメントの独立性の担保や相談支援の機能強化の観点から、居宅のケアマネジメントとは別に、登録制といった事前規制の対象となる有料老人ホーム（特定施設を除く。）の入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型を創設する。
- この場合において、新たな相談支援を担う事業者の報酬については、現行の特定施設入居者生活介護と同様、定額報酬（ケアプラン作成と生活相談を評価）とするともに（今後、介護給付費分科会で議論）、利用者への給付についても、ケアプラン作成を含めて定率負担の対象としている特定施設入居者生活介護との均衡の観点から、定率（原則1割）の利用者負担を求めることが考えられるのではないかと。



【検討の方向性】

- こうしたそれぞれの考え方に係る議論も踏まえつつ、また、改革工程において、「第10期介護保険事業計画期間の開始（2027年度）までの間に結論を出す」とされていることも踏まえ、ケアマネジメントに関する給付の在り方（利用者負担等）については、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、新たに登録制の対象となる住宅型有料老人ホームの入居者に係る、新たな相談支援の類型に対して利用者負担を求めることについて、本部会における意見も十分に踏まえた上で、丁寧に検討することとしてはどうか。

◇第130回(2025.12.1)

- ▶ 12月1日に、厚生労働省は、第130回社会保障審議会・介護保険部会（部会長：菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授）を開催し、「持続可能性の確保」について、①「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準、②補足給付に関する給付の在り方、③ケアマネジメントに関する給付の在り方について協議を行った。

【「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準】

- ▶ 部会では、これまで、「現在の2割負担対象者以外にも、相対的に負担能力があり、負担が可能と考えられる方に、2割負担の対象範囲を拡げる」、「負担に金融資産の保有状況を反映する」等の考え方が

示され、協議が行われている。

- ▶ 部会では、範囲を拡大する場合に想定される所得基準について、粗い財政効果等の試算を示した。

論点③ 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準

論点に対する考え方（検討の方向性）

【所得要件の機械的な選択肢】

- 論点に対する考え方（P5）を踏まえ、範囲を拡大する場合に想定される所得基準（年金収入＋その他の合計所得金額）について、所得上位30%までの範囲までで考えられる機械的な選択肢を以下の通りとし、後述する配慮措置の内容と組み合わせて、粗い財政効果等の試算を行った。

260万円（夫婦326万円）	上位約25%
250万円（夫婦316万円）	上位25%と上位30%の間
240万円（夫婦306万円）	
230万円（夫婦296万円）	上位約30%

【配慮措置の内容について】

- 前回の部会でお示した配慮措置について、ご意見も踏まえ、以下のとおり具体化した。これらについてどのように考えるか。
 - ①：当分の間、新たに負担増になる者に、負担増加の上限（月7,000円）を設定
 - ・ 急激な負担増を抑制するため、新たに2割負担になる利用者の負担増加額について、当分の間、一月分の1割負担の場合と比べた負担増を最大の場合（月22,200円）の約1/3である、月7,000円に抑える。
 - ・ 負担額の変化はP8のとおり。
 - ②：預貯金等が一定額未満の者は申請により1割負担に戻す
 - ・ 負担能力を所得と資産の両方から見ていくことが考えられるが、同じ収入階級でも預貯金等の額に幅がある実態を踏まえ、預貯金等の額が一定額（※）以下の場合には、申請により、1割負担に戻す。
 - ※ 高齢者世代や現役世代の預貯金の保有状況等を勘案して設定することが考えられるか。なお、所得の要件と預貯金の要件の組み合わせによっては、事務負担が増えることに留意する必要があるか。
 - ・ 預貯金等の確認方法については、現行の補給給付の運用も踏まえ、自己申告を基本とした上で、金融機関への照会や不正な申告が検知された場合の加算金を設けることで、申告の適正性の確保を図ることとする。
 - ・ 施行に関する事務負担も考慮して検討することが必要。また、事務のフローのイメージは、P9のとおり。事務負担軽減の考え方はP10のとおり。
 - ・ その上で、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）において「預貯金口座へのマイナンバー付番の状況等を踏まえつつ、（中略）介護保険における負担への金融資産等の保有状況の反映の在り方について検討を行う」とあることから、預貯金等の確認でのマイナンバーの活用について、預貯金口座への付番状況等を踏まえ、今後も検討事項とすることが必要ではないか。

【ケアマネジメントに関する給付の在り方】

- ▶ 他のサービスとの公平性の観点等から幅広い利用者に利用者負担を求めること、利用控えの懸念に配慮し利用者の所得を勘案すること、特定施設入居者生活介護以外の「住宅型」有料老人ホーム（該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む）の入居者に係るケアマネジメントについて、利用者負担を求めること等について協議が行われた。

論点⑥ ケアマネジメントに係る給付の在り方

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 11/20部会に示した各パターンに関して、部会での御議論も踏まえつつ、以下のような検討の方向性について、それぞれどのように考えるか。

【幅広い利用者等への利用者負担】

- ・ サービスの利用者にケアマネジャーの仕事の価値を認識していただくことや、ケアマネジメントが利用者や事業者十分に普及しており役割が確立されていること、他のサービスとの公平性の観点、介護保険制度全体の持続可能性を確保する観点等を踏まえて、利用者が住む場所に関わらず、幅広い利用者に利用者負担を求めることについて、どのように考えるか。
- ・ また、利用控えの懸念に配慮する観点から、ケアマネジメントの利用者負担の判断に当たって、利用者の所得状況を勘案することについて、どのように考えるか。

【業務負担のあり方】

- ・ ケアマネジャーが、専門性を一層発揮できる環境を整備する観点から、個々の利用者へのケアマネジメント業務に注力できるような取組が必要。特に、法定業務の中でも、給付管理を始めとする事務的な業務については、ケアマネジャーに求められる役割との関係等も踏まえて、生産性向上や適切な業務分担のための環境整備等を推進することが考えられる。
- ・ 給付管理に係る業務については、現場の負担感がある一方、必ずしもケアマネジャーが行わなければならない業務ではないと考えられるところ、ケアマネジメントに注力できる環境を整備する観点から、ICTによる効率化を図るとともに、介護サービス事業所の請求事務の代替としての性格が強いことを踏まえ、例えば、ICTによる業務効率化が十分に進展するまでの間、事務に要する実費相当分を利用者負担として求めることについてどのように考えるか。

論点⑥ ケアマネジメントに係る給付の在り方

論点に対する考え方（検討の方向性）（続き）

【有料老人ホームに係る対応】

- 一部の**有料老人ホーム**について、要介護者が入居する（※1）ことを踏まえた安全かつ適正な事業運営やサービス提供を確保する観点から、**登録制といった事前規制の導入を検討**している。
事前規制の対象となる有料老人ホームは、**これまでと同様、高齢者の「住まい」であることに変わりはないものの、要介護者が集住し、要介護者へのサービス提供の透明性について責任を有するという点で、「施設」としての位置づけも併せ持つことになる。**
- 具体的には、こうしたホームに関して、
- **新たに人員・設備・運営に関する基準を設ける**
- 入居者に対するケアマネジメントについて、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性や、ケアマネジメントのプロセスの透明性を確保する観点から、ホームが**ケアマネジメントに関する方針（※2）を作成・公表する**
- サービスの内容について、運営主体がホームと同一又は関連の**居宅サービス事業所がある場合には、ホームがその情報を公表する仕組み（※3）を設ける**
ことを検討している。
- このように、事前規制の対象となる有料老人ホームについては、**要介護者が集住し、要介護者へのサービス提供を行う場としてその機能が深化し、自宅等の一般的な在宅とは異なる位置づけも有することを踏まえ、拠点運営、ケアプラン作成、介護サービス提供が一体的に実施され、それぞれについて一体的に利用者負担の対象としている施設サービスや特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、特定施設入居者生活介護以外の「住宅型」有料老人ホーム（該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の入居者に係るケアマネジメントについて、利用者負担を求めることについてどのように考えるか。**（※4）

※1 中重度等になっても住み続けられるホームを想定。

※2 契約締結等のプロセスに係る手順書であり、ケアプランの内容そのものには関与しないことを想定。

※3 これにより、ホームにおける当該居宅サービス事業所からのサービス提供の有無を確認することが可能。

※4 利用者負担の対象となる住宅型有料老人ホームについて、負担を避けるための登録逃れやセルフケアプランの悪用といったことが生じないよう、有料老人ホームの事前規制の導入の検討とあわせて、現場の実態や関係者の意見を丁寧に伺いながら、実効的な方策を検討することが必要か。

【地域包括ケアシステムの深化：相談支援等の在り方】

- ▶ 身寄りのない高齢者等への支援に向けた地域ケア会議の活用促進等について、
 - ・身寄りのない高齢者等を始めとした高齢者の生活ニーズ等を地域課題として解決していくには、**基本的には市町村が主体となって関係者を含めて地域全体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することが必要**
 - ・身寄りのない高齢者等に対する相談体制の充実を図るため、**地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）において、身寄りのない高齢者等への相談対応を行うことを明確化**
- 等が方向性として示された。

2. 地域包括ケアシステムの深化 (5) 相談支援等の在り方

検討の方向性①

(身寄りのない高齢者等への支援に向けた地域ケア会議の活用促進等)

- 身寄りのない高齢者等の抱える生活課題を地域として対応する観点から、各市町村における地域ケア会議の活用を更に推進し、実効的な課題解決につながるような取組を推進することが必要ではないか。
- それに当たって、日常生活圏域など、よりきめ細かな地域ごとの課題に対応するため、地域ケア会議の運営について市町村から地域包括支援センターへの一部委託を可能とすることとしてはどうか。
- また、身寄りのない高齢者等を始めとした高齢者の生活ニーズ等を地域課題として解決していくには、基本的には市町村が主体となって関係者を含めて地域全体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することが必要である。この観点から、地域ケア会議においては、地域づくりにかかわる生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、主任ケアマネジャー等の関係職種役割も重要ではないか。
- あわせて、多様な困りごとを地域全体で支えていくためには、障害や生活困窮などの福祉分野や、住まい・交通・消費者保護など、関連する他分野との連携を推進することが必要であり、他の分野の会議体と地域ケア会議の連携を進めることや、地域の関係主体の柔軟な参加を促すこととしてはどうか。
- 地域において、身寄りのない高齢者等に対する相談体制の充実を図るため、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）において、身寄りのない高齢者等への相談対応を行うことを明確化し、住民を含めた地域の関係者との協働や多機関連携の役割を更に発揮できるようにすることとしてはどうか。あわせて、地域包括支援センター等で相談支援を行う際、地域ケア会議での成果も活用しながら、適切なつなぎ先や活用できる制度が明確となるような取組を推進することが必要ではないか。
- また、こうした相談に対応するケアマネジャー等の資質向上の観点や、地域の様々な関係者が連携・協働して対応を行う体制づくりを推進する観点から、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業においても、身寄りのない高齢者等に係る課題への対応を含めることを明確化することとしてはどうか。
- 市町村等において身寄りのない高齢者等の把握や関係者間の情報共有のために緊急時の連絡先の登録等の事業を行うケースもあるところ、こうした事業の円滑な実施等に向けた方策の整理が必要ではないか。

32

◇第 129 回(2025.11.20)

- ▶ 11月20日に、厚生労働省は、第129回社会保障審議会・介護保険部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、「介護保険制度に関するその他の課題」「持続可能性の確保」等について協議を行った。

【「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準】

- ▶ 介護サービスの利用者負担は、原則1割で、「一定以上の所得」がある人は2割、「現役並み所得」のある人は3割となっている。
- ▶ 部会では、「一定以上所得」についての考え方として、
 - ・現在の2割負担対象者以外にも、相対的に負担能力があり、負担が可能と考えられる方に、2割負担の対象範囲を拡げる
 - ・負担に金融資産の保有状況を反映すること等の考え方が示された。

論点③ 「一定以上所得」、「現役並み所得」の判断基準

論点に対する考え方

【「一定以上所得」の判断基準の議論の対象となる世帯層の状況】

- 要介護者のいる75歳以上の単身世帯及び夫婦世帯（世帯主が75歳以上で配偶者も65歳以上）の消費支出をみると、**消費と収入の分布をみると、収入水準と消費の差は様々であるものの、収入に応じて高くなる傾向はある**ことが見受けられる。（P9～11）
- また、これらの家庭の貯蓄額の水準をみると、その水準は様々だが、**貯蓄額の分布の水準は収入階級に応じて高くなっている傾向**にあり、**現在の2割負担の対象外の世帯でも、一定の預貯金を有する世帯はある**。また、**要介護世帯を含めた高齢者世帯の貯蓄水準は、第2号被保険者である40代～50代が世帯主である世帯と比較して高い**。（P12～13）
- なお、年金受給者の年金額と預貯金の関係をもと、**概ね年金額に応じて世帯の預貯金の額が大きくなる傾向**がみられる。（P14）
また、直近の高齢者世帯の預貯金の状況をみると、平均貯蓄額は一部の世帯類型で2024年には減少しているが、2割負担を導入した2015年と比較して預貯金の額の水準は下がっていない。（P15）

【論点に対する考え方】

- **能力に応じた負担**という全世代型社会保障の基本的な考えに沿って、**負担の公平化を図る必要があるのではないか**。また、**第1号被保険者・第2号被保険者の保険料水準が継続的に上昇するなかで、現役世代を含めた保険料水準の上昇をできる限り抑える必要があるのではないか**。
- 要介護高齢者の消費支出の状況や、**現役世代より高い傾向にある要介護世帯を含めた高齢者世帯の貯蓄額の状況を踏まえると、現在の2割負担対象者以外にも、相対的に負担能力があり、負担が可能と考えられる方に、2割負担の対象範囲を拡げることが考えられるか**。
- この際、**これまでの基準より収入が低い方に負担をお願いすること、また、医療と比べて利用が長期に渡り、一定の費用がかかり続ける介護サービスの特徴等を踏まえた配慮が必要ではないか**。
- このため、**令和5年12月に本部会にも報告された大臣折衝や同時期に閣議決定された改革工程において、2割負担の検討の方向性として①負担増への配慮を行う観点から、当分の間、一定の負担上限額を設けることや、②負担への金融資産の保有状況を反映すること等が掲げられていることを踏まえ、こうした配慮措置をとることが考えられるか**。なお、**②の場合には、例えば新たに所得基準により2割となる方については、預貯金等の額が一定の額未満の方は1割負担とすることが考えられるが、すでに預貯金等を勘案し、利用者負担段階を設定している補給給付の運用を踏まえると、自治体の事務負担に配慮する必要があるか**。

【ケアマネジメントに係る給付の在り方】

- ▶ ケアマネジメントの利用者負担については、「**利用控えの懸念に配慮する観点から、ケアマネジメントの利用者負担の判断に当たって、利用者の所得状況を勘案する**」との考え方が示された。

論点⑥ ケアマネジメントに係る給付の在り方

論点に対する考え方（続き）

- **ケアマネジメントについて、他のサービスと同様、幅広い利用者に利用者負担を求めることについて、どのように考えるか**。利用控えの懸念に配慮する観点から、**ケアマネジメントの利用者負担の判断に当たって、利用者の所得状況を勘案することについて、どのように考えるか**。
- また、ケアマネジメントに係る課題としては、別途、以下のような論点についても議論をしているところ、こうした課題への解決策の一つとして、前ページの検討の視点や留意点も踏まえつつ、利用者の所得の如何に関わらず、以下のような対応を行うことについて、どのように考えるか。

【有料老人ホームに係る対応】

- ・ 有料老人ホームは、実質的な機能が施設サービスと同様になっており、自宅等の一般的な在宅とは性格が異なっているところ、要介護者が入居することを踏まえた安全かつ適正な事業運営やサービス提供を確保する観点から、一定の有料老人ホームへの事前規制の強化とあわせて、ケアマネジメントのプロセスの透明化の必要性が提起されている。その上で、一定の独立性が担保されない形での事業運営を行っている「住宅型」有料老人ホームがある現状を踏まえ、「住宅型」有料老人ホームにおけるケアマネジメントとの関係性について整理することが必要とされたところ。（有料老人ホーム検討会とりまとめを踏まえ、11/10部会において議論）
- ・ 併せて、住宅型有料老人ホーム等は、利用者の住まいでありながら、同一・関連法人等の居宅介護支援事業所を通じ、ホームで提供される居宅サービスの提供内容の決定に事実上関与しているケースが見られる。
→ 拠点運営、ケアプラン作成、介護サービス提供が一体的に実施され、それぞれについて一体的に利用者負担の対象としている**施設サービスや特定施設入居者生活介護との均衡の観点から、特定施設入居者生活介護以外の「住宅型」有料老人ホーム（該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。）の入居者に係るケアマネジメントについて、利用者負担を求めることについてどのように考えるか**。

【業務負担のあり方】

- ・ ケアマネジャーが、専門性を一層発揮できる環境を整備する観点から、個々の利用者へのケアマネジメント業務に注力できるよう取組が必要。特に、法定業務の中でも、給付管理を始めとする事務的な業務については、ケアマネジャーに求められる役割との関係等も踏まえて、生産性向上や適切な業務分担のための環境整備等を推進することが考えられる。（10月27日部会において議論）
→ 給付管理に係る業務については、現場の負担感がある一方、必ずしもケアマネジャーが行わなければならない業務ではないと考えられることから、**ICTによる効率化を図るとともに、介護サービス事業所の請求事務の代替としての性格が強いことを踏まえ、例えば、ICTによる業務効率化が十分に進展するまでの間、事務に要する実費相当分を利用者負担として求めることについてどのように考えるか**。

【軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方】

- ▶ 軽度者(要介護1・2の者)の訪問・通所介護を「総合事業」に移行させる論点については、「引き続き、包括的に検討を行う」との考え方を示した。
- ▶ 軽度者には認知症の方も一定数見られること、総合事業は、「市町村において、要支援者の自立生活を支える生活支援サービスの受け皿の確保など、総合事業の見直しに向けた取組が進められている途上」であるとしている。

論点⑦ 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

論点に対する考え方

- 総合事業の実施状況を見ると、6～7割の市町村において従前相当サービス以外の多様なサービス・活動(サービス・活動A～D)のいずれかが実施され、訪問型サービスと通所型サービスの実施事業所の2～3割がサービス・活動A～D(通所型にあってはA～C)を実施している。
(※) サービス・活動A～D(通所型にあってはA～C)のいずれかを実施している市町村は、訪問型で65.1%、通所型で71.3%。最も多くの市町村で実施されているサービスは、訪問型・通所型ともに、従前相当サービスである。訪問型サービス事業所のうちサービス・活動A～Dを実施している事業所は32.8%、通所型サービス事業所のうちサービス・活動A～Cを実施している事業所は24.6%。
- 総合事業については、市町村が中心となつて、多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるといった視点に立ち、地域をデザインしていくことができるようにする観点から、総合事業の充実に向けた検討会の中間整理に基づき、令和6年に地域支援事業実施要綱等の改正を行った。
現在、当該改正要綱等を踏まえて、各市町村において、軽度の認知症の方も含めた要支援者の自立生活を支える生活支援サービスの受け皿の確保など、総合事業の見直しに向けた取組が進められている途上であり(※)、国としても、こうした取組を推進することが必要。(※11月10日部会において議論)
(※) 当該改正要綱等を踏まえた、集中的取組期間(第9期計画期間)における見直し状況等については、令和10年秋頃までに一定の取りまとめを行うことを検討。
- 特に、要介護1・2の方には、認知症の方も一定数見られるところであり、こうした方々に対する専門職の関わり方の必要性についての指摘があり、また、地域の実情に応じて、専門職によるサービスと、地域住民を始めとする多様な主体による支え合いの仕組みが適切に連携する体制づくりを整備することの必要性も指摘されている。
- こうした状況も踏まえて、軽度者(要介護1・2の者)の生活援助サービス等に関する給付の在り方について、介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中で、**専門職と地域の支え合いの仕組みの連携の取組状況も含めた総合事業の実施状況や、介護保険の運営主体である市町村の意向や利用者への影響等も踏まえながら、引き続き、包括的に検討を行うこと**についてどのように考えるか。

◇第128回(2025.11.10)

- ▶ 11月10日、厚生労働省は第128回社会保障審議会介護保険部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築等」「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築等」「地域包括ケアシステムの深化(高齢者向け住まい)」について協議を行った。
- ▶ 地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組みとして、中山間・人口減少地域に限定して、「特例介護サービスに新たな類型を設ける」ことが提案された。前提として、都道府県・市町村が、介護保険事業(支援)計画の中で人材確保や生産性向上(ICT活用等)などに取り組んでおり、「それでもサービスの維持・確保のためにやむを得ない場合」に検討する。新たな類型の対象地域は都道府県が設定する。
- ▶ 「新たな類型」の報酬に関しては、介護事業者が現行の出来高払いと、「利用回数に左右されない月単位の定額報酬(包括的な評価の仕組み)」のいずれかを選択できるようにすることを示した。
- ▶ 希望する自治体が、第10期計画期間(令和8～令和11年度)中に実施できるよう、対象サービスや運営基準を社会保障審議会・介護給付費分科会で議論する。
- ▶ 給付による特例の仕組みを活用しても、なお、サービス提供体制を維持することが困難なケースが想定されることから、「給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とする」ことが提案された。

論点② 地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

第124回意見を踏まえた論点・考え方

- 中山間・人口減少地域に限定して、サービス自体の維持・確保のために必要な場合への特例的な対応としては、都道府県・市町村の介護保険事業（支援）計画の議論において、人材確保を重点的に行うことや、生産性向上（ICT活用等）の方策など、他の必要な施策を講じた上で、それでもなおサービスの維持・確保のためにやむを得ない場合に検討することが考えられるのではないかと。
- あわせて、
 - ・ 職員の負担等への配慮の観点から、ICT機器の活用や、同一法人の併設事業所間などサービス・職種間で必要な連携体制が確保されていることを前提として、管理職や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件を緩和すること
 - ・ サービスの質の確保の観点から、市町村の適切な関与・確認や、配置職員の専門性への配慮を行うことを前提とすることが考えられるか。（※）詳細な運営基準の要件については、今後、上記を前提に、介護給付費分科会等において議論。
- こうしたことも踏まえつつ、中山間・人口減少地域に限定して特例的なサービス提供を行う仕組みとして、特例介護サービスに新たな類型を設けることが考えられないか。

【新たな類型案のイメージ】

	指定サービス	特例介護サービス		+	新たな類型案
		基準該当サービス	離島等相当サービス		
地域	全国（地域限定なし）	全国（地域限定なし）	厚生労働大臣が定める地域（告示）		中山間・人口減少地域
指定・登録	指定権者による指定	市町村等（保険者）に登録	市町村等（保険者）に登録		市町村等（保険者）に登録
人員配置基準	国で定める基準に従い都道府県等が条例で規定	国で定める基準（指定サービスより緩和）に従い都道府県等が条例で規定	規定なし		国で定める基準（基準該当サービスと同等又は緩和）に従い、都道府県が条例で規定 ※ 職員の負担や質の確保への配慮が前提 ※ 地域密着型については市町村が規定
報酬	全国一律の介護報酬	全国一律の介護報酬を基準に市町村等で設定	全国一律の介護報酬を基準に市町村等で設定		地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みの設定も可（論点③参照）
類型	居宅・施設サービス等	居宅サービス等	居宅サービス等		居宅サービス等+α（次々頁参照） 4

論点③ 地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

現状・課題

- 中山間・人口減少地域において、特に訪問系サービスでは、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動に係る負担が大きく、また、高齢者人口の減少に伴うサービス需要の縮小、季節による繁閑の激しさなどから、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持に当たっての課題となっている状況。

論点に対する考え方

- これらの地域において、安定的な経営を行うための報酬の仕組みとして、例えば、訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と利用回数に左右されない月単位の定額報酬（包括的な評価の仕組み）を選択可能とするような仕組みを設けることが考えられないか。

出来高の報酬（報酬単価×利用回数）

○ メリット

- ✓ サービスの利用回数や時間に応じた報酬となるため、特に事業者にとって納得感が得られやすい。
- ✓ 利用回数や時間の少ない利用者は負担が軽く、利用を開始できるため、サービス利用のインセンティブが働きやすい。

● デメリット

- ✓ 利用者数や利用状況に応じて毎月の収入が変動し、地域特性や事業所規模によっては、年間を通じた安定的な経営が困難となる場合がある（冬期の利用者減で大幅に収入が減少するなど）。
- ✓ 特に移動時間が長く、1日の訪問回数が限られる地域では、突然のキャンセル等による機会損失の影響が大きくなる。
- ✓ 利用回数や時間の少ない利用者への受入れに対する収益面でのインセンティブが働きにくい。

新たな選択肢

地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み（月単位で定額）

○ ポイント

- ✓ 利用者数に応じて収入の見込みが立つため、特に季節による繁閑が大きい地域や小規模な事業所において、経営の安定につながる。
- ✓ 移動時間など、地域の実情を考慮した報酬設定が可能となるほか、突然のキャンセル等による機会損失を抑制し、予見性のある経営が可能になる。
- ✓ 利用回数や時間の少ない利用者を受入れた場合でも、収益が確保できる仕組みとなる。
- ✓ 安定的かつ予見性のある経営が可能となることで、常勤化が促進されるなど継続的かつ安定的な人材確保につながる。
- ✓ 利用者の状態変化により利用回数や時間が増えた場合でも、負担が変わらず、安心感がある。
（※）想定される事業者の提供形態や利用者の利用形態の変化等に配慮することも必要。

論点③ 地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 中山間・人口減少地域の事業者が、安定的な経営を行うための報酬の仕組みとして、**特例介護サービスの新たな種類の枠組みを活用して、例えば訪問介護について、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とすることが考えられるのではないか。**
 （※）指定サービスと同様、適切なケアマネジメントが行われるなど、モラルハザードを抑制するための仕組みを併せて検討。
- 具体的な報酬設計については、**利用者像ごとに複数段階の報酬区分を設定することや、支給限度額との関係性にも配慮しつつ包括化の対象範囲を設定するなど、きめ細かな報酬体系とする方向で丁寧な検討を進めることが必要ではないか。**
- このため、報酬水準の設定に当たっては、**包括的な評価の仕組みを導入する事業者の経営状況や、サービス提供状況等に与える影響を十分に検証した上で、関係者の意見も丁寧に伺いながら検討することが必要ではないか。**
 （※）具体的な報酬の在り方については、今後、介護給付費分科会において議論。

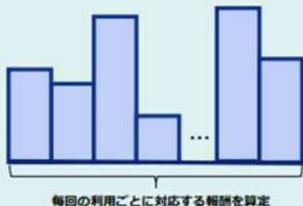
<包括化の対象範囲として考えられるイメージ（案）>

※一例としては、以下のような方法が考えられるが、経営に与える影響、サービス提供に与える影響、モラルハザードの抑制など、様々な観点を踏まえつつ、介護給付費分科会において議論。

（現行：出来高報酬）

✓ サービス内容・提供時間に応じて回数単位・出来高で算定

✓ 各種加算は事業所の体制や利用者の状態に応じたサービス提供等を踏まえて回数単位・出来高で算定

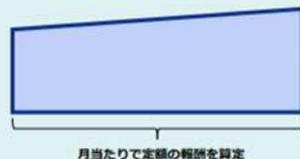


（包括報酬）

✓ 月単位・定額で算定（要介護度や事業者の体制を踏まえた多段階）

✓ 各種加算も大きく取りで包括化、簡素な仕組みに

※ 標準的な提供回数を超える分等は、別途算定



<導入に向けたスケジュールのイメージ（案）>

- こうしたニーズを有する地域に対して迅速に対応できるよう、**希望する自治体においては、第10期計画期間中（令和9年度～11年度）の実施を可能とすることを目指す。**
- これに先立ち、**給付費分科会において、第9期計画期間中（～令和8年度）に、希望する自治体の実施するための単価の在り方の検討を進める。**
 ※ 報酬体系の在り方やその水準の妥当性については、希望する自治体の実施状況等を踏まえて、丁寧な実態の把握及び検証を行うことが前提。

10

社会保障審議会介護保険部会（第124回）

令和7年9月8日

資料1
（一部改）

論点④ 介護サービスを事業として実施する仕組み

現状・課題

- 中山間・人口減少地域において、サービス需要が減少し、単独サービスでは安定的な経営に必要な利用者の確保に課題を抱える場合やサービス提供体制に限られている場合には、各サービスの提供主体を個別に確保することが困難なケースも想定されるところ、こうした状況であっても、地域の高齢者に対するサービス提供が維持・確保できるよう、必要な方策を検討することも考えられる。

論点に対する考え方

- 市町村が、**地域におけるサービス需要の状況やサービス提供体制の実情に応じて、柔軟にサービス基盤を維持・確保していきことができるよう、市町村が、その実情に応じて、介護サービスを、給付に代わる新たな事業（新類型）として、介護保険財源を活用して実施できる仕組みを設けることが考えられないか。**

（事業による仕組みのポイント）

- ✓ 利用者ごとの個別の利用実績に応じた支払いではなく、事業の対価として事業費（委託費）により支払いを行うことにより、利用者の増減の変化等に対応しつつ、収入の予見性を高め、経営の安定につなげられるようになることも考えられる。
- ✓ 実際のサービス提供は、事業者へ委託することを想定。市町村内に事業所がない場合に、周囲の市町村の事業所に委託することや、複数のサービス類型を組み合わせる委託を行うことが考えられる。

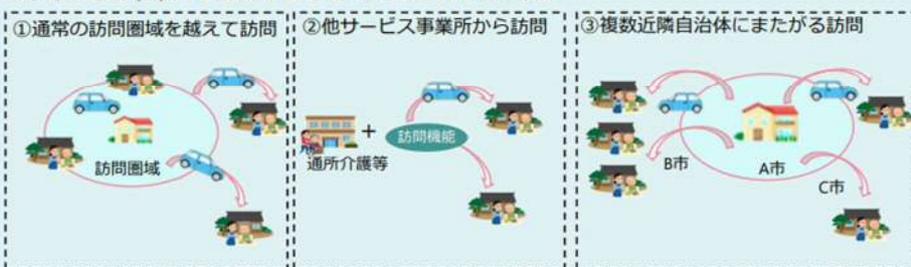
論点④ 介護サービスを事業として実施する仕組み

論点に対する考え方（検討の方向性）

【新たな事業のポイント】

- 中山間・人口減少地域における介護サービス基盤の維持・確保のため、給付の枠組みの中で、特例介護サービスの新たな類型や、当該類型を活用した包括的な評価の仕組みの創設を検討（論点②・③）。今後、2040年を見据えると、サービスを提供する担い手だけでなく、更なる利用者の減少が進む地域も想定される中、こうした給付による特例の仕組みを活用しても、なおサービス提供体制を維持することが困難なケースが想定される。
 - ※ 現在は、自治体がかかりましの移動コストを負担するケースや、自治体の後押しにより、介護ソフト等のICTの活用や、地域の診療所・ケアマネジャー・他の介護サービス事業所との連携を密に行うことにより対応している実態がある。
- 地域の選択肢の一つとして、契約に基づき利用者本位でサービスを選択するという介護保険の制度理念を維持するとともに、利用者が住み慣れた地域を離れ、在宅での生活を継続することが困難となる状況を防ぐ観点から、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とすることが考えられる。
- こうした観点を踏まえて、中山間・人口減少地域において、市町村が、地域におけるサービス需要の状況やサービス提供体制の実情に応じて、柔軟にサービス基盤を維持・確保していくことができるよう、特例介護サービスとあわせて、市町村が、事業として、給付の仕組みと同様、介護保険財源を活用して柔軟に実施できる選択肢を設けることが考えられないか。

<事業による仕組みを活用することが想定されるケース>



<収入のイメージ>



12

◇第 127 回(2025.10.27)

- ▶ 10月27日、厚生労働省は第127回社会保障審議会介護保険部会（部会長：菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授）を開催し、「介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営改善支援等」「地域包括ケアシステムの深化(相談支援の在り方)」「持続可能性の確保」について協議を行った。
- ▶ 「介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営改善支援等」については、10月20日に開催された福祉人材確保専門委員会における人材確保のためのプラットフォームについての議論を踏まえ、職場環境改善・生産性向上・経営改善支援等について、検討の方向性について協議を行った。

【ケアマネジャー資格】

- ▶ ケアマネジャー資格について、受験に必要な実務経験を5年から3年に見直すほか、受験資格の対象となる法定資格に公認心理師、救命救急士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士を加えることが示された。
- ▶ また、現行の5年ごとの更新研修受講を要件とする更新性の仕組みを廃止することが示された。ただし、専門職としての新たな知識などの修得は重要とし、定期的な研修の受講を行うことを求めている。

論点① ケアマネジャーの資格取得要件の見直し

論点に関する考え方（検討の方向性）

- ケアマネジャーの新規入職を促進するとともに、医療・介護の連携の要として多様な背景を持つケアマネジャーの参入を促進する観点から、受験対象である国家資格の範囲について拡充することとしてはどうか。
- その際、ケアマネジャーの役割との整合性を考慮し、業務として直接的な対人援助を行うなど、ケアマネジャーとして従事する上で必要となる実務経験を有しているか、また、養成課程において、ケアマネジャーとして従事する上で必要となる知識を学んでいるかといった点に着目し、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、公認心理師について、新たに受験資格として認めることとしてはどうか。
- また、現行の5年の実務経験年数についても、例えば、介護福祉士の実務経験ルートにおいて求められている実務経験年数を踏まえて、3年に見直しすることとしてはどうか。

	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	救急救命士	公認心理師
業務概要	医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に照射することを業とする。	医師又は歯科医師の指示の下に、検体検査及び生理学的検査を行うことを業とする。	医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検を行うことを業とする。	医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする。	心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと等を業とする。
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅でX線装置や超音波装置を使った検査を行う機会が増えており、外来も含めて患者や家族と接する機会も増加。放射線検査等に関する説明・相談を行い、在宅高齢者の支援も行っている。 ・養成課程において患者等への対応や検査に関わる相談援助等を学ぶ機会や介護医療院で臨床実習を行う機会もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で機器を使った検査や採血を行う機会が増えており、患者や家族に検査データに関する客観的な説明をするなど、外来も含めて在宅高齢者と接する機会が増えている。 ・養成課程において在宅における臨床検査のほか、在宅医療や地域包括ケアシステムについて学修することとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・透析などで対人援助の機会があるほか、患者・家族に在宅装置の設置環境の確認や説明・相談などを行うなど、外来も含めて在宅高齢者と接する機会が増えている。 ・養成課程において在宅医療や地域包括ケアシステムにおいて果たすべき役割について学修することとされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急活動において、現場と傷病者の状況を把握し、救急活動計画をその場で考え、実施するとともに、様々な医療関係者と連絡調整を行うという業務の流れがケアマネジメントと類似している。 ・国家試験出題基準の中に、介護保険制度や高齢者福祉が位置付けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談業務において、心理検査の実施、心理的支援の提供、関係者への助言・指導等の業務を行っている。 ・養成カリキュラムにおいて、「福祉心理学」、「福祉分野に関する理論と支援の展開」の中に高齢者福祉が含まれている。

11

論点③ ケアマネジャーの更新制・法定研修の見直し

論点に関する考え方（検討の方向性）

- 近年では、適切なケアマネジメント手法を法定研修に組み入れるなど、ケアマネジャーの専門性の向上に向けた取組が進んできたこと等を踏まえ、**更新研修の受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みは廃止**（※1）してはどうか。
（※1）主任介護支援専門員についても同様の取扱いとすることを想定。
- この場合の研修の位置付けについては、これまで資格の更新に当たって研修の受講を要件とすることにより、実質的に研修の受講を義務付けていたことを考えれば、**更新の仕組みを廃止したとしても、専門職として、新たな知識と技能の修得に継続的に取り組んでいくことの重要性は変わるものではなく、定期的な研修の受講を行うことを求める**（※2）ことが適当ではないか。
（※2）更新制と研修受講の紐付けがなくなることで、研修を受講しないことで直ちに資格を失い、ケアマネジャーの業務ができなくなるといった取扱いがなくなる。また、ケアマネジャーとして従事していない期間は研修を免除する（再度従事する際に改めて研修を受講する仕組みを設ける）ことを想定。
- その上で、研修の時間数について、利用者への支援に充当する時間の増加につなげる観点から、例えば、講義部分について、定期的学習の必要性やケアマネジャーのニーズ等を踏まえて、可能な限り縮減（※3）することを検討することが考えられるか。併せて、都道府県が実施する研修の内容の改善を図る取組を検討してはどうか。
- **研修の受講方法について、一定期間（例えば5年間）に分割して受講するなど柔軟に受講できる環境整備を行うこととしてはどうか。**

【現行の更新研修（2回目以降の場合）】

- ・ 3 2 時間の研修を決められた日（概ね4～9日前後）に受講
- ・ 資格更新の要件としての研修

	研修科目	時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
講義・演習	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解	2
	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	
	生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント	2
	脳血管疾患のある方のケアマネジメント	3
	認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント	4
	大腿骨頭部骨折のある方のケアマネジメント	3
	心疾患のある方のケアマネジメント	3
	誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	3
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	3
	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	4
合計	32	

【見直し後に定期的に受講する研修のイメージ】

- ・ **研修受講を要件とした資格の更新の仕組みは廃止**
- ・ 一定期間（5年間等）の間に自由なタイミングで分割して受講（現行の時間数では1年当たり6～7時間程度）

●受講方法の例

（※現行の時間数そのままでも5年間で受講することとした場合）



（※3）➡さらに時間数を可能な限り縮減することを検討。

15

【カスタマーハラスメント対策】

- ▶ 本年6月に成立した改正労働施策総合推進法の内容を踏まえ、すべての介護事業者に対し、運営基準等に関する省令の改正を通じて、現行のセクハラ、パワハラ対策に加え、カスハラへの対応も義務付ける方針が示された。
- ▶ 事業者向けの「介護現場のハラスメント対策マニュアル」も改定予定。

論点 職場環境改善・生産性向上・経営改善支援等の推進

現状・課題（続き）

【職場環境改善に向けたハラスメント対応の取り組み】

- 職場環境改善に向けては、ハラスメント対応の取組を講じることも重要。介護分野では、これまでも、男女雇用機会均等法における事業者の責務を踏まえつつ、運営基準等に係る省令において、ハラスメント対策（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント）を義務付ける等の取組を行っている。さらに、本年6月に成立した改正労働施策総合推進法では、**カスタマーハラスメントの防止（※）のため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務付けることとされており、こうした動向を踏まえた取組を行う必要がある。**
 - ※ ただし、認知症がある場合等には、BPSDである可能性を前提にしたケアが必要。例えば、認知症の「もの盗られ妄想」はハラスメントではなく、認知症の症状としてケアが必要であることに留意が必要。その一方で、認知症等の病気または障害に起因する暴言・暴力であっても、職員にの安全に配慮することは必要であり、ハラスメント対策とは別に、施設・事業所等において、関係機関と連携して組織的に対応することが必要。

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、全ての介護事業者に対して、運営基準等に係る省令において、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、**カスタマーハラスメントへの対応についても義務付けを行うとともに、対応マニュアルの見直しや自治体や介護事業所への周知を徹底するなど、所要の措置を講ずることが考えられるがどうか。**

◇第126回(2025.10.9)

- ▶ 10月9日、厚生労働省は第126回社会保障審議会介護保険部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催し、「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築等」「地域包括ケアシステムの深化(相談支援の在り方)」について協議を行った。
- ▶ 「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築等」については、論点として下記7点が示され、それぞれ現状と課題が示されたのち、協議が行われた。
 - ①地域の類型の考え方
 - ②地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み
 - ③地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み
 - ④介護サービスを事業として実施する仕組み
 - ⑤介護事業者の連携強化
 - ⑥地域の実情に応じた既存施設の有効活用
 - ⑦調整交付金の在り方
- ▶ 「地域包括ケアシステムの深化(相談支援の在り方)」については、論点として下記3点が示され、それぞれ現状と課題が示されたのち、協議が行われた。
 - ①身寄りのない高齢者等の抱える生活課題への対応に向けた地域ネットワーク・相談体制の充実に向けた取組の推進
 - (i)身寄りのない高齢者等への支援に資する地域ケア会議の活用推進、相談体制の充実等
 - (ii)介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方の見直し
 - ②災害等の有事に備えた地域包括支援センターの体制整備
 - ③過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

身寄りのない高齢者等の抱える生活課題への対応に向けた 論点① 地域ネットワーク・相談体制の充実に向けた取組の推進

社会保障審議会介護保険部会（第126回）

令和7年10月9日

資料2

現状・課題

- 世帯数の推移を見ると、高齢者単身世帯はさらに増加し、2050年頃には全世帯のうち5世帯に1世帯が高齢者単身世帯になることが想定されている。こうした世帯構成の変化に伴って、**身寄りのない高齢者等の増加が見込まれる**。
- 特に、身寄りのない高齢者等への生活課題については、地域の適切なつなぎ先が明確化されていないことなどにより、現在でも、**ケアマネジャー等が法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも増加**。ケアマネジャーがその専門性を発揮し、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力できるようにすることが重要である中で、**地域課題として地域全体で対応を協議**することが必要。
※ 上記については、ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会の中間整理（令和6年12月）でも指摘されている。
- 各市町村においてこのような議論を進める場の一つとして**地域ケア会議**があり、この枠組みを更に活用することが考えられる。地域ケア会議では、現状でも、個別会議と推進会議を適切に連携させ、身寄りのない高齢者等に係る議論が行われるケースも出始めているが、その機能を一層高め、**具体的な対応策や必要に応じた資源開発など、実効的な課題解決につながる取組の推進**が考えられる。
- 具体的には、身寄りのない高齢者等が抱える課題としては、**生活支援、財産管理、身元保証、死後事務**などが挙げられるが、こうした課題に対応するにあたっては、地域ケア会議などを活用して**ケアマネジャーや地域包括支援センターが中心となって地域課題として必要な資源を整理**すること（朝来市の例）に加え、**地域の多様な主体による取組**（出雲市の例）、**民間サービス**（岡崎市の例）、**身寄りのない高齢者等の支援を行う第二種社会福祉事業（新設について福祉部会において検討中）、生活困窮者居住支援事業、成年後見制度などの公的な仕組み**といった、必要な関係者・関連事業につなげていくことが考えられる。
- こうした地域ケア会議の活用や相談体制の整備等に当たっては、**生活圏域の高齢者のニーズをきめ細かく把握している地域包括支援センターの役割が非常に重要**であるが、こうした取組を主導するに際して、**業務量過多、地域での連携機関の不足**といった課題が指摘されている。地域包括支援センターが地域での役割を發揮できるようにする観点から、地域包括支援センターの業務の多くを占める**介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの業務の在り方についても、併せて整理**することが考えられるか。

身寄りのない高齢者等への支援に資する

社会保障審議会介護保険部会（第126回）

令和7年10月9日

資料2

論点① - i 地域ケア会議の活用推進、相談体制の充実等

論点に対する考え方（検討の方向性）

<地域ケア会議の活用推進>

- 身寄りのない高齢者等の抱える生活課題を地域として対応する観点から、**各市町村における地域ケア会議の活用を更に推進し、実効的な課題解決につながるような取組を推進するための方策について、以下の観点も含めて、どのように考えるか。**
 - ・ 地域ケア会議の実施に当たり、日常生活圏域など、**よりきめ細かな地域ごとの課題に対応**するため、**地域包括支援センターが果たすべき役割**についてどのように考えるか。
 - ・ 身寄りのない高齢者等を始めとした高齢者の生活ニーズや課題に対応していくために、**生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、主任ケアマネジャー**等、地域ケア会議における**関係職種**の役割について、どのように考えるか。
 - ・ 医療・介護分野以外にもかわる多様な困りごとを地域全体で支えていくために、障害や生活困窮などの福祉分野や、住まい・交通・消費者保護など、関連する他分野との連携を推進するため、**他の分野の会議体と地域ケア会議の連携**を進めることや、地域の関係主体の柔軟な参加を促すことの意義・方策について、どのように考えるか。

<相談体制の充実等>

- **地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）**において、**身寄りのない高齢者等への相談対応**を行うことを明確化することが考えられないか。あわせて、地域包括支援センター等で相談支援を行う際、地域ケア会議での成果も活用しながら、**適切なつなぎ先や活用できる制度が明確となるような取組を推進**することが考えられないか。
- また、こうした相談に対応するケアマネジャー等の資質向上の観点や、地域の様々な関係者が連携・協働して対応を行うことを体制づくりを推進する観点から、**包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（※）**においても、**身寄りのない高齢者等に係る課題への対応を含めることを明確化**してはどうか。
（※）個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや、個々のケアマネジャーに対する支援等を行うもの。
- 併せて、こうした相談業務や関係者のコーディネートに係る課題を背景に、**市町村等において身寄りのない高齢者等の把握や関係者間の情報共有**のために緊急時の連絡先の登録等の事業を行うケースもあるところ、こうした事業の円滑な実施等に向けた方策についてどう考えるか。

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会

◇とりまとめ(2025.11.5)

- ▶ 11月5日、厚生労働省は有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめを公表した。
- ▶ とりまとめでは、有料老人ホームに係る現状・諸課題を明らかにするとともに、対応の方向性について下記のとおり整理している。

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会 とりまとめ(概要)

- 多様なニーズを抱える高齢者が、希望と状態像に応じて住まいと介護サービスを選択できることが重要。
- このため、**入居する要介護者等の安全性の確保、住まい・介護サービスの選択プロセスの透明性の向上、ニーズに応じた介護サービスが提供可能な体制整備**に向けた対応の方向性を検討。

サービス選択における課題

- ・ 住まいやサービスの種類が複雑で、情報の非対称性が高い
- ・ 高額手数料など入居者紹介事業の透明性に疑念のある事例

サービスの質の確保における課題

- ・ 緊急時の対応や、認知症等の専門的ケアを必要とする要介護者の安全確保に課題
- ・ 住宅型有料老人ホームのケアプラン作成への関与等により、併設事業者等への誘導、過剰サービス提供のおそれ

自治体の指導監督・ニーズ把握における課題

- ・ 届出制のもとでの自治体の指導監督に限界
- ・ 自治体による有料老人ホーム入居者の介護サービス利用実態が把握困難
- ・ 総量規制により、特定施設の指定を受けられない

1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

◆ 有料老人ホームにおける安全性及びサービスの質の確保

- 安全性の確保やサービスの適切な選択の確保の必要性から、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者、認知症の方などを入居対象(※)とする有料老人ホームについて、登録制といった事前規制を導入する必要性(※)実態としてこれらの者が入居している場合や、中重度以上になっても住み続けられる場合も含む
- こうした一定以上の介護等を必要とする高齢者の住まいであることを踏まえた人員・施設・運営等に関する基準を設ける必要性

◆ 入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択

- 契約締結に際し事前の重要事項説明の実施や、入居契約書の事前交付の義務付けの必要性
- 入居希望者や家族、ケアマネジャー、医療SW等が活用しやすい情報公表システムの構築の必要性

◆ 入居者紹介事業の透明性や質の確保

- 現行の事業者団体による届出公表制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした入居者紹介事業者を優良事業者として認定する仕組みの必要性
- 紹介事業者による入居希望者への明確な説明や、紹介手数料の算定方法等(月当たり家賃・管理費等の居住費用がベースとなること)の公表の必要性

◆ 有料老人ホームの定義(「食事の提供」の明確化の必要性)

◆ 介護保険事業(支援)計画の策定に向けた対応(住宅型有料老人ホームの情報を自治体が把握できる仕組みの必要性)等

2. 有料老人ホームの指導監督のあり方

- 事業運営の質の維持のため、更新制や、一定の場合に更新を拒否する仕組みの必要性
- 行政処分を受けた事業者について、役員等の組織的関与が認められる場合には、一定期間、事業所の開設を制限する仕組みの必要性
- 事業廃止や停止等の場合において、有料老人ホーム運営事業者が、入居者の転居支援、介護サービス等の継続的な確保、関係機関や家族等との調整について、行政と連携しながら責任を持って対応する必要性等

3. 有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方

- ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制確保の必要性
- 入居契約とケアマネジメント契約が独立していること、契約締結のプロセスにかかる手順書やガイドラインをまとめておき、入居希望者に明示するとともに、行政が事後チェックできる仕組みの必要性
- 介護サービス等と同一・関連事業者の場合、住まい事業と介護サービス等事業の会計が分離独立して公表され、その内訳や収支を含めて確認できる必要性
- 介護保険事業計画においてニーズに応じて適切に特定施設を含む各サービスの必要量を見込むことが重要であり、入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合等に特定施設への移行を促す必要性等 2

1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

(有料老人ホームにおける安全性及びサービスの質の確保について)

- 安全性の確保やサービスの適切な選択の確保の必要性の観点から、一定の有料老人ホームについては、行政の関与により入居者保護を強化すべく、登録制といった事前規制の導入を検討する必要がある。
- この事前規制の対象は、入居する要介護者等の安全確保や人権尊重、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高いことを踏まえ、**中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者、認知症の方などを入居対象とする有料老人ホーム**とすることが考えられる。また、**実態としてこれらの者が入居している有料老人ホームや軽度の高齢者のみが入居しているが、中重度以上になっても住み続けられるとしている有料老人ホーム**についても、対象とすることが考えられる。その際、全ての有料老人ホームにおいて**尊厳や安全性等の確保が求められる旨を明確化**するとともに、入居者の状態に応じた基準を設ける枠組みとすることも考えられる。
- 有料老人ホームについて、利用者の選択に資するとともに、自治体が適切に判断・把握ができる仕組みが必要。この観点から、全ての有料老人ホームに対し、**契約書に入居対象者（入居可能な要介護度や医療の必要性、認知症、看取り期の対応の可否）を明記し、公表**するとともに、**自治体に提出する事業計画に記載**することを義務付ける必要がある。

(具体的な基準について)

- こうした有料老人ホームについては、特定施設やサ高住との均衡に配慮しつつ、**高齢者の尊厳の保障、サービスの質の確保といった観点から、職員体制や運営体制に関する一定の基準を法令上設ける必要がある。**
- また、**併設介護事業所が提供するサービスや職員体制・運営体制との関係が曖昧にならないような基準を示す必要がある。**
- こうした制度を導入する場合、事業開始前に満たすべき項目として、**現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、一定以上の介護等を必要とする高齢者が居住する住まいであること**を踏まえた**人員・施設・運営等に関する基準**を設ける必要がある。
- 具体的には、**介護・医療ニーズや夜間における火災・災害等緊急時の**

1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方（続き）

(入居契約の透明性確保について)

- 消費者保護の観点から、**契約書や重要事項説明書、ホームページなどにおいて、有料老人ホーム運営事業者が十分な説明や情報提供を行うことを確保する必要がある。**また、**契約書や重要事項説明書を契約前に書面で説明・交付することを義務づける必要がある。**
- より具体的には、重要事項説明書等において、特定施設・「住宅型」有料老人ホームの種別、介護保険施設等との相違点、要介護度や医療必要度に応じた受入れの可否、入居費用や介護サービスの費用及び別途必要となる費用、施設の運営方針、介護・医療・看護スタッフの常駐の有無、看取り指針の策定の有無、退去・解約時の原状回復や精算・返還等に関する説明が確実に行われることが必要である。
- 特に、有料老人ホームと同一・関連法人の介護事業者によるサービス提供が選択肢として提示される場合には、**実質的な誘導が行われないよう、中立的かつ正確な説明が確実に実施される必要がある。**また、多くの高齢者は有料老人ホームを「終の棲家」とすることを想定していることから、**要介護状態や医療処置を必要とする状態になった場合に、外部サービス等を利用しながら住み続けられるか、看取りまで行われるか、あるいは退去を求められるか**についても、しっかりとした説明が確実に実施される必要がある。

(情報公表の充実について)

- **入居希望者やその家族、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等が活用しやすい有料老人ホームの情報公表システムが必要。**有料老人ホーム運営事業者の事務負担にも配慮しつつ、入居希望者やその家族が必要とする前述のような情報を条件検索できるようにした上で、抽出したり条件により並び替えられる機能を盛り込んだり、数値等をグラフ化して視認性を高めるといった工夫が考えられる。
- こうした情報公表システムの充実が求められるところ、現状の介護サービス情報公表システムに登録されている住宅型有料老人ホームの件数が十分でないことを踏まえ、**サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムと同様の仕組みの導入を含めた利用促進等**を検討する必要がある。

対応を想定した職員の配置基準、八ト面の設備基準、虐待防止措置、介護事故防止措置や事故報告の実施等について法令上の基準を設ける必要がある。また、看取りまで行うとしている有料老人ホームについては、**看取り指針の整備が必要**。また、サ高住等の制度も参考に、**有料老人ホームによる不当な契約解除を禁止**するなど、契約関係の基準等を盛り込む必要がある。

- 特定施設と同様に、**認知症ケア、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化、介護予防、要介護度に応じた適切な介護技術に関する職員研修も、既に何らかの介護関係の資格を有している場合等を除き、必要である。**
- こうした基準等の策定に際しては、**自治体ごとに解釈の余地が生じにくい具体的な形で規定する必要がある。**また、各地域における実情を反映できるよう、**一定の事項については参酌基準とすることが適切である。**

(介護・医療との適切な連携体制について)

- 有料老人ホームにおいても、**ケアマネジャーや高齢者自身の適切なアセスメント及び本人の意思決定に基づいた質の高いケアプランの作成やサービス提供につなげていくことを確保する必要がある。**有料老人ホームにおいて、高齢者本人や家族の相談窓口となる担当者を明確にすることや、必要に応じて有料老人ホームの職員が介護や医療現場のケアカンファレンスにも参加していくことも考えられる。
- 医療機関と高齢者住まいの連携について、医療機関においては、診療報酬上の入院支援加算の連携の仕組みを参考にすると、**地域の医療機関の地域連携室と高齢者住まいの連携を深めていく必要がある。**また、医療機関の地域連携室に近隣の高齢者住まいのパンフレットや契約書を共有しておくなど、**常日頃から医療機関と地域の高齢者住まいが情報共有しておくことが考えられる。**

(サービスの見える化について)

- 有料老人ホーム運営事業者自らの質の改善と高齢者やその家族の適切なサービス選択に資するため、**客観性・専門性を有した第三者が外部からサービスの質を評価することが必要である。**そのためには、**事業者団体による既存の第三者評価の仕組みを一層活用していくことが有効であり、これを制度的に位置付けることも必要である。**

(適切な相談先の確保について)

- 地域ごとにワンストップ型の相談窓口を設け、相談内容に応じて専門的な機関につなぐ連携の仕組みを構築することが有益である。特に、高齢者住まい選びや入居後の苦情相談について、ノウハウを有する公益社団法人有料老人ホーム協会などの人員体制や周知の充実を図り、活用の一層の推進を図ることが有効である。

(入居者紹介事業の透明性や質の確保)

- 高齢者やその家族、自治体、医療機関、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等が、事業者団体が実施している現行の紹介事業者届出公表制度における行動指針に則り適切に事業を運営している紹介事業者を、**確実に確認・選択できる仕組みが必要である。**
- このため、現行の紹介事業者届出公表制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした事業者を優良事業者として認定する仕組みの創設が有効である。
- 紹介事業者には、高齢者に対する意思決定支援・権利擁護の機能を持つことが期待されていることから、こうした仕組みのなかで、**紹介事業者が、利用者に対して自らの立場を明確に説明したうえで、中立的な立場から、正確な情報に基づき入居希望者の希望に合った有料老人ホームを紹介すること、成約時に有料老人ホーム側から紹介手数料を受領すること、紹介手数料の算定方法等を、入居希望者に対し事前に書面で明示**するといった対応が必要である。
- 紹介手数料の設定については、賃貸住宅の仲介を参考に、**例えば月当たりの家賃・管理費等の居住費用をベースに算定**することが適切である。
- 有料老人ホーム運営事業者においても、**紹介事業者の活用や提携の有無、紹介手数料の算定方法を公表**するとともに、**入居希望者に対し明示**する必要がある。
- このため、紹介事業者届出公表制度に基づく情報公表の仕組みを充実させ、**紹介事業者における業務内容やマッチング方法、紹介可能なエリア、提携する高齢者住まい事業者、紹介手数料の設定方法等について検索可能なシステムを作る必要がある。**

1. 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方（続き）

（有料老人ホームの定義について）

- 例えば、介護事業者が入居者に対して介護食等を提供している場合には「食事の提供」を行っていることと判断すべきだが、他方で、自立の入居者が個室のキッチンで自ら食事を作り、また、必要に応じて入居者の意思で選択して併設の食堂を利用している等の場合には、「食事の提供」を行っているとは判断されないことを明確化する必要がある。

（地域毎のニーズや実態を踏まえた介護保険事業（支援）計画の作成に向けた対応）

- 自治体における介護保険事業（支援）計画策定に当たって、「外付け」の介護サービスが利用されている「住宅型」有料老人ホームに係る情報を把握できる仕組みが必要である。
- 毎年度提出を求めている重要事項説明書から把握可能な情報に加え、よりの確にニーズを把握していくために、自治体と有料老人ホーム運営事業者の双方に過度な負担をかけることなく、簡便な方法で情報を把握する仕組みの構築が必要である。
- 次期介護保険事業（支援）計画や老人福祉計画の策定に向けて、高齢者住まいごとの基本情報（例えば定員数や実際の入居者数、特定施設の指定の有無などの情報の一覧）、入居者の要介護別の人数や割合などの集計情報、高齢者住まいのマッピングなど、保険者たる市町村自身で把握・整理していく仕組みが必要である。

2. 有料老人ホームの指導監督のあり方

（参入時の規制のあり方について）

- 届出制における課題を踏まえれば、参入を妨げるような過度な規制とならないよう留意しつつ、1で述べたように、入居する要介護者等の安全確保や人権尊重、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高い、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者、認知症の方などを入居対象とする有料老人ホームについては、登録制といった事前規制の導入を検討する必要がある。

2. 有料老人ホームの指導監督のあり方（続き）

（参入後の規制のあり方について）

- 参入後の事業運営の質の維持が確保されることも重要であるため、更新制の設定や、一定の場合に更新を拒否する仕組みが必要である。
- 不正等の行為により行政処分を受けた有料老人ホームの運営事業者について、役員等の組織的関与が認められる場合には、一定期間、有料老人ホームの開設を制限する制度の導入についても検討が必要である。
- 経営の継続が困難と見込まれる事業者に対しては、迅速な事業停止命令等の行政処分を可能とするための整理が必要である。
- 標準指導指針については、老人福祉法に基づく統一的な基準を策定することが必要である。
- 事業廃止や停止等の場合においては、有料老人ホーム運営事業者が、十分な時間的余裕を持って説明するとともに、入居者の転居支援、介護サービス等の継続的な確保、関係機関や家族等との調整について、行政と連携しながら責任を持って対応することに関する一定の義務づけが必要である。

3. 有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方

（ケアマネジメントのプロセスの透明化について）

- 有料老人ホームへの入居時に、入居希望者への自由なサービス選択が確保されることが重要であり、有料老人ホームと併設・隣接する介護サービス事業所が同一・関連法人、もしくは提携関係等にある場合において、ケアマネ事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制の確保として、指針の公表、施設長・管理者への研修、相談担当者の設置等の措置を行うことが考えられる。
- 併せて、一定の独立性が担保されない形での事業運営を行っている「住宅型」有料老人ホームがある現状を踏まえ、こうした「住宅型」有料老人ホームにおけるケアマネジメントとの関係性について整理することも考えられる。
- 入居契約において、有料老人ホームと併設・隣接、もしくは同一・関連法人や提携関係等のある介護サービス事業所やケアマネ事業所の利用を契約条件とすることや、利用する場合に家賃優遇といった条件付けを行うこと、かかりつけ医やケアマネジャーの変更を強要すること

- 導入される制度は、公平性の観点から、新設の有料老人ホームだけでなく、既存の有料老人ホームで要件に該当するものに対しても適用される必要がある。その際、既存の有料老人ホームが新たな制度へ移行するに当たっては、有料老人ホーム事業者における対応の検討や体制等の整備、また、都道府県等の事務負担に鑑み一定の経過措置が必要である。

- その場合、有料該当のサ高住や特定施設の指定を受けた「介護付き」有料老人ホームについて、サ高住の登録内容や特定施設の指定申請事項と、有料老人ホームについて新たに求められることとなる内容について、重複のないよう整理することが必要である。

（都道府県等への報告事項について）

- 有料老人ホームの設置者から都道府県への報告については、重要事項説明書の提出などの既に都道府県知事への報告事項となっている内容に加え、介護保険サービスの提供体制の有無や、有料老人ホームとサービスの提供主体との関係、財務諸表等については、透明性確保の観点からも、事前に必要である。
- 介護保険サービス提供事業所が有料老人ホームと同一経営主体の場合は、例えば、居宅介護支援事業所（以下「ケアマネ事業所」という。）を含めた主たる介護保険サービス事業者等としてまとめて公表し、協力医療機関がある場合は、そこも含めて公表し、有料老人ホームを選択する際の情報とすることが想定される。また、どのような施設類型がその利用者に適しているかの選択にあたり、有料老人ホームで実施される介護サービス費用の自費部分も含めて情報提供できるようにする必要がある。
- 有料老人ホームに該当するサ高住については、既に高齢者居住安定法に基づく重要事項説明義務や報告事項が課されていることを踏まえ、新たな制度を設ける場合は、行政への提出を求める事項について、必要な事項に限定したうえで、重複が生じないようにする必要がある。

（標準指導指針について）

- 登録制といった事前規制の導入に伴い、都道府県等が事業の開始前・開始後ともに効果的な対応を取ることができるよう、老人福祉法に基づく統一的な基準として策定することが必要である。

を禁止する措置を設けることが考えられる。

- また、有料老人ホームにおいて、入居契約とケアマネジメント契約が独立していること、契約締結やケアプラン作成の順番といったプロセスにかかると手順書やガイドラインをまとめておき、入居希望者に対して明示することや、契約締結が手順書やガイドライン通りに行われているかどうかを行政が事後チェックできる仕組みが必要である。
- 届出・登録等や指定の際の行政による指導・助言及び運営指導等においてこうした対応を有料老人ホーム運営事業者や介護サービス事業者に徹底することや、ケアマネジャーに対する研修や事業者団体との連携等により確実に周知することが考えられる。

（自治体による実態把握について）

- 有料老人ホームと併設・隣接する介護サービス事業所が同一・関連法人、もしくは提携関係等にある場合は、有料老人ホームが当該介護サービス事業所等の状況を事前に行政に報告・公表し、ケアマネ事業所や介護サービス事業所の契約に関して中立性が担保されるための体制を行政がチェックできる仕組みが必要である。
- 「住宅型」有料老人ホームやサ高住に入居した場合に、ケアマネ事業所等が保険者に連絡票を届け出ることで有料老人ホームとケアマネ事業所の情報を紐づけることが有効と考えられる。

（住まい事業と介護サービス等事業の経営の独立について）

- 妥当性が担保されない事業計画に対する行政の事前チェックが働くことが必要である。
- 有料老人ホーム運営事業者が介護サービス等と同一・関連事業者である場合は、当該有料老人ホームの事業部門の会計と、介護サービス等部門の会計が分離独立して公表され、その内訳や収支を含めて確認できることが必要である。

3. 有料老人ホームにおけるいわゆる「囲い込み」対策のあり方（続き）

（地域に対する透明性の向上について）

- 有料老人ホームが地域と交流し、地域の中でより積極的な役割を果たしていくことが重要である。このため、地域密着型サービスの運営推進会議や、地域の医療・介護連携会議への参加推奨なども行い、地域での顔の見える関係づくりを通じ透明性の向上を促すことが必要である。

（特定施設への移行について）

- 介護保険事業計画においては、ニーズに応じて適切に特定施設を含む各サービスの必要量を見込むことが重要である。そのため、入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合や、一定人数以上の中重度の要介護者を中心に受け入れる等の場合、特定施設への移行のメリットを明確にする等により、人員や設備、運営体制について一定以上の体制が求められる特定施設への移行を促すことが考えられる。
- 自治体にとって移行促進のメリットが明確になるよう整理する必要がある。その際、管内の「住宅型」有料老人ホームに係る給付状況、移行による給付への影響などを簡便な方法で把握できるようにする必要がある。

（外部型特定の活用について）

- 人員などの体制確保が困難で、一般型特定施設への指定申請が難しい場合は、外部サービス利用型特定施設に指定申請を行うことも考えられるため、「住宅型」有料老人ホーム等の移行も想定した基準や報酬体系の整備も検討される必要がある。

<通知・公表>

令和7年度介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査結果(速報値)(2025.11.13)

- ▶ 11月13日、厚生労働省は令和7年度介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査結果(速報値)を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

速報版

介護職員等の職場環境や処遇に関する実態調査結果のポイント

- 介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の基本給等(※1)について、令和6年9月と令和7年7月を比較すると**6,130円の増(+2.5%)**となっている。
- また、平均給与額(※2)については、令和6年9月と令和7年7月を比較すると**6,840円の増(+2.0%)**となっている。

介護職員等処遇改善加算取得	令和6年9月	令和7年7月	差額
基本給等(月給・常勤の者)	245,980円	252,110円	+6,130円
平均給与額	334,500円	341,340円	+6,840円

- ※1 基本給等 = 基本給(月額) + 手当のうち毎月決まって支払われる手当(通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。)
- ※2 平均給与額 = 基本給(月額) + 手当 + 一時金(4~7月の支給金額の1/6。賞与等含む。)
- ※3 金額は10円未満を四捨五入している。
- ※4 調査対象となった施設・事業所に、令和6年度と令和7年度ともに在籍している介護職員について比較している。

令和7年度の加算の取得状況	本調査(R7.7時点)	参考)介護給付費等実態統計※
介護職員等処遇改善加算	96.8%	95.3%
① 加算I	54.9%	42.5%
② 加算II	28.7%	36.3%
③ 加算III	9.2%	11.1%
④ 加算IV	4.0%	2.6%

※ 介護給付費等実態統計による特別集計(直近である令和7年3月サービス提供分)

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した	14.9%
加算の全額を令和6年度分の資金改善に充てた	81.0%

介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由(複数回答) ※上位4つを掲載	
算定要件を達成できない	27.0%
事務作業が煩雑	25.7%
対象施設・事業所の制約のため困難	16.2%
届出に必要な事務を行える職員がいない	16.2%

賃金改善の実施方法(複数回答)	
定期昇給	50.2%
ベースアップにより対応	42.4%
賞与等の引き上げまたは新設	40.6%
既存の各種手当の引き上げ	26.6%
各種手当の新設	20.3%

給与等の引き上げの対象者(複数回答)	
施設・事業所の職員全員	68.9%
調査対象サービスの介護従事者全員	11.9%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの介護従事者	10.0%
調査対象サービスの介護職員全員	7.0%

介護職員以外に配分した職員の範囲(複数回答) ※上位5つを掲載	
看護職員	63.0%
生活相談員・支援相談員	54.8%
事務職員	54.4%
介護支援専門員	44.0%
P・O・T・S・T又は機能訓練指導員	42.5%

「介護現場における幅広い職種の賃上げ実現のための賃上げ状況調査」結果報告(2025.11.12)

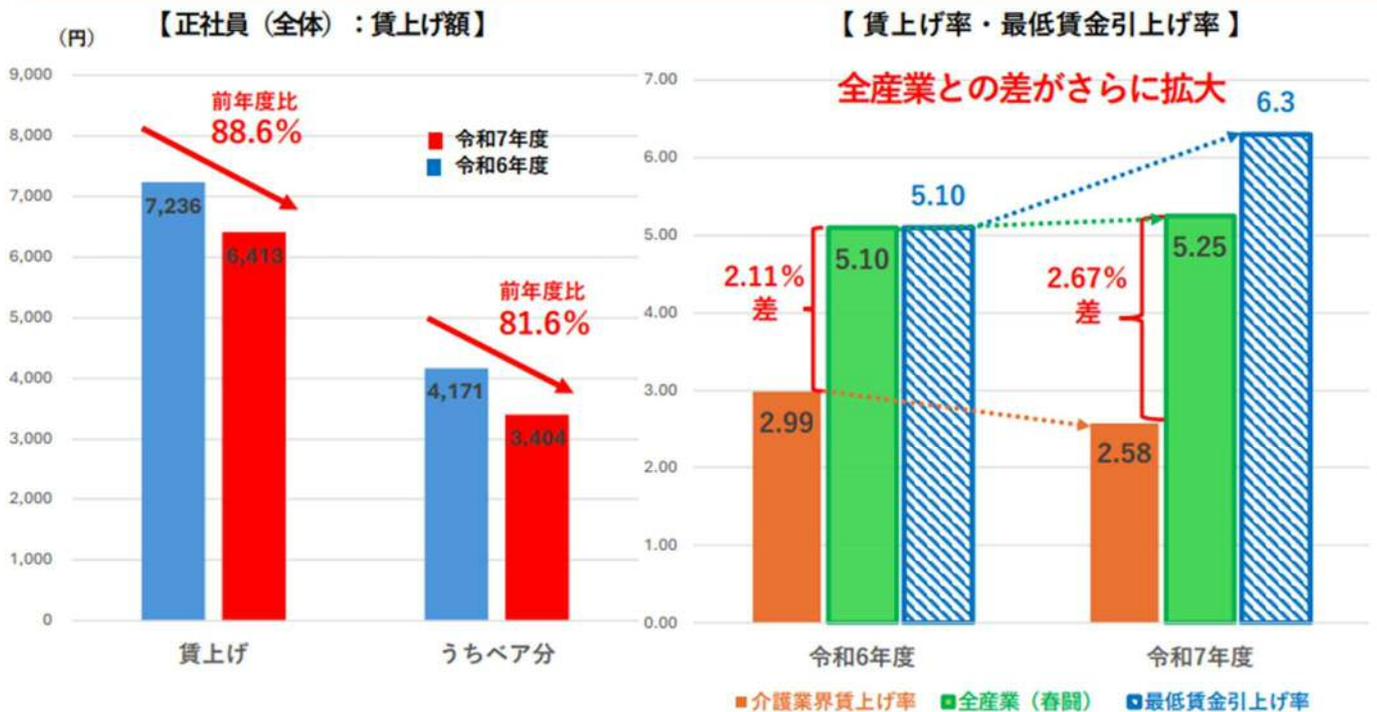
▶ 11月12日、13日の介護関係団体は、『【緊急！】【骨太方針2025記載】「介護現場における幅広い職種の賃上げ実現のための賃上げ状況調査」』の調査結果の報告及び、今後の対応等について記者会見を行った。

▶ 調査団体及び主な調査結果は以下のとおり。

○調査団体(13団体)

全国老人保健施設協会、全国老人福祉施設協議会、日本認知症グループホーム協会、日本慢性期医療協会(介護医療院)、全国介護事業者連盟、高齢者住まい事業者団体連合会、『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会、日本在宅介護協会、全国社会福祉法人経営者協議会、日本福祉用具供給協会、日本看護協会、日本介護支援専門員協会、全国デイ・ケア協会

賃上げの状況

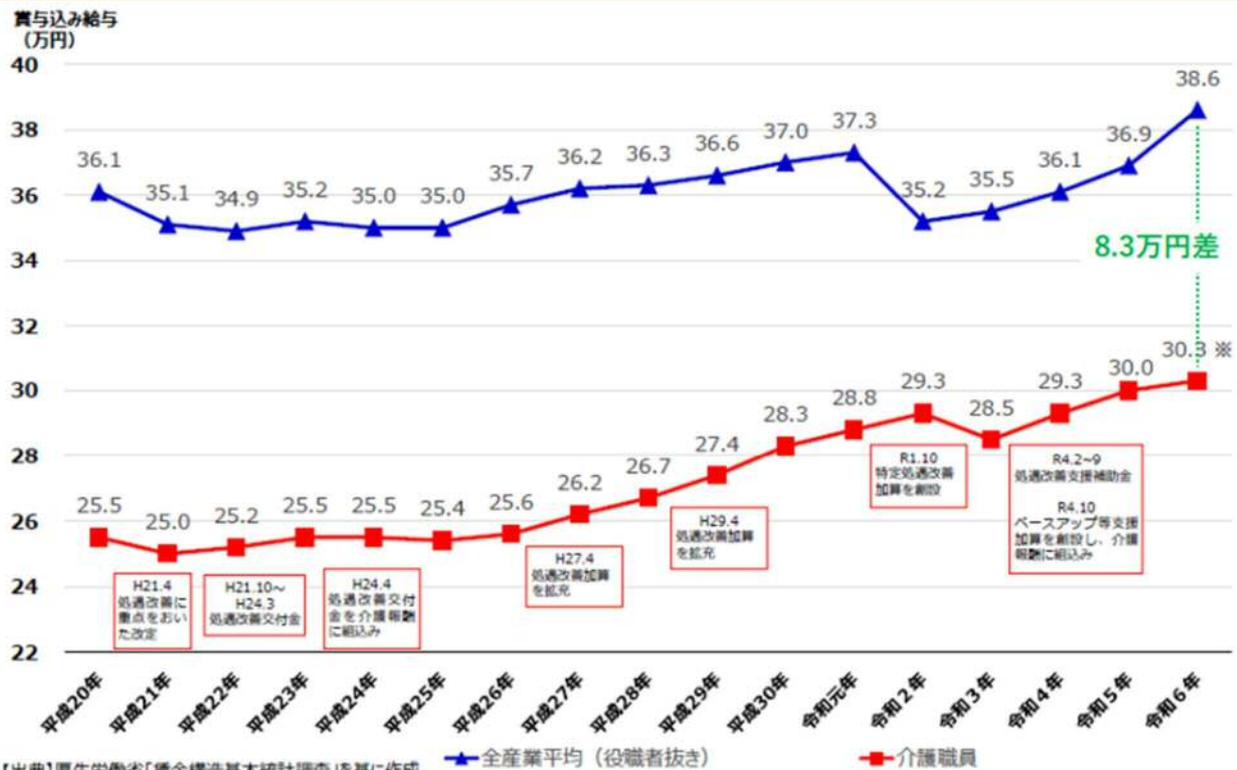


	※前年度所定内給与	賃上げ額(平均)	賃上げ率	うちベア分(額)	賃上げ率(ベア分)
令和6年度	242,208円	7236円	2.99%	4171円	1.72%
令和7年度	248,935円	6413円	2.58%	3404円	1.37%

※前年度所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の訪問介護従事者と介護職員(医療・福祉施設等)の所定内給与額の加重平均により作成

賃上げの状況

賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移

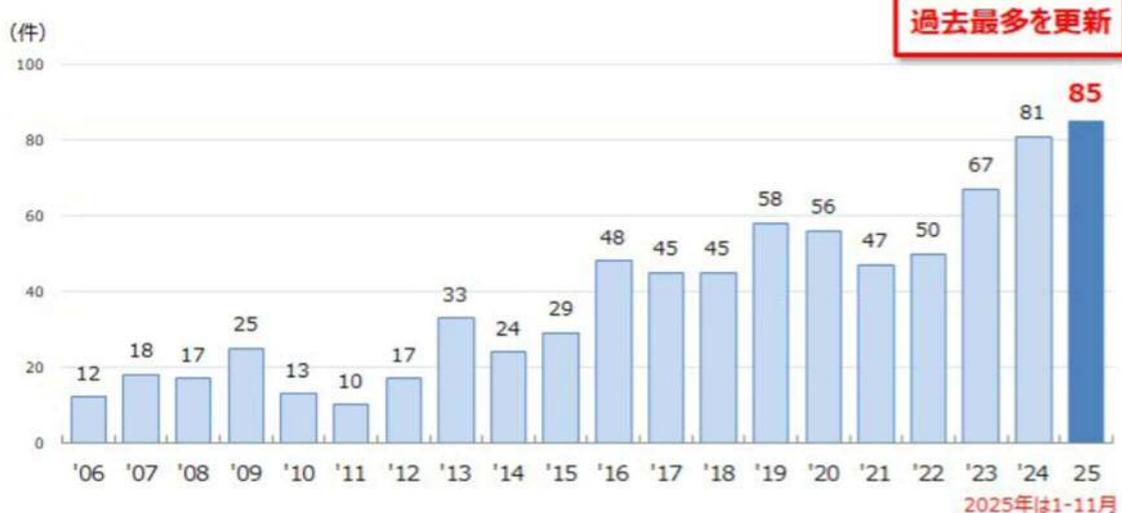


【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成。
 ※1 賞与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。
 ※2 令和6年度介護報酬改定における処遇改善加算の見直しは令和6年6月施行（事業者への支払いは8月以降）

東京商工リサーチ 訪問介護事業所の倒産件数が最多を更新(2025.12.3)

- ▶ 12月3日、訪問介護事業者の倒産が年間最多を更新したことが、東京商工リサーチ(TSR)の調査でわかった。2025年の倒産は11月末までに85件に達し、2023年から3年連続で年最多を更新した。
- ▶ 原因別では、大手との競争やヘルパー不足による利用者減少、介護報酬のマイナス改定などによる売上不振が71件(構成比83.5%)であった。
- ▶ 事業規模では、従業員10名未満が74件(同87.0%)、負債額別でも1億円未満が76件(同89.4%)と小規模事業所の件数が多いが、負債1億円以上も9件(同10.5%)発生している。

訪問介護事業の倒産 年次推移



6. 障害者

<会議>

障害者政策委員会

◇第 86 回(2025.11.19)

- ▶ 11月19日、内閣府は第86回障害者政策委員会(部会長:熊谷晋一郎 東京大学先端科学技術研究センター教授)を開催した。
- ▶ 前回に引き続き障害者基本計画(第5次)実施状況の「各分野における障害者施策の基本的な方向」のうち、今回は下記3点について報告が行われた後、協議が行われた。

⑥保健・医療の推進

⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進

⑨雇用・就業、経済的自立の支援

【第5次障害者基本計画に関する各分野における障害者施策の基本的な方向】

①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

②安全・安心な生活環境の整備

③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

④防災、防犯等の推進

⑤行政等における配慮の充実

⑥保健・医療の推進

⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進

⑧教育の振興

⑨雇用・就業、経済的自立の支援

⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興

⑪国際社会での協力・連携の推進

◇第 85 回(2025.10.28)

- ▶ 10月28日、内閣府は第85回障害者政策委員会(部会長:熊谷晋一郎 東京大学先端科学技術研究センター教授)を開催した。
- ▶ 今回は障害者基本計画(第5次)の実施状況の確認として、主に下記4点について協議が行われた。

①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

②安全・安心な生活環境の整備

③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

④防災、防犯等の推進

社会保障審議会障害者部会

◇第 153 回(2025.12.8)

- ▶ 12月8日、厚生労働省は第153回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を第17回こども家庭審議会障害児支援部会と合同で開催した。
- ▶ 今回は前回に引き続き障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて、これまでの協議をふまえた改正案が示され、協議が行われた。
- ▶ また、地域差の是正・指定の在り方に係る対応について、近年、障害福祉サービス提供量が増加し続けている地域がある一方で、相対的に提供体制が薄い地域が存在し、結果的に利用者のニーズへの

対応状況にばらつき(地域差)が大きくなっている状況をふまえ、下記のとおり対応の方向性案と対応案の大枠が示され、協議が行われた。

【対応の方向性(案)】

以下の対応を総合的に実施することとしてはどうか。

- (1) 地域差を是正し、サービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策
- (2) 地域のニーズに沿ったサービス提供体制確保のための指定の在り方
- (3) サービスの質の確保のための方策

地域差の是正・指定の在り方に係る対応案の大枠

(1) 地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策【指針に明記】

- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村(※1)における対象サービス(※2)に関し、国から、以下の内容を要請する。

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びりに止めて算定すること

(ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。)

- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

(強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能。)

※1 要件1：中山間地域や人口減少地域でないこと。

要件2：人口に占めるサービス利用者割合が、要件1を満たす市町村の上位25%の市町村(市町村は特別区を含む。以下同じ。)

※2 対象サービス：総量規制の対象サービス

(現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設)

(★今後、地域におけるニーズと供給の分析等に係る調査研究を行い、その結果や、自治体における対応状況等を踏まえ、所要の見直しを検討する。)

(2) 指定の在り方(総量規制・意見申出制度)

地域のニーズに沿ったサービス提供体制の確保のため、以下の取組を進める。

① 意見申出制度の更なる活用促進【指針等】

- ・ 意見申出制度の積極的な活用について、基本指針に明記するなど、引き続き推進。

② 共同生活援助の扱い【省令・通知等】

- ・ 共同生活援助(グループホーム)を総量規制の対象に追加する。その実施にあたっては、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアが必要な者等の個別ニーズがある場合は総量規制の例外とするなどの運用方法等について周知する。

※ サービスの質の確保に向けた指定制度の在り方や指定基準の在り方等は引き続き検討

(3) サービスの質の確保のための方策【通知等】

各サービスの質の確保・向上のため、以下の取組を進める。

① 指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン

- ・ 新規指定時の確認事項や、運営状況の適切な把握方法を提示。

② 共同生活援助のガイドライン、管理者の資格要件等

- ・ グループホームの運営や支援内容に関する基準を提示。
- ・ グループホームの管理者の資格要件等を検討。

③ 運営指導・監査の強化

- ・ 運営指導の重点化、業務管理体制検査の強化を行うとともに、マニュアル作成、研修の充実を図る

④ 障害児支援における質の確保

- ・ 全国共通の枠組みでの障害児支援人材研修の実施(R9年度以降)

▶ また、2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について、下記3点について現状課題と今後の方向性が示され、協議が行われた。

▶ ①中山間・人口減少地域に置けるサービス提供体制の確保

現状・課題

- 障害福祉分野については、その需要の動向に人口構造だけでなく様々な要素が関係し、全体としてサービス利用は伸び続けている一方、例えば約3割の市町村でサービス利用者数が前年同月比がマイナスになるなど、**中山間や小規模自治体において減少傾向が見られ、こうした地域におけるサービス提供体制の維持・確保が課題。**
- 現行制度においても、基準該当障害福祉サービスなど、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているが、2040検討会とりまとめにおいても、「介護保険制度等の他制度も参考としつつ、**必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが考えられる**」とされているところ。
- **地方分権提案**においても、中山間地域等におけるサービス提供体制の確保のため、令和7年度は障害者支援施設、令和6年度は障害児通所支援について、**配置基準等に関する要望**が出されているところ。

今後の方向性

- 中山間・人口減少地域におけるサービス維持・確保に向けて、既存の現行制度の活用も進めつつ、介護保険分野等の取組も参考に、以下の取組を進めることとしてはどうか。
(地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み)
- ① 現行の基準該当サービスに加え、**中山間・人口減少地域に限定して特例的なサービスを行う枠組として、新たな類型を設ける**。具体的には、一定の施策を講じた上でやむを得ない場合に、サービスの質の確保や職員の負担等への配慮の観点から一定の取組（ICT機器の活用やサービス・職種間での連携体制の確保、市町村の適切な関与等）を前提とした上で、**配置基準の弾力化**（管理職や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等）を検討する。
また、特に訪問系サービスでは、都市部等とは事業環境が異なる中、安定的な経営のための報酬の仕組みとして、**地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み**（月単位の定額払い）を検討する。具体的な報酬設計は、事業経営やサービス提供に与える影響、モラルハザードの抑制など様々な観点を踏まえつつ、丁寧な検討を進める。
(事業者の連携強化)
- ② 都道府県・市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業所間の連携において中心的な役割を果たす法人・事業所に対し、一定のインセンティブ(*)の付与**を検討するなど、地域における連携を推進する。
(*) 配置基準の弾力化、ICTテクノロジー補助金の補助率引き上げ、報酬上の加算における更なる評価等
(地域の実情に応じた既存施設の有効活用)
- ③ 既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、**国庫補助により取得・改修等をした障害者支援施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例**を設ける。
(※) 介護保険分野では、介護サービスを事業として実施する仕組みも議論されているが、障害福祉制度における個別給付や事業等の位置づけの整理等が必要となるため、今後の障害者総合支援法の見直しの議論の中で検討することとしたい。

4

②人材確保・生産性向上等

現状・課題

- 障害福祉分野においても、有効求人倍率が令和7年9月時点で3.29倍と高い水準で推移しており、障害福祉サービスの利用者が引き続き増加傾向にある中で、**人材確保は喫緊の課題**である。
- 人材確保やその定着については、処遇改善をはじめ、職場環境改善、手続き負担の軽減、魅力発信等、総合的な対策を進めてきているが、引き続き、介護分野等の取組も参考としつつ、**他分野と連携できる部分は連携しながら**、施策を進めていくことが求められる。また、地域により利用者や従事者の状況等は異なることから、**各地域の実情に応じた人材確保対策を進める必要がある**。
- **ケアの充実のための生産性向上**に向けては、介護現場の取組も参考にしつつ、障害福祉分野では障害種別や障害特性等に応じた支援が求められることを十分に踏まえ、**障害福祉現場における生産性向上の目指すべき姿や必要な取組**を明らかにしていくとともに、**各自治体や事業所における取組を一層推進**していくことが求められる。

今後の方向性

- 人材確保や生産性向上等に向けて、**現行の取組を引き続き推進**しつつ、介護分野等の取組も参考に、国・都道府県・市町村・事業者等の役割にも留意の上で、以下の取組を進めることとしてはどうか。
- ① 人材確保や生産性向上に関する事項を**都道府県・市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画の記載事項に明確に位置づけ**、都道府県・市町村・地域の関係者が議論し、各地域における必要な取組を進める。
- ② 人材確保や生産性向上に係る地域の関係者の議論・連携の場として、**各都道府県に障害福祉分野における関係者の協議会を設置**する。その際、介護分野の協議会（介護現場革新会議）や、福祉部会等で議論されている**福祉人材確保のためのプラットフォーム等との連携・役割分担等**を図っていく。
なお、引き続き、国において、障害福祉分野における効果的な取組の分析を進めるとともに、各都道府県・事業所等における取組への支援を行う。
- ③ 職場環境改善に向けて、改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、運営基準省令等において、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、**カスタマーハラスメントへの対応についても義務付ける**とともに、対応マニュアルの見直しや自治体・事業所への周知徹底等を進める。
- ④ 処遇改善に向けた補助金等の対応に関し、国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、都道府県等から障害福祉サービス等報酬に関連する**補助金の支払事務について国民健康保険団体連合会への委託を可能**とする。

36

③地域における包括的な支援体制の構築

現状・課題

- 人口減少や世帯構成の変化等の中、**頼れる身寄りがいない障害者や、複合的な課題を抱える障害者の増加等**といった課題に対応するため、**地域における包括的な支援体制を整備**することが必要。
- このため、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめや、社会保障審議会福祉部会や介護保険部会等の議論も踏まえつつ、対応を検討することが求められている。

今後の方向性

- 地域における包括的な相談支援体制を構築するにあたっては、サービス事業所のみならず、**各職種、各団体等が地域の担い手としての役割を引き続き果たす**とともに、**基幹相談支援センターや相談支援専門員が中心**となつて、**各分野との連携**を図りながら、以下の対応を進めることとしてはどうか。
その議論の際は、地域共生社会の理念のもと、**地域で住民をどのように支えていくか**といった視点を持つことが必要ではないか。
- ① 頼れる身寄りがない高齢者等については、介護保険法に基づく地域ケア会議を活用して、その生活課題への対応を進めることとするほか、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）で相談対応を行うことを明確化する方向性。**頼れる身寄りがない障害者**についても、次のように対応する。
- ・ **（自立支援）協議会を活用**して、個別課題から地域の課題を検討する取組を継続していくことで、包括的な支援の実現を図る。また、医療や介護・障害福祉分野以外にまたがる多様な困りごとを地域全体で支えるために、**他分野の会議体との協働・連携**を進める。
 - ・ **障害者相談支援事業により相談を行うことを明確化**する。
- ② 「過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み」により、障害者相談支援事業及び地域活動支援センター事業について、他の制度の事業と一体的に行えるようにすることで、**地域で支え合う機能を強化**する。
- ✓ 新たな仕組みのもとであっても**障害者への支援が後退することがないように留意**することが必要。
 - ✓ 併せて、地域共生社会の実現に向けた、**障害福祉施策の役割や貢献も積極的に示していく**ことが重要。

74

◇第 152 回(2025.11.10)

- ▶ 11月10日、厚生労働省は第152回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催した。
今回は障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しにあたり、これまでの協議をふまえ改正案が示され、協議が行われた。
- ▶ 新たな成果目標として、「就労選択支援」の推進に向けて、自立支援協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置、令和11年度の就労選択支援を利用する障害者を82,000人以上とするとした。
- ▶ 新たに人材確保・定着・生産性の向上を目標項目に位置付け、都道府県におけるワンストップ窓口の設置や、職場・経営環境改善に向けた関係者協議会の設置などを成果目標とした。

成果目標③-3 就労選択支援の利用者及び体制の確保に関する目標について 新規

現 状

- 令和7年10月に就労選択支援が施行されたが、就労選択支援の積極的な利用を促すため、地域に就労選択支援事業所を確保し、就労選択支援の利用希望者が、就労選択支援を利用することができる体制を確保する必要がある。
- 就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となる(就労経験がある者等は就労選択支援を経ずに就労継続支援B型を利用可能)。
また、令和9年4月から、支援体制の整備状況を踏まえつつ、新たに就労継続支援A型を利用する場合や就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する場合においても「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となる。

成果目標(案)

- 令和7年10月により開始された就労選択支援の積極的な利用を促すため、(自立支援)協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置することを目標として設定してはどうか。また、就労選択支援を利用する障害者の数を目標として設定してはどうか。
- 引き続き、地域の就労支援に関する機関の連携を強化する取組を進めてはどうか。

【成果目標(案)】

- (自立支援)協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することとする。また、令和11年度の就労選択支援を利用する障害者の数を82,000人以上とする。**(新規)**
- 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。

11

成果目標⑦ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する目標について

新規

現 状

- 障害福祉分野において、人材確保やケアの充実のための生産性向上は喫緊の課題。
- 「新しい資本主義実行計画2025」及び「省力化投資促進プラン―障害福祉―」では、「都道府県ワンストップ窓口設置数」を令和8年度には10以上、令和11年度には全都道府県に設置することを目指している。

成果目標(案)

- 政府目標を念頭に、全国の障害福祉現場の人材確保・生産性向上のための支援体制を構築する観点から、都道府県におけるワンストップ窓口の設置状況を成果目標としてはどうか。
- 併せて、生産性向上並びにこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置状況を成果目標としてはどうか。
- なお、専門人材の養成に向けた研修実施に関する目標については、障害福祉人材の確保に関わる目標であり、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の項目(現成果目標8)から、当該項目に移行する。

【成果目標(案)】

- 各都道府県における人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置(新規)
- 生産性向上やこれを通じた職場環境改善・経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置(新規)
- 都道府県における相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)の実施
- 都道府県における相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援に関する研修の実施

18

◇第 151 回(2025.10.20)

- ▶ 10月20日、厚生労働省は第151回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回の部会では、障害福祉サービスの地域差を是正するために、「対応する必要がある地域差」の考え方を整理した上で、具体的な対応策の検討が必要とし、基本的な考え方等を示した。標準的・類型的なサービス利用像ではなく、活用可能なデータ等から地域差を捉えることを提案した。

地域差の是正に対応するにあたって整理が必要な事項

- 障害福祉サービスの地域差を是正するための対応を検討するにあたっては、「対応する必要がある地域差」の考え方を整理した上で、具体的な対応策を検討する必要がある。
- そうした中で、障害福祉サービスの利用者の置かれている状況は多種多様であり、標準的・類型的なサービス利用像を想定することは困難であることから、現在活用可能なデータ等から地域差を捉えていくことになる。

【「対応する必要がある地域差」の考え方を策定するにあたり、整理が必要な事項】

- ・ サービス利用に関する地域差を見るための指標 …… どのような数字で比較をするのか
- ・ サービス利用に関する地域差の基準点 …… 何と比べて差があると判断するのか
- ・ 「対応する必要がある地域差」の対象ライン …… どこからを対応の対象とするのか

「対応する必要がある地域差」の基本的な考え方について（案）

以上を踏まえて、「対応する必要がある地域差」の基本的な考え方について、以下のような考え方としてはどうか。

「対応する必要がある地域差」の基本的な考え方（案）

・ （１）サービス利用に関する地域差を見るための指標

地域間における、人口の年齢階級の分布の相違を除去するため、全ての地域において、人口の年齢階級の分布が全国平均並みだと仮定した場合の、人口に占める障害福祉サービスもしくは障害児支援の各サービスの利用者の割合としては、どうか。

・ （２）地域差の基準点

地域差を判断するための基準は、利用可能であり、かつ、他分野でも利用されている全国平均値としては、どうか。

・ （３）対応する必要がある地域差の対象ライン

地域差が大きい地域とは、上記（１）の指標が、例えば、平均＋標準偏差よりも大きい地域としては、どうか。

◇第 150 回(2025.10.1)

- ▶ 10月1日、厚生労働省は第150回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて、主に下記2点について議論が行われた。
 1. 地域差の是正に向けた対応について
(論点)サービス別・市町村別(障害福祉圏域別)の利用者や伸び率(2021年度の利用者数と2023年度利用者数との比較含む)に係る資料を踏まえて、障害福祉サービス利用に係る地域差についてどう考えるか。
 - 地域差についてどのように捉えるのか。
 - ばらつきのある地域差の是正に向けて、どのように対応するか。
 2. サービス見込み量の在り方について
(論点)地域差の是正の観点も踏まえ、サービス見込み量をどのように設定するべきか。

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

◇第 51 回(2025.12.16)

- ▶ 12月16日、厚生労働省は第51回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催した。
- ▶ 今回は、令和6年度報酬改定後の状況を踏まえた課題について協議が行われた。
- ▶ 障害福祉サービスの費用が急激に増大している状況をふまえ、令和8年度に臨時応急的な見直しとして、「収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型(就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス)について、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、令和8年度について一定程度引き下げた基本報酬を適用する(既存事業所については従前どおり)」案が示された。

令和6年度報酬改定後の状況を踏まえた対応（案）

基本的な考え方

- 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸び（一人あたり総費用額：+6.0%、利用者数：+5.8%）となっている。また、こうした中で、引き続き人材確保が課題となっているとともに、本来の制度趣旨に沿わないで加算を算定する事業者も散見されるなど、サービスの質の低下も懸念される状況。
- このため、喫緊の課題である従事者の処遇改善に加えて、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、令和8年度に臨時応急的な見直しを実施する。

対応の方向性

1. 就労移行支援体制加算の見直し
就労移行支援体制加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者の報道があること等を踏まえ、一事業所で算定対象となる就職者数に上限（定員数までを原則）を設定するなど、適正化を行う。
2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し
就労継続支援B型について、平均工賃月額の見直しにより、見直しの意図と異なる形で高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。その際、事業運営に大きな影響を生じないよう、一定の配慮を行う。
3. 制度の持続可能性を確保するための見直し
収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型※（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、令和8年度について一定程度引き下げた基本報酬を適用する。（既存事業所については従前どおり）
（※）年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

1. 就労移行支援体制加算の見直し

現状・課題

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している（就労移行支援体制加算）。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。

対応の方向性

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる就職者数に上限（定員数までを原則）を設定する。
- また、同一事業所だけでなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。
※対象サービス：就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 令和8年4月施行を想定

2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

現状・課題

- 就労継続支援B型の基本報酬については、平均工賃月額に応じた報酬体系を設定しているが、この平均工賃月額の設定について、令和6年度報酬改定において、障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入したところ（平均工賃月額の区分における分布に大きな変動はないものと想定）。
- その結果、令和4年度から令和5年度に平均工賃月額が約6千円上昇し、高い報酬区分の事業所の割合が増加（低い報酬区分の事業所の割合が減少）している。

対応の方向性

- 平均工賃月額の算定方式の見直しにより、見直しの意図と異なる形で高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。
 - ・平均工賃月額が約6千円上昇していることを踏まえ、その一定割合分(例:上昇幅の1/2)、基準額を引き上げる。
 - ・その際、令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外。
 - ・見直しにより区分が下がる事業所も、その影響が一定の範囲内に収まるよう配慮する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分7と8の間の基準については引き上げず、据え置く。
- 令和8年6月施行を想定

3. 制度の持続可能性を確保するための見直し

現状・課題

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一部のサービスについては、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況。
- 一方、自治体（指定権者）へのアンケートでは、事業所数の伸びが著しいサービスについて、「事業者側はニーズ調査をせずにとんどん参入してきており、先行して開設した後に利用者を募るといった状況がみられる」といった声があるなど、近年の事業所数の急増は、必ずしもニーズを反映したものではない可能性がある。

対応の方向性

- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型※（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、令和8年度について一定程度引き下げた基本報酬を適用する。（既存事業所については従前どおり）

（※）年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

- 令和8年6月施行を想定

	総費用額 (億円・R6年度)	収支差率 (R6年度)	伸び率				
			(R6第1四半期→R7第1四半期)	(R5→R6)	(R4→R5)	(R3→R4)	
共同生活援助(介護サービス包括型)	3,905	6.9%	事業所数	5.67%	6.63%	8.28%	10.71%
			1人当たり費用	5.44%	2.74%	3.80%	3.63%
共同生活援助(日中サービス支援型)	655	5.1%	事業所数	23.36%	26.65%	37.78%	56.79%
			1人当たり費用	5.36%	1.82%	0.32%	2.31%
共同生活援助(上記2サービス計)	4,560	6.6%					
就労継続支援B型	6,294	6.2%	事業所数	8.31%	7.63%	6.85%	7.81%
			1人当たり費用	4.01%	10.07%	1.89%	0.68%
児童発達支援	2,728	7.8%	事業所数	10.01%	10.36%	13.69%	16.14%
			1人当たり費用	5.15%	5.24%	3.62%	3.38%
放課後等デイサービス	6,098	9.1%	事業所数	7.65%	6.85%	8.58%	11.39%
			1人当たり費用	3.00%	5.01%	2.09%	1.83%

7

◇第50回(2025.12.11)

- ▶ 12月11日、厚生労働省は第50回障害福祉サービス等報酬改定検討チームを開催した。
- ▶ 前回に引き続き、関係団体へのヒアリングが行われ、2団体(全国地域で暮らそうネットワーク、日本相談支援専門員協会)による報告のほか、書面実施のヒアリングとして27団体(全日本ろうあ連盟、全国医療的ケア児者支援協議会、全国肢体不自由児者父母の会連合会、全国重症心身障害日中活動支援協議会、全国精神障害者福祉事業者協会、全国手をつなぐ育成会連合会、日本自閉症協会、日本発達障害ネットワーク、きょうされん、全国精神保健福祉会連合会、全国脊髄損傷者連合会、日本重症心身障害福祉協会、日本精神科病院協会、全国重症心身障害児(者)を守る

会、日本視覚障害者団体連合、障害者自立支援法違憲訴訟団、障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会、全国医療的ケアライン、全国障害者自立訓練事業所協議会、全国自立生活センター協議会、DPI日本会議、就労継続支援A型事業所全国協議会、全国就業支援ネットワーク、全国就労移行支援事業所連絡協議会、全国精神障害者地域生活支援協議会、日本失語症協議会、日本高次脳機能障害友の会)から資料が共有された。

▶ また、障害福祉分野の処遇改善等に係る論点について下記 2 点の今後の検討の方向性を示した。

【論点 1】人材確保に向けた処遇改善のあり方について

検討の方向性

- 障害福祉分野における人材確保に向けて、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や、昨今の物価上昇による影響等を踏まえ、骨太の方針2025に記載されている、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げ、特に障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、どのような観点から検討していくべきか。
- 加えて、障害福祉分野における人材確保に向けて、処遇改善以外のための支出をできる限り抑制し、職員の処遇改善のための措置の実効性を担保する観点からも対応を検討する必要。緊急に対応する必要があると考えられる取組として、例えば、退職者の発生から新たな人員の確保までに一定の時間がかかることなどを踏まえ、どのような取組が考えられるか。

【論点 2】処遇改善加算の対象範囲等のあり方について

検討の方向性

- 骨太2025に記載している「現場で働く幅広い職種の方々の賃上げ」に向けて、障害福祉分野の人材確保に向けた各職種の処遇改善の必要性や処遇改善加算の趣旨、事業所の事務負担の軽減と処遇改善の実効性を両立する観点、各サービスにおける特徴を踏まえ、令和7年度補正予算案に盛り込まれた措置にも留意しつつ、処遇改善加算の対象範囲をどのように考えるか。また、仮に対象範囲を拡大する場合には、その取得要件についてどのように考えるか。
 - すでに賃上げに取り組んでいる事業者も含め、さらなる取組の推進につなげていくために、どのような対応が考えられるか。
例えば、人材確保のための他職種と遜色のない処遇改善においては、ベースアップやキャリアパスの確立、職場環境の改善が重要と考えられるが、これらについて更なる改善を促すための取組としてどのようなものが考えられるか。
- ▶ また、令和6年度報酬改定後の状況を踏まえた課題についても今後の検討の方向性を示された。

令和 6 年度報酬改定後の状況を踏まえた課題

検討の方向性

- 今般、障害福祉サービス等の総費用額が急激に伸びている状況、営利法人を中心とする事業所数の伸びも一因として障害福祉人材の確保が一層厳しくなっている状況、サービスの質の低下が懸念されている状況等を踏まえ、事業所数の伸びが著しく収支差率も高いサービスについて、制度の持続可能性を図る臨時応急的な方策を検討すべきではないか。なお、検討にあたっては、既存事業所で現にサービスを受けている利用者に不測の影響がないよう特段の配慮が必要ではないか。
- 令和 6 年度報酬改定後の状況を踏まえて、どのような対応が考えられるか。特に改定時の意図と異なる形で報酬の算定が進んでいるものについて、どのような対応が考えられるか。
- 障害福祉サービスの質の確保のために考えられることはあるか。特に本来の制度趣旨に沿わないで報酬が算定されているケースについて、どのような対応が考えられるか。

◇第 49 回(2025.12.4)

- ▶ 12 月 4 日、厚生労働省は第 49 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームの協議が行われた。
- ▶ 今回は関係団体へのヒアリングが行われ、6 団体(日本知的障害者福祉協会、全国介護事業者連盟、全国社会就労センター協議会、全国身体障害者施設協議会、全国地域生活支援ネットワーク、全国児童発達支援協議会)からヒアリングを行った。
- ▶ 全国社会就労センター協議会は、下記事項について意見を述べた。
 - 障害福祉サービス等の報酬制度の簡素化
 - B型事業における平均工賃月額算定式のさらなる改善
 - 就労継続支援B型事業の設置目的を達成するための施策の導入
 - 就労系事業における総費用額の伸びの抑制に繋がる悪質事業者を排除する取り組み
 - 処遇改善の抜本的拡充 等
- ▶ 全国身体障害者施設協議会は、下記事項について意見を述べた。
 - ニーズに基づいた障害福祉サービスが提供されるための公的責任に基づく財源の確保
 - 施設入所支援における一人当たり費用が増加している要因の適切な評価
 - グループホームのサービスの質評価の強化
 - 処遇改善の抜本的拡充
 - 日中活動の敷地外実施に向けた施設入所支援の報酬水準の大幅な引上げ
 - 夜勤をはじめとする変則勤務可能な人材の確保や、食材料費・光熱水費等の高騰への対応等

◇第 48 回(2025.11.25)

- ▶ 11 月 25 日、厚生労働省は第 48 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームの協議が行われた。
- ▶ 会議では、「令和 7 年度障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果」、「令和 7 年度障害福祉サービス等経営概況調査の結果」が示され、協議が行われた。
- ▶ 令和 7 年度障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果の主な結果は以下のとおり。

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果のポイント

- **福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等**(※1)について、令和6年9月と令和7年7月を比較すると**11,110円の増(+4.5%)**となっている。
- また、**平均給与額**(※2)については、令和6年9月と令和7年7月を比較すると**16,970円の増(+5.4%)**となっている。

福祉・介護職員等処遇改善加算取得	令和6年9月	令和7年7月	差額
基本給等(月給・常勤の者)	249,620円	260,730円	+11,110円
平均給与額	316,370円	333,340円	+16,970円

※1 基本給等 = 基本給(月額) + 手当のうち毎月決まって支払われる手当(通勤手当、扶養手当、超過労働給付等)は含まない。
 ※2 平均給与額 = 基本給(月額) + 手当 + 一時金(4~7月の支給金額の1/6。賞与等含む)。金額は10円未満を四捨五入している。
 ※3 金額は10円未満を四捨五入している。
 ※4 調査対象となった施設・事業所に、令和6年度と令和7年度ともに在籍している福祉・介護職員について比較している。

賃金改善の実施方法(複数回答)	
定期昇給	49.8%
ベースアップにより対応	49.8%
賞与等の引き上げまたは新設	48.0%
既存の各種手当の引き上げ	18.3%
各種手当の新設	15.3%

給与等の引き上げの対象者(複数回答)	
施設・事業所の職員全員	61.6%
調査対象サービスの従事者全員	9.6%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの従事者	17.9%
調査対象サービスの福祉・介護職員全員	8.5%

令和7年度の加算の取得状況	本調査(R7.7時点)	参考)国保連データ
福祉・介護職員等処遇改善加算	89.9%	88.9% ※
① 加算Ⅰ	54.6%	43.3% ※
② 加算Ⅱ	18.7%	25.4% ※
③ 加算Ⅲ	13.1%	14.0% ※
④ 加算Ⅳ	3.5%	2.7% ※

※ 国保連データ(令和7年3月サービス提供分)

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した	11.7%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた	81.7%

福祉・介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由(複数回答) ※上位4つを掲載	
事務作業が煩雑	24.9%
届出に必要な事務を行える職員がいない	13.8%
算定要件を達成できない	12.9%
対象施設・事業所の制約のため困難	10.7%

福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲(複数回答) ※上位5つを掲載	
サービス管理責任者等	80.7%
事務員	39.2%
看護職員	29.8%
福祉・介護職員以外の配置指導員等	20.7%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員、心理指導担当職員	18.5%

【出典】令和7年障害福祉サービス等報酬改定検証調査事業「障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査」

▶ 令和7年障害福祉サービス等の経営概況調査の主な結果は、以下のとおり。

○ 収支差の状況

サービスの種類	令和5年度決算	令和6年度決算	増減	サービスの種類	令和5年度決算	令和6年度決算	増減
訪問系サービス				相談系サービス			
居宅介護	9.3%	8.9%	▲0.4%	自立生活援助	2.7%	0.6%	▲2.1%
重度訪問介護	7.7%	6.4%	▲1.3%	計画相談支援	4.2%	3.3%	▲1.0%
同行援護	4.1%	4.2%	0.0%	地域移行支援	0.7%	1.7%	1.0%
行動援護	8.4%	6.3%	▲2.1%	地域定着支援	1.6%	▲1.3%	▲2.9%
日中活動系サービス				障害児相談支援			
短期入所	5.4%	2.3%	▲3.1%	障害児通所・訪問サービス			
短期入所(福祉型)	6.8%	3.5%	▲3.3%	児童発達支援	8.1%	7.8%	▲0.3%
短期入所(医療型) ※	▲19.4%	19.8%	39.1%	放課後等デイサービス	7.9%	9.1%	1.2%
短期入所(福祉型強化) ※	7.6%	▲22.0%	▲29.6%	居宅訪問型児童発達支援 ※	8.9%	5.1%	▲3.8%
療養介護	1.0%	1.3%	0.3%	保育所等訪問支援	6.5%	6.3%	▲0.2%
生活介護	7.1%	6.3%	▲0.8%	障害児入所サービス			
生活介護(通所型)	8.7%	9.7%	1.0%	福祉型障害児入所施設	3.7%	8.1%	4.5%
生活介護(入所施設) ※	4.8%	1.5%	▲3.3%	医療型障害児入所施設	5.4%	2.1%	▲3.4%
施設系・居住系サービス				全サービス平均(参考)			
施設入所支援	4.4%	2.7%	▲1.7%	全体	5.0%	4.6%	▲0.4%

共同生活援助	5.2%	5.5%	0.3%
共同生活援助(介護サービス包括型)	5.0%	6.9%	1.9%
共同生活援助(日中サービス支援型)	6.8%	5.1%	▲1.7%
共同生活援助(外部サービス利用型)	1.4%	2.4%	0.9%
訓練系・就労系サービス			
自立訓練(機能訓練)	2.0%	1.7%	▲0.3%
自立訓練(生活訓練)	5.3%	3.2%	▲2.1%
就労移行支援	8.2%	6.0%	▲2.1%
就労継続支援A型	6.6%	6.8%	0.2%
就労継続支援B型	6.0%	6.2%	0.3%
就労定着支援	7.2%	7.6%	0.3%

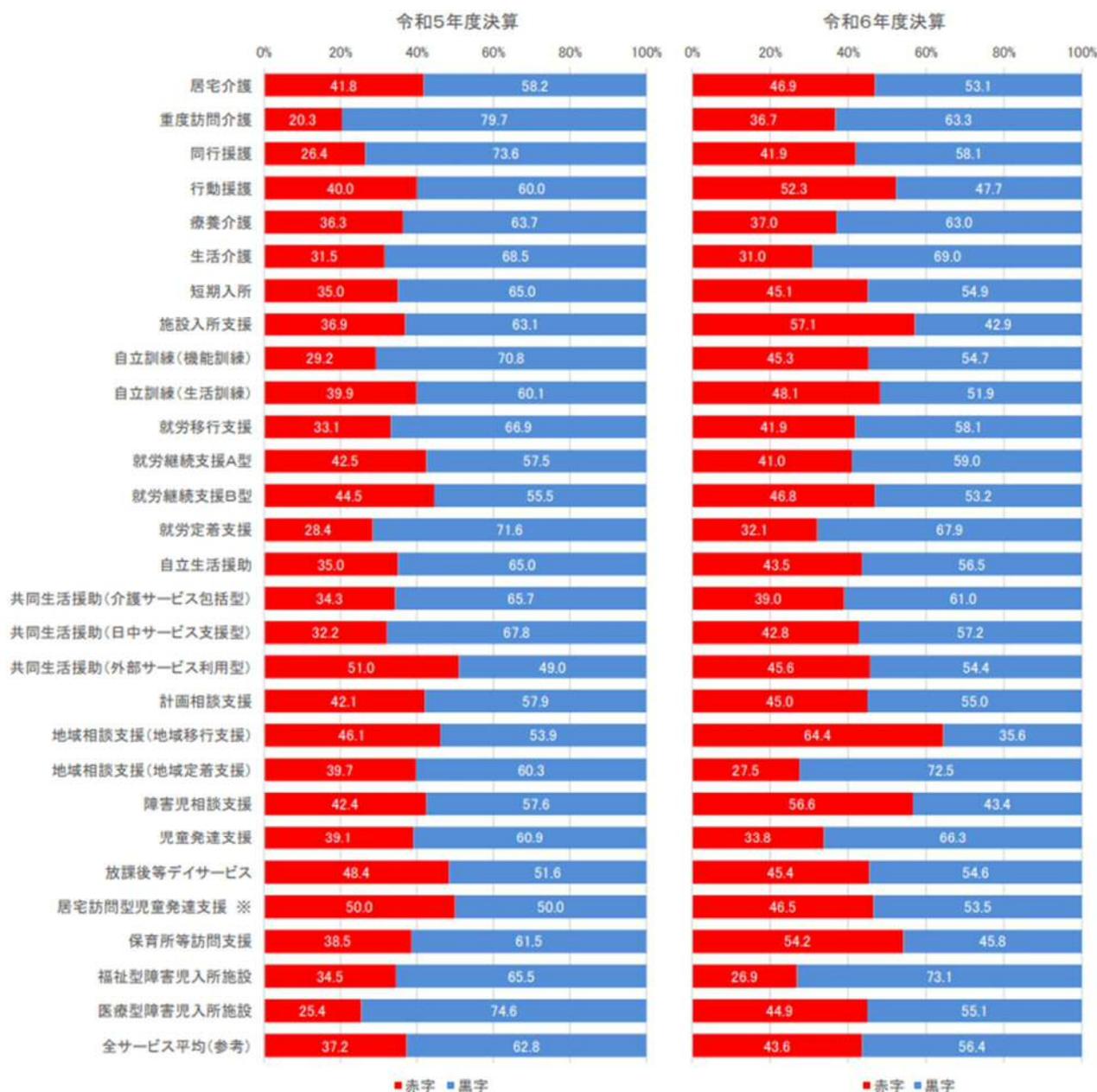
収支差率=(障害福祉サービス等の収入額 - 障害福祉サービス等の支出額) / 障害福祉サービス等の収入額
 ・障害福祉サービス等の収入額は、障害福祉サービス等事業収益、各種補助金収益及び本部からの繰入金収益の合計額
 ・障害福祉サービス等の支出額は、障害福祉サービス等事業費用、借入金利息及び本部への繰入金費用の合計額

注1: サービスの種類に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため参考数値として公表している。

注2: 重度障害者等包括支援、医療型児童発達支援については、有効回答数が極めて少ないため公表の対象外としている。

注3: 全体サービス平均の収支差率は単純平均によるもの(従前と同様)。総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出した加重平均では、令和6年度決算6.5%(令和5年度決算6.7%)となる。

赤字事業所・黒字事業所数の割合



注1: サービス名に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため参考数値として公表している。

注2: 重度障害者等包括支援、医療型児童発達支援については、有効回答数が極めて少ないため公表の対象外としている。

- ▶ また、令和6年度報酬改定後の動向について報告が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 令和6年度報酬改定後の状況については、以下のとおり。

令和6年度報酬改定後の状況

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の前後における、総費用、利用者数、利用者1人当たり費用額、事業所数、1事業所当たり費用額について、四半期ごとの状況を比較・分析した結果、以下のとおり。

(サービス全体の動き)

- 総費用、利用者数、利用者1人当たり費用額、事業所数、1事業所当たり費用額のいずれについても、改定前後の比較（令和5年度と令和6年度の前年同一期の比較）において増加傾向。
(※) 令和6年度の処遇改善加算の見直しの影響は、令和6年6月以降となることに留意。

(サービスごとの主な動き)

- 重度訪問介護
利用者数、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。1人当たり費用額の増加は、利用時間数が増加していることの影響が考えられる。
- 施設入所支援
利用者数、事業所数は減少傾向であるが、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。今般の改定で拡充した強度行動障害に係る加算の影響が考えられる。
- 就労継続支援A型
利用者数、事業所数は減少する一方、1人当たり費用額や1事業所当たり費用額は増加。今般の改定において、従来より指定基準で求めている生産活動収支が賃金活動を上回ることを報酬上厳格化したことの影響が考えられる。
- 就労継続支援B型
利用者数、事業所数、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。利用者数の伸びが大きい他、今般の改定による人員配置6：1の報酬体系の新設や平均工賃月額の見直しによる影響が考えられる。
- 共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）
利用者数、事業所数、1人当たり費用額、1事業所あたり費用額が増加。利用者数の伸びが大きい他、今般の改正で拡充した強度行動障害に係る加算の影響が考えられる。
- 計画相談支援
利用者数、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。今般の改定による機能強化型の基本報酬の引き上げの影響が考えられる。
- 児童発達支援
利用者数、事業所数、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。利用者数の伸びが大きい他、1人当たり費用額の増加は、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算の要件の見直しによる影響が考えられる。
- 放課後等デイサービス
利用者数、事業所数、1人当たり費用額、1事業所あたり費用額が増加。主な要因としては、利用者数の伸びが大きい他、基本報酬の高い区分の取得の増加、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算の要件の見直しによる影響が考えられる。

8

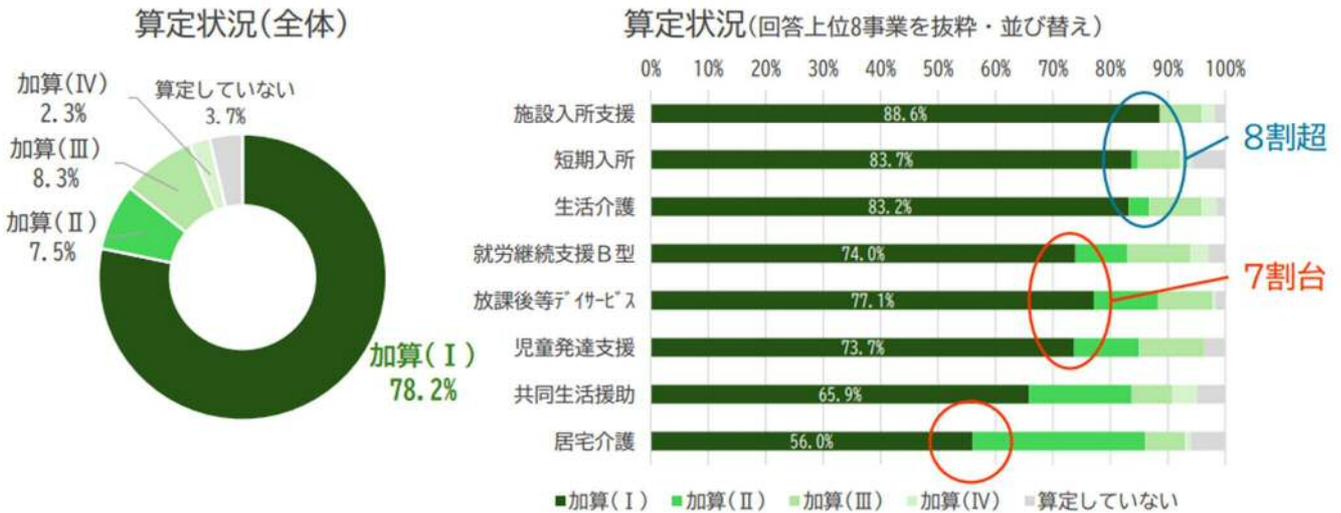
<通知・公表>

障害福祉現場の賃上げ状況調査の結果(2025.10.21)

- ▶ 10月21日、障害福祉関係8団体(日本知的障害者福祉協会/全国社会就労センター協議会/全国身体障害者施設協議会/全国社会福祉法人経営者協議会/全国身体障害者福祉施設協議会/日本相談支援専門員協会/全国介護事業者連盟/全国児童発達支援協議会)は、「障害福祉現場の賃上げ状況調査」の結果を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。

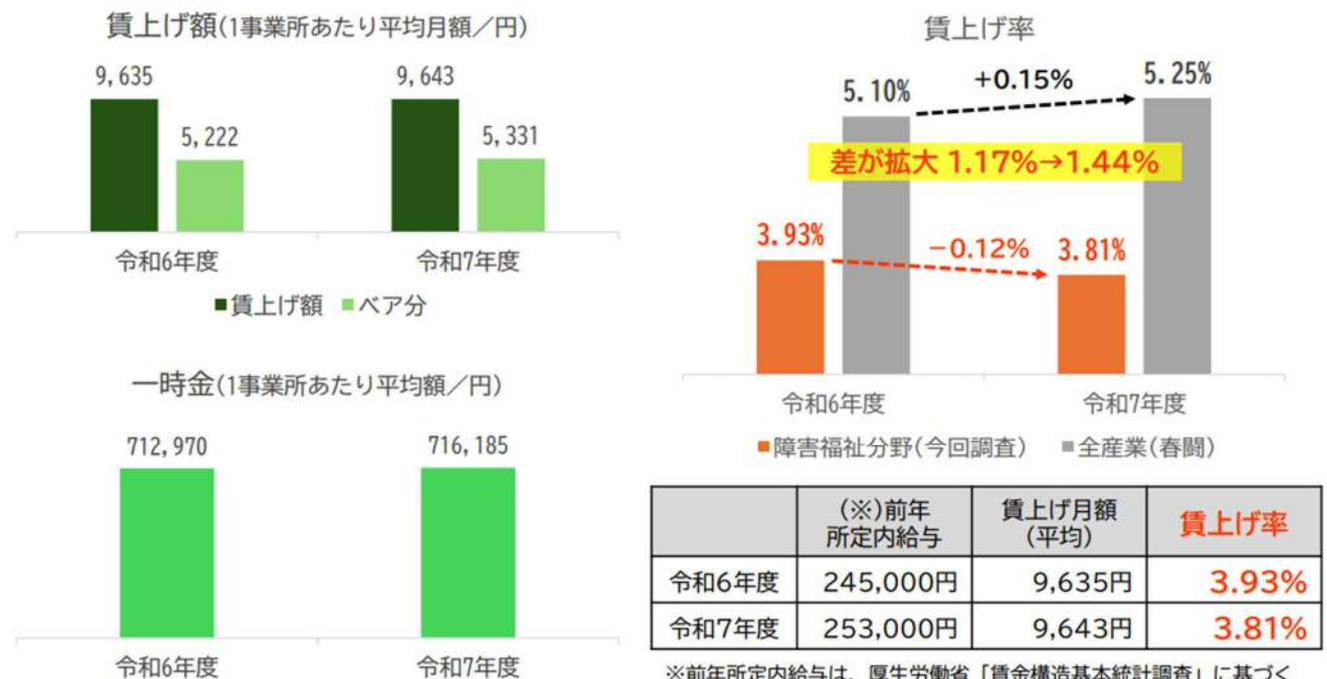
障害福祉現場の賃上げ状況調査 処遇改善加算の算定状況

- ✓ 事業所の約8割が最上位の加算Ⅰを算定
 - ✓ 事業別の加算Ⅰの算定状況は、入所支援等の8割超と比較すると、各通所事業は7割台にとどまっており、居宅介護はさらに低い
- ➔ 新たな加算の活用が進むなかで、より上位の加算の算定促進に向けた支援が必要
 さらに、加算の対象となっていない相談系事業における処遇改善も必要



障害福祉現場の賃上げ状況調査 正社員の賃上げ状況

- ✓ 賃上げ努力を継続しており、着実に処遇改善を実施
 - ✓ しかしながら、**全産業との賃金格差は拡大**
- ➔ 現行の加算水準にとどまらない抜本的な処遇改善が必要



※前年所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」に基づく障害福祉分野の令和5・6年の金額に基づき算出

障害福祉現場の賃上げ状況調査 調査結果を踏まえた提言・要望

調査結果から見た障害福祉現場の実態

- ✓ 障害福祉事業所は、処遇改善加算を活用し、加算の算定基礎に含まれない職種等を含め、でき得る限りの経営努力により、処遇改善を着実に進めている。
- ✓ しかしながら、物価高騰や最低賃金引上げのなかで、現行の報酬・加算水準では、すでに賃上げ余力がなく経営努力による対応も限界で、全産業との賃金格差が拡大している。

提言・要望 人材を確保し、障害のある方に質の高い福祉サービスを継続するため 処遇改善の抜本的な拡充を

1. 全産業と遜色ない処遇水準に向けた加算額、報酬の大幅な引上げと早急な実施

- ➔ 次期定期報酬改定（令和9年度）以前に、今年度（令和7年度）補正予算、令和8年度での報酬の臨時改定での対応が不可欠。
- ➔ 特に居宅介護や通所事業には、より上位の加算の算定促進に向けた支援が必要。

2. 報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入

- ➔ 賃上げ基調とさらなる物価高騰が今後も想定されるなかで、他産業の後追いでは人材流出が続いてしまう。全産業の賃上げや人事院勧告、また最低賃金、そして物価指数に連動する仕組みを導入すべき。

3. 処遇改善の制度間一元化、対象事業・職種と法人裁量のさらなる拡大

- ➔ 人事院勧告ベースの保育分野等や、仕組みは同じでも別制度の介護分野など、処遇改善制度の多様・縦割りのなかで、多角経営する社会福祉法人等では、職員への公平感をもった処遇に苦慮し、法人持ち出しでの対応も。処遇改善の仕組み・運用の制度間一元化と、法人裁量のさらなる拡大が必要。
- ➔ 相談系事業の加算対象への追加や、福祉・介護職以外の職種の加算算定基礎への算入が必要。

4. 物価高騰対策にかかる財政支援の拡充

- ➔ 光熱水費、食事提供費等の高騰の状況に応じ、基準費用額・補足給付額、食事提供体制加算額を引き上げるべき。
- ➔ 財政支援は、自治体への交付金ではなく、補助金など支援が事業所に確実に行き渡る仕組みにしていきたい。

7. 子ども・家庭福祉

<会 議>

こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会

◇第 12 回(2025.10.20)

- ▶ 10月20日、こども家庭庁は第12回こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会(分科会長:鈴木みゆき國學院大學人間開発学部子ども支援学科教授)を開催し、「令和8年度予算概算要求」「こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況」「公定価格」について報告・協議を行った。
- ▶ 公定価格については、令和8年度予算編成過程で検討する保育所等の公定価格の見直しについて下記のとおり検討事項が示された。

検討事項

- 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について
 - ・ 令和7年度予算では、令和6年人事院勧告を踏まえ、+10.7%の処遇改善を実施。
 - ・ 令和7年人事院勧告等を踏まえた人件費の単価の見直しについて検討する。
- 地域区分について
 - ・ 第8回子ども・子育て支援等分科会(令和6年12月19日)において、「令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくこととした。
 - ・ 自治体から個別に意見を伺うとともに、他の社会保障分野の動向等も注視しているところ、引き続き検討する。

(自治体からの意見の例)

 - ・ 地域区分の見直しにより、公務員地域手当の級地区分をそのまま適用すると、隣接地域とこれまで以上に区分差が拡大し、保育人材の確保に影響が出るほか、事業運営や保育の質の維持・向上に支障が生じる恐れがあるなど多くの自治体から懸念の声があがっている。公定価格の見直しに当たっては、人件費相当分の引き上げ効果が地域区分の見直し等により減殺されることのないよう現行を超える給付水準を確保いただくとともに、隣接地域や同一の生活圈を構成する周辺地域との地域区分差にも配慮いただきたい。
 - ・ 保育の公定価格の地域区分については、速やかに公務員の地域手当に準じた改定を行うこと。
- 配置改善について
 - ・ 現在、保育士等の配置状況の調査を行っているところ、その結果も踏まえ今後の対応を検討する。
- 令和7年度予算における見直し事項の激変緩和措置等について
 - ・ 令和7年度予算では、「冷暖房費加算」において、四級地から級地外となる市町村について激変緩和措置を設けたところ、令和8年度以降の取扱いについて検討する。
 - ・ 「定員超過減算」及び「処遇改善等加算」において、令和7年度限りの経過措置を設けているものについては予定どおり終了する前提で、他の見直し事項について検討する。
- このほか、以下のような課題等があることを踏まえ、公定価格における対応を検討する。
 - ・ 3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の創設。
 - ・ 学級編成基準の見直しに伴う学級編制調整加配の対象の見直し(幼稚園・認定こども園(1号))。
 - ・ 保育所等におけるインクルージョンの推進。
 - ・ 人口減少地域の保育所等における保育機能の確保・強化。
 - ・ 保育現場におけるテクノロジー活用の推進。
 - ・ 他の社会保障分野を踏まえた法令等に求められる取組(例:経営情報の公表、安全計画の策定)が行われていない場合の対応。

こども家庭審議会 基本政策部会

◇第 18 回(2025.11.27)

- ▶ 11月27日、こども家庭庁は第18回こども家庭審議会 基本政策部会(分科会長:秋田喜代美学習院大学文学部教授)を開催し、「こどもまんなか実行計画の在り方」「こどもまんなか実行計画2025の検証・評価」について報告・協議を行った。
- ▶ こどもまんなか実行計画の在り方については、下記のとおり案が示された。

- こどもまんなか実行計画2026の策定に向け、引き続きこども家庭審議会でEBPMシート等を活用し、こども施策の検証・評価を行う。基本政策部会では、こどもまんなか実行計画2025の第1章の3つの柱に沿って、施策単位の縦割りではなく、分野横断的に検証・評価を行うこととする。
- こどもまんなか実行計画2026では、政府全体として特に重点的に取り組むこども施策についてとりまとめていく予定。



こどもまんなか
実行計画2025策定
(令和7年6月)

各省庁において、
こどもまんなか
実行計画に基づ
き、こども施策
を着実に実施、
推進。

- ・実行計画2025の検証・評価
⇒第1章の3つの柱に沿って、分野横断的に
検証・評価を行う。
(1) 困難に直面するこども・若者への支援
(2) 未来を担うこども・若者へのより質の高い
育ちの環境の提供と少子化対策の推進
(3) 「こどもまんなか」の基礎となる環境づくり
の更なる推進
- ・EBPMシートによる事業単位の検証・評価

・今後、特に重点的に
取り組む施策を中心
に、実行計画2026策
定に向けて、審議会
で議論し、意見を反
映する。

Plan

Do

Check

Action

<こども大綱(抜粋)>

(こどもまんなか実行計画によるPDCAとこども大綱の見直し)
こども政策推進会議において、こども大綱に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめる。こども家庭審議会において、施策の実施状況やこども大綱に掲げた数値目標・指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年6月頃を目的に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。「こどもまんなか実行計画」の実施状況とその効果、こども大綱に掲げた数値目標と指標の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年後を目的に、こども大綱を見直す。

<基本政策部会の今後のスケジュール(予定)>

- ・【11月】検証・評価①
⇒「実行計画2025」第1章のFU
- ・【2月下旬】検証・評価②、実行計画素案
⇒「実行計画2025」第1章のFU、「実行計画2026」素案の審議
- ・【4月以降】実行計画2026策定に向けた議論
⇒「実行計画2026」の本文案にかかる審議

- ▶こどもまんなか実行計画2025の検証・評価については、実行計画2025に示した事項に関する施策等の実施状況について報告が行われた後、協議が行われた。

こども家庭審議会 基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会

◇第11回(2025.10.29)

- ▶10月29日、こども家庭庁は、第11回こども家庭審議会 基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会(委員長:土肥潤也 特定非営利活動法人わかものまち代表理事)を開催し、「委員の改選」「これまでの意見反映に係る取組状況」「今後の進め方」等について協議を行った。
- ▶今後の進め方については、今後議論していきたい論点として下記が示された。

今年度議論していきたい論点について(案)

<①政策全体について>

1. こども・若者の社会参画・意見反映の意義の理解の広がりについて、どのように評価するか。
2. 政策ゴールの達成に向け、国・自治体における更なる理解や取組の広がりのために、今後、どのような方策が考えられるか。
3. 今後新たに踏まえるべき視点やニーズはあるか。

<②国レベルでの取組について>

1. こども若者★いけんぶらす等の取組について、こども・若者、国や自治体の行政職員、社会に与える効果を高めるにはどうすればよいか。必要な連携としてどのようなものが考えられるか。
2. 国の取組に参加したこども・若者や国・自治体職員が、自らの社会参画・意見反映の取組を行うためにはどのような工夫が考えられるか。

＜③自治体レベルでの取組について＞

1. 自治体における取組の阻害要因又は促進要因は何か。
2. 全国の自治体で取組が実施・継続するために、どのような工夫が考えられるか。
3. 各自治体が取組を自走するために必要な支援として何が考えられるか。

子ども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会保育専門委員会

◇第3回(2025.11.25)

- ▶ 11月25日、第3回子ども家庭庁の子ども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会 保育専門委員会(部会長:秋田喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授)が開催された。
- ▶ 今回は、「育みたい資質・能力の在り方」「資質・能力の育成に向けた内容の改善・充実」について協議が行われた。
- ▶ 「はぐくみたい資質・能力の在り方」については、学びに向かう力、人間性等の今後の整理イメージ(素案)が示され、協議が行われた。

学びに向かう力、人間性等の今後の整理イメージ(素案)

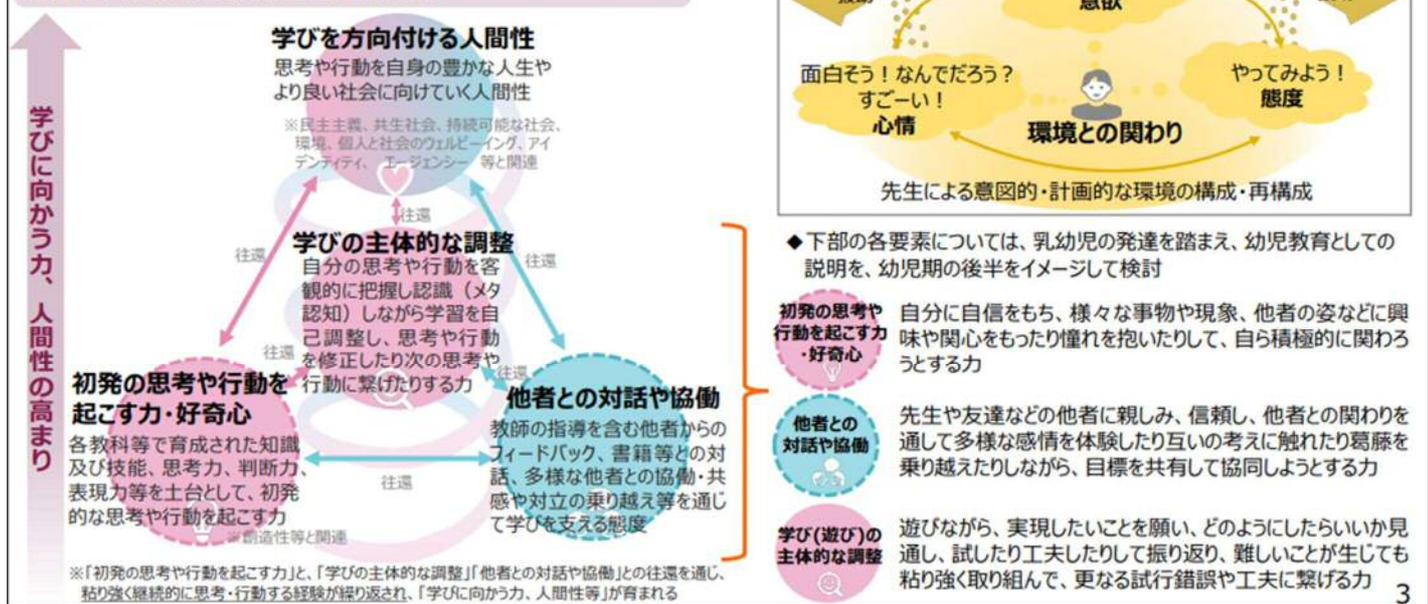
- 「論点整理」においては、
 - ・「学びに向かう力、人間性等」を基本的な概念としては存置しつつ、主要な要素や要素間の関係を構造化して分かりやすく提示すべき、
 - ・その際、各種調査から我が国の子供たちの課題と考えられる「まず考えてみる」こと、「行動してみる」こと等を「学びに向かう力、人間性等」の要素と位置付け、下図イメージのとおり、4つの要素の関係として整理する方向で検討すべきとされている。

- 環境を通して行う教育を基本とする幼児教育の特質を踏まえ、特に「学びの主体的な調整」や「初発の思考や行動を起こす力・好奇心」などの要素について、幼児教育としてどのように捉えられるか。また、その際、従来より幼児教育が重視してきた「心情、意欲、態度」(下図参照)が育つ中で、「学びに向かう力、人間性等」の育成をどのように捉えられるか。

【今後の整理イメージ】

論点整理p18参照

変化が激しい不確実な社会の中で、学びを通して自分の人生を舵取り、社会の中で多様な他者ととも生きる力を育む



- ▶ 資質・能力の育成に向けた内容の改善・充実については、前回協議をふまえ、保育内容の改善・充実の方向性の修正案が示され、協議が行われた。

◇第2回(2025.11.17)

- ▶ 10月22日、第2回子ども家庭庁の子ども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会 保育専門委員会(部会長:秋田喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授)が開催された。
- ▶ 今回は、「資質・能力の育成に向けた内容の改善・充実等について」「関係団体ヒアリング」について協議が行われた。
- ▶ 資質・能力の育成に向けた内容の改善・充実等については、乳児、乳幼児、幼児の年齢に応じた保育の内容の改善・充実の方向性案が示され、協議が行われた。

内容の改善・充実の方向性（案）

- ◆ 保育所、認定こども園等においては、乳幼児が自己を十分に発揮し、生活と遊びが豊かに展開される中で、一人一人にふさわしい経験が積み重ねられるよう、保育の内容を充実させていくことは極めて重要である。保育士、保育教諭等は、乳幼児と共に保育環境を構成しながら、保育所、認定こども園等の生活全体を通して「育みたい資質・能力」を育むよう努めることとする。
- ◆ 乳幼児の**自発的な活動としての遊び**を通して資質・能力が育成されるよう、全ての保育所、認定こども園等においては、**環境を通して行う保育を基本**としつつ、遊びの中で様々な人やものと直接的・具体的に関わる体験の充実を図ることが重要である。このことを踏まえて、0歳から18歳の発達や学びの連続性の確保の観点から、以下の事項について一層の改善・充実を図ってはどうか。

① 0歳児からの育ちとともに、学びを支える保育の内容の充実

- 座る、はう、歩くなどの運動機能の発達に伴い、乳幼児は自ら体を動かし、身近なものに関心をもって関わり、探索活動を活発に行うようになっていく。こうした発達の流れに沿って、0歳児からの自発的な遊びの中で多様な動きを促す援助の充実を図ってはどうか。
- 保育士、保育教諭等による温かく丁寧な関わりを通して育まれる安心感や信頼感の下、乳幼児が自分なりに、思いや考えを表現しようとしていたり、他の乳幼児への関心を深め自ら関わろうとしていたりする意欲を支える援助を充実させてはどうか。
- 乳幼児の自発性や探索意欲を高めるよう環境を計画的に整え、乳幼児が自ら関わろうとする姿を保育士、保育教諭等が見守り、共感し、楽しさを共有するとともに、乳幼児の主体的な遊びや活動を更に豊かにしていくために、遊びや活動の展開に応じて環境を構成・再構成することの重要性を再確認してはどうか。

② 0歳児からの円滑な接続・移行

- 乳児は、心身の発達の諸側面が特に密接に関連しており、保育の内容における三つの視点も重なり合う部分が多い。やがて、身体・運動・情緒・認知・社会性などの側面が次第に分化し、乳幼児と周囲の人や物との関わりも多様化・複雑化するにつれて、保育の内容も五つの領域へと広がっていく。こうした発達の流れを踏まえ、特に乳児から1歳以上3歳未満児、さらに3歳以上児の保育の内容の円滑な接続を確保すべきではないか。
- また、乳幼児が新しい環境に円滑に移行できるように配慮した援助の充実を図ってはどうか。

③ 乳幼児の健康及び安全の確保に向けた取組の充実

- 乳幼児の生命の保持と健やかな生活を充実させる観点から、感染症、自然災害等への対応について、より一層の配慮や取組の充実を図ってはどうか。

3

内容の改善・充実の方向性（案）

- ◆ 幼児教育は、幼児期の特性を踏まえ、**環境を通して行うもの**であることを基本としており、幼児の**自発的な活動としての遊び**を通して資質・能力が育成されるよう、全ての幼児教育施設において、遊びの中で様々な人やものと直接的・具体的に関わる体験が一層充実されることを改善・充実の根幹とすべきではないか。
- ◆ その上で、小・中・高で育成を目指す資質・能力の基礎を培う観点から、「学びに向かう力、人間性等」のみならず、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」を一体的に育む改善・充実をどのように図っていくか、別途、具体的に検討すべきではないか。
- ◆ 特に、論点整理等で指摘されたことを踏まえ、以下の①～③については、下記に示すとおり改善・充実を図ってはどうか。

① 言葉を用いて思考を深めていく指導の充実

補足イメージ④

- 遊びの中での直接的・具体的な体験を通して、実感を伴って言葉を身に付けていくことが、言葉を通じた概念の習得や深い意味理解につながることから、個別の単語の習得に終始するのではなく、幼児が言葉を手掛かりに自分を取り巻く世界（モノ・ヒト・コト）を理解しようとすることの重要性を再確認すべきではないか。
- 思考力の芽生えが培われるよう、自分の表したい・伝えたい考えを言葉で表現する中で、先生の援助（言葉を添える、代弁する、視覚的資料を合わせる等）を受けながら、更に考えようとして言葉を用いる指導の充実を図ってはどうか。
- その際、技能的な伸長ではなく、遊びや生活をより楽しく面白くするために、言葉を用いて自分の考えがまとまったり深まったりすることへの喜びや満足感等を十分味わうことに重点を置くべきではないか。

② 他者と関わり協同する力の育成に向けた指導の充実

補足イメージ⑤

- 多くの他の幼児や先生とともに過ごす、園という身近な社会において、自分とは異なる他者と関わり、そして、その他者と同じ目標に向かって協同していく力の育成を目指し、指導の充実を図ってはどうか。
- その際、自分とは異なる他者への寛容を基に、思いや考えを伝え合い、自他を尊重し、幼児なりのルールや納得解を形成するなどして、園内の身近な社会の一員として遊びや生活を作っていくことを通じて、当事者意識と社会参画意識の芽生えが育まれることが重要ではないか。

③ “様々な遊びの中で”多様な動きを行う指導の充実

補足イメージ⑥

- “幼児の自発的な活動としての遊びの中で”多様な動きを体験することの重要性と、そうした体験を通して身体感覚を養うことを踏まえた指導の充実を図ってはどうか。
- 幼児期からの運動習慣の形成を図るため、領域「健康」等における指導に加え、文部科学省・スポーツ庁、自治体等が行う幼児の運動促進のための取組を活用するなどして、1日の生活全体の中で、幼児が自発的に体を動かして遊ぶ機会を充実することが重要ではないか。

14

- ▶ 関係団体ヒアリングでは、日本保育保健協議会、日本栄養士会から報告が行われた後、意見交換が行われた。

◇第 1 回(2025.10.22)

- ▶ 10月22日、こども家庭庁のこども家庭審議会 幼児期までのこどもの育ち部会の「保育専門委員会(部会長:秋田喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授)」と、文部科学省の中央教育審議会 教育課程部会の「幼児教育ワーキンググループ」が合同開催された。
- ▶ 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の一層の整合性及び小学校学習指導要領等との連続性を図るため、「1. 遊びの中での直接的・具体的な体験の一層の充実に向けた、指導と評価の改善・充実の在り方」「2. 育みたい資質・能力の在り方・示し方」「3. 子育て支援の充実、地域の体制づくりの推進」を共通事項として検討する。
- ▶ 令和8年夏ごろに議論のとりまとめが行われる予定。
- ▶ 保育専門委員会には、あけぼの愛育保育園園長の北野久美氏(全国保育士会会長)が委員として参画。
- ▶ 本委員会では、検討事項として下記のとおり示された。

共通の検討事項

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、それぞれ学校教育法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく告示として定められている。

平成29年3月の告示改正以降、社会状況の変化に応じ、教育基本法に基づく第4期教育振興基本計画の策定、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正、こども基本法の制定とそれに基づくこども大綱の策定、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンの策定、スポーツ基本法の改正、文化芸術基本法の改正など、様々な政策が進められてきた。

こうした社会状況の下、これまでの実践の成果と課題を踏まえ、本WG・委員会においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の一層の整合性及び小学校学習指導要領等との連続性を図るため、以下の事項を共通事項として検討する。

1. 遊びの中での直接的・具体的な体験の一層の充実に向けた、指導と評価の改善・充実の在り方

- 0歳から18歳の発達や学びの連続性を踏まえた、内容の改善・充実について
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続について
- 「環境を通して行う教育」と小学校以降の授業改善の方向性の趣旨の一貫性について
- 直接的・具体的な体験の充実を図る道具としてのICTの活用について
- 特別な配慮を必要とする乳幼児への指導について
- 乳幼児理解に基づく評価の改善について

2. 育みたい資質・能力の在り方・示し方

- 小学校以降の内容の一層の構造化、「学びに向かう力・人間性等」の再整理等に関する議論を踏まえた、資質・能力の在り方について
- 表形式を活用したねらい及び内容の分かりやすい示し方について

3. 子育て支援の充実、地域の体制づくりの推進

- 家庭や地域との連携、子育て支援の充実について
- 各地域の体制づくりの推進について

※幼児教育WGは幼稚園教育及び幼保連携型認定こども園における教育に関する審議を、保育専門委員会は保育所保育及び幼保連携型認定こども園における保育に関する審議を、それぞれ所掌する。

- ▶ 関係団体ヒアリングでは、9団体(①全国保育協議会、②日本保育協会、③全国私立保育連盟、④全国認定こども園連絡協議会、⑤全国認定こども園協会、⑥認定こども園連盟、⑦全国国公立幼稚園・こども園長会、⑧全日本私立幼稚園連合会、⑨全国連合小学校長会)からヒアリングが行われた。

こども家庭審議会 こどもの居場所部会

◇第 20 回(2025.11.17)

- ▶ 11月17日、こども家庭庁は、第20回こども家庭審議会 こどもの居場所部会(部会長:前田正子 甲南大学マネジメント創造学部教授)を開催し、「令和7年度こどもの居場所部会 中間的整理のイメージ」「中高生以上のこども・若者の支援」について協議を行った。
- ▶ 令和7年度こどもの居場所部会 中間的整理のイメージについては、方向性について下記のとおり示

され、協議が行われた。

令和7年度の議論を踏まえた「中間的整理」の方向性について

こどもまんなか
こども家庭庁

- 第1期こどもの居場所部会において、「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定されたものの、**若者のユニバーサルな居場所に関する取組については十分に議論されてこなかったことは、複数の委員からもご意見としていただいているところ。**
- 令和7年度の「中間的整理」をとりまとめるに当たっては、**若者のユニバーサルな居場所づくりの意義を伝えるとともに、具体的な取り組み方についてまとめ、自治体職員や実践者等のガイドとなりうるよう、以下の構成案に沿って検討を進める。**この際、「こどもの居場所づくりに関する指針」の理念を、若者のユニバーサルな居場所づくりの実践につなげる。



以下の構成案を想定。

- A) 若者のユニバーサルな居場所の意義・特徴・課題
- B) 自治体が心がけること
- C) 実践現場において心がけること
- D) オンラインの居場所の役割等について
- E) 委員等ヒアリングを踏まえた実践例の紹介

▶ 中高生以上のこども・若者の支援については、これまでの議論の振り返りが示され、協議が行われた。

◇第19回(2025.10.16)

▶ 10月16日、こども家庭庁は、第19回こども家庭審議会 子どもの居場所部会(部会長:前田正子甲南大学マネジメント創造学部教授)を開催し、「こども家庭庁内の若者施策(情報提供)」「前回までの議論の振り返り」「オンラインの居場所に関するヒアリング」について協議を行った。

こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会

◇第7回(2025.10.17)

- ▶ 10月17日、こども家庭庁は、第7回こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会を開催し「部会長選任」「都道府県社会的養育推進計画(後期)の策定状況」「令和8年度予算概算要求等」「委員会の設置」について報告・協議を行った。
- ▶ 委員会の設置については、「こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する専門委員会」「特別養子縁組に関する支援の在り方に関する専門委員会」が設置することについて示された。
- ▶ それぞれの検討事項は以下の通り。
 - こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する専門委員会
 - ・こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する基本的な考え方
 - ・里親、ファミリーホーム、各入所施設等に求められる役割や機能
 - 特別養子縁組に関する支援の在り方に関する専門委員会
 - ・今後の特別養子縁組に関する支援の在り方

こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会 こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する専門委員会

◇第1回(2025.11.19)

- ▶ 11月19日、こども家庭庁は、第1回こども家庭審議会 社会的養育・家庭支援部会こどものケアニーズに応じた支援の在り方に関する専門委員会を開催した。
- ▶ 本委員会は、「都道府県社会的養育推進計画の下、いわゆる『家庭養護』及び『家庭的養護』を推進する中で、支援現場において、被虐待経験等により心理的な課題に直面することもや障害のあるこどもなど、ケアニーズが高いこどもへの支援の在り方が課題として顕在化しているところ、そのようなこどもへの支援に当たっての基本的な考え方等について、専門的な見地から集中的に検討することを目的」として設置された。
- ▶ 第1回では、委員長を選任が行われ、相澤 仁大分大学福祉健康科学部特任教授が就任したほか、考えられる論点として下記のとおり示され、協議が行われた。

◎こどもの課題の整理（類型・重篤度合い）

考えられる論点

- **社会的養護を必要とするこどもの課題の類型、重篤度合いを測る観点として、どのようなものが考えられるか。**
 - ・ **課題の背景・要因**
(被虐待経験、喪失体験、障害等)
 - ・ **上記を背景としたこどもの状態、行動上の課題**
(身体的な発育の遅れ、不良行為、精神的不調等)
 - ・ **上記のこどもの状態、行動上の課題の重篤度合いを測る観点**
(生命にかかわる、支援の効果の出やすさ、他の課題と複合的に生じやすい等)
- **上記のほか、こどもの課題の表出の仕方等に影響を与える要素として留意すべき観点はあるか。**

こども家庭審議会 障害児支援部会

◇第17回(2025.12.8)

- ▶ 12月8日、こども家庭庁は、第17回こども家庭審議会 障害児支援部会を第153回社会保障審議会障害者部会と合同で開催した。
- ▶ 今回は、前回に引き続き障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて協議が行われた。(内容はP.55参照)

◇第16回(2025.11.12)

- ▶ 11月12日、こども家庭庁は、第16回こども家庭審議会 障害児支援部会を開催した。
- ▶ 今回は、前回に引き続き障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて協議が

行われた。

◇第 15 回(2025.10.22)

- ▶ 10 月 22 日、こども家庭庁は、第 15 回こども家庭審議会 障害児支援部会を開催した。
- ▶ 今回は、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて、前回議論および社会保障審議会障害者部会での議論をふまえ、協議が行われた。

こども家庭審議会 こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会

◇第 14 回(2025.9.29)

- ▶ 9 月 29 日、こども家庭庁は、第 14 回こども家庭審議会 こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会を開催した。
- ▶ 今回は、関連施策について報告が行われた後、ひとり親家庭の多様化を踏まえてご議論いただきたい事項として下記が示され、協議が行われた。
 1. 多様化を踏まえたきめ細かな支援体系
 - どのような階層別支援が考えられるか。
 - ・「福祉的支援を中心に行うべき層」、「子育てと両立しながら正規就業を目指す就業支援を行うべき層」、「正規就業を前提に、定着や収入上昇を目指す就業支援を行うべき層」があるのではないか。
 - 困難の度合いを把握する客観的要素として、年収以外に、どういったものが考えられるか
 2. 特に厳しい状況にある家庭への対応
 - 多様な困難に直面し、特に厳しい状況にある家庭を確実に支援につなぐには、どういった方法が考えられるか。本当に必要な人に情報を届けて活用してもらえるよう、手続きを踏むところまでサポートできると良いのではないかと。
 - 対人支援だけではなかなかつながることができないような家庭が現金給付的な支援をきっかけにしてつながってくるケースが多い。対人支援と現金給付的な支援の組み合わせは効果的であり、今後の一つの方向性ではないか。
 3. 当事者に寄り添った適切なアセスメント
 - 困難を可視化し、数年後に目指す姿を見せていくことが重要ではないか。
 - 子育て分野の人手不足も踏まえて、自立支援員等の質の担保・専門性の向上が重要であり、アセスメントやケースワークのノウハウを開発し、横展開する必要があるのではないかと。
 4. 困難に直面している親とともに暮らすこどもの状況を踏まえた、こどもに寄り添った支援
 - 親が生活面や仕事面で困難を抱えている場合に、こどもが「親」や「周りの大人」に求めたいことは何か。どういった環境を整える必要があるか。
 - ひとり親家庭や生活に困窮する家庭のこどもにとって、家庭や学校以外の場や、そこで出会う大人は、どのような意義があるか。
 - こども自身が、基本的には親に頼らずに、自ら利用できる支援としてはどういったものが考えられるか。

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会

◇第 2 回(2025.10.10)

- ▶ 10 月 10 日、こども家庭庁は、第2回こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会を開催し、令和8年度からの本格実施にむけ、対応の方向性案を示し検討を行った。
【令和8年度以降の利用可能時間について】
- ▶ 子ども一人当たりの利用時間の上限については、保育人材の確保が課題となっている現状等を踏まえ、引き続き「月10時間」とする案が示された。
- ▶ また、各自治体の準備の進捗が様々であるところ、自治体が条例で利用可能時間を3時間～10時間

未満の範囲内で設定することができる経過措置(令和8～9年度)を示した。

対応の方向性(案)

- 令和8年度以降の利用可能時間については、同年度からこども誰でも通園制度は全国で実施することとなり、全国の自治体において対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点に鑑みれば、9割弱の自治体が令和8年度以降にこども誰でも通園制度を開始する中で、
 - ・全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がないこと(※1)
 - ・保育人材の確保が課題となっている現状(※2)を踏まえ、引き続き、「月10時間」とすることとしてはどうか。

(※) 令和7年4月1日時点の定員充足率は88.4%(対前年▲0.4%)と令和6年4月1日から横ばい。

(※) 令和7年4月の保育士の有効求人倍率は2.58倍(対前年同月比で0.16ポイント上昇)となっており、全職種平均の1.18倍(対前年同月比で同数値)と比べると、依然高い水準で推移している。

- また、各自治体の準備の進捗が様々であるところ、令和8年度からの円滑な制度の施行に向けて、令和8年度及び令和9年度の経過措置として、自治体が条例で利用可能時間を3時間～10時間未満の範囲内で設定することができることとしてはどうか。

(※) 各自治体における経過措置の適用状況については、国において取りまとめて公表することを予定している。

【公定価格・利用料について】

- ▶ 補助単価・加算の詳細は、予算編成の過程で検討し年末に示すとされた。また、障害児加算、要支援家庭の子ども加算、医療的ケア児加算に加え、新たな加算を検討するとしている。

令和7年度の状況

- 令和7年度については、子ども・子育て支援交付金において実施をしており、こども一人1時間当たりの単価は、0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円となっている。これに加え、障害児や要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合に加算を設けている。(障害児・要支援家庭のこども：400円、医療的ケア児：2,400円)
- 利用料については、事業者は、保護者から1時間当たり300円程度を標準に徴収することができることとしている。

対応の方向性(案)

- 公定価格については、現在実施している子ども・子育て支援交付金と同様に、単価+加算という形で実施をしてはどうか。

(※) 単価・加算の詳細については、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。

(※) 加算については、現行の加算(障害児加算、要支援家庭のこども加算、医療的ケア児加算)に加え、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。

- 公定価格と併せて、実費※に加え、事業所の取組に応じて必要な額を利用料として徴収することができることとしてはどうか。

(※) 給食代・食材費、通園バス代、文房具代等を想定。

- 利用料の徴収に当たっての留意点については、整理した上で、別途通知等でお示しすることとしてはどうか。

保育人材確保懇談会

◇第3回(2025.10.29)

- ▶ 10月29日、こども家庭庁は、第3回保育人材確保懇談会を開催し、保育・幼児教育の仕事や現場の魅力向上に向けた取組とその発信方法等について協議を行った。
- ▶ 協議では、国における保育士・保育の現場の魅力発信に関する取組について報告が行われた後、学生(3校)及び構成員(4団体)より報告が行われた後、意見交換が行われた。
- ▶ 本会議には全国保育協議会・全国保育士会が出席し、保育の仕事や現場の魅力向上に向けた取り組みの紹介を行った。

<通知・公表>

地域限定保育士試験実施方法書の認定について(2025.11.13)

- ▶ 11月13日、こども家庭庁は通知「地域限定保育士試験実施方法書の認定について」を公表した。
- ▶ 本通知は、地域での保育人材の集中的確保に向けて、初の地域限定保育士試験実施方法書が1府5県に認められたことを通知するもの。
- ▶ 地域限定保育士制度は、特に保育人材が不足するおそれが大きい地域において集中的に保育人材確保に取り組むことができる制度として、2025年10月に児童福祉法上に創設したもの。この制度化により、認定を受けた地方公共団体において地域限定保育士試験の実施が可能となった。
- ▶ 今回認定されたのは下記都道府県
三重県、滋賀県、大阪府(※)、奈良県、岡山県、福岡県
※大阪府は国家戦略特別区域法により、既に実施中

こどもまんなか
こども家庭庁

地域限定保育士制度

施行日：令和7年10月1日

背景と現状

- 地域における保育人材確保のため、平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする、いわゆる「**地域限定保育士制度**」を創設。
- 上記の制度が創設された当時は、通常の保育士試験の実施回数は年間1回だったが、その後年間2回実施の取組みが広がり、**平成29年度以降は全ての都道府県において年間2回の試験を実施**。
- 保育人材の確保は全国的な課題であるが、その状況には地方公共団体間に差がある。**特に不足するおそれが大きい地域について、集中的に保育人材確保に取り組むことができるようにすることが必要**。

地域限定保育士制度の概要

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」を一般制度化し、**特定の都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）においてのみ保育士と同様に業務を行うことができる資格制度を児童福祉法上に創設**。
- 都道府県等が地域限定保育士制度を活用しようとするときは、**保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類等を添付して、試験実施方法書により内閣総理大臣に申請**。認定を受けた都道府県等（以下「認定地方公共団体」という。）において地域限定保育士試験の実施が可能。
- **地域限定保育士試験は、認定試験実施方法書の定めるところにより、筆記試験及び実技試験によって行い、実技試験は筆記試験の全てに合格した者について行う**。ただし、**認定地方公共団体の長が行う一定の要件（※）を満たす講習を修了した者に対しては実技試験の全部を免除できる**。
（※）講習の時間数は27時間以上であること、講習を実施するのに必要な講師及び受講者の評価を行う者（教育内容編制主任）を配置すること等
- 筆記試験は、保育原理、教育原理、社会的養護、子ども家庭福祉、社会福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育実習理論（以下「保育原理等の科目」という。）について行うこととするほか、地域の実情に応じ必要な科目（以下「独自の科目」という。）について筆記試験を行うことができる。なお、**独自の科目が保育原理等の科目と同等の内容を有するものと認められる場合は、認定試験実施方法書の定めるところにより同等の内容を有する保育原理等の科目に代わるものとして、当該独自の科目を行うことができる**。
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、**法人一般を指定試験機関として指定可能**。
- 地域限定保育士は、地域限定保育士登録を行った認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り業務を行うことができるが、**登録後3年を経過かつ、地域限定保育士として一定の勤務経験（1年（1,440時間））がある者は、申請により、全国で働くことのできる通常の保育士登録が受けられる**。

予算事業における支援内容（令和8年度予算概算要求内容）と事業実績

- ✓ **保育人材等就職・交流支援事業**
令和8年度予算概算要求において、当該事業の補助メニューに「保育士・地域限定保育士を目指す者への知識・技術向上支援」を追加し計上。保育士・地域限定保育士を目指す者を対象に、保育士等として必要となる知識・技術の取得に係る講習や研修、試験の広報等に必要な経費を補助。
【実施主体】都道府県、市町村 【補助基準額】1自治体当たり5,263千円
- ✓ **認定地方公共団体**
令和8年度中に実施：三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県



8. 地域福祉

成年後見制度利用促進専門家会議

◇第 20 回(2025.10.21)

- ▶ 10月21日、厚生労働省は第20回成年後見制度利用促進専門家会議(委員長:菊池馨実 早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況について厚生労働省、法務省、最高裁判所より報告が行われた後、中長期的課題に関する意見交換が行われた。

地域生活維持政策小委員会

◇第 2 回(2025.11.18)

- ▶ 11月18日、経済産業省は、第2回地域生活維持政策小委員会を開催した。
- ▶ 人口減少時代の地域における生活維持関連サービスの供給の持続に向けた政策の検討として、今後の対応について下記のように整理を行った。

対応の整理(案) ①

1. 政策の背景

- 我が国の経済産業のあり方を考える上で、生産年齢人口減少(少子高齢化)による人手不足は大きな課題。
- 人手不足は、労働集約的なサービス産業で先鋭化。特にエッセンシャルサービス(ES)は深刻な状況にあり、民間事業者が供給するESは事業継続が困難に。
- ESの供給不足は全国的な問題であるが、過疎化が進み需要密度が低下する地方部や集落では早期に顕在化。

2. 問題の所在(ESの供給不足がもたらす悪影響)

- ESの供給不足による生活環境の悪化は、地域住民の域外流出を引き起こすおそれ。地域の経済活動の担い手の喪失は、工場等の産業資本の機能不全や国内投資・立地促進の制約を生じさせ、マクロ経済への甚大な悪影響を及ぼす。
- ES供給不足を端緒とする悪影響は、2040年時点で実質GDPを約16兆円~最大約76兆円逸失させるとの試算。

3. 対応の方向性

- 対応策は、全国大で講ずる必要。課題の本質は生活必需品へのアクセシビリティであり、過疎関係市町村だけでなく、あらゆる地域で起こり得る問題。
- ESの供給主体には、株式会社、協同組合、公益法人、NPOなど多様な主体が考えられる。
- 必要なES需要を満たすため、ES供給事業者の事業継続性の確保が重要。そのために採り得る対応策の一つは、採算性向上の取組の支援。当該事業者による損益分岐点を越えるための創意工夫を後押し。

対応の整理（案）②

4. 採算性向上のための取組

- ES供給事業者は、**事業運営の効率化**に取り組み、**生産性向上を通じた採算性向上を図ることが重要**ではないか。

<事業運営の効率化>

① 省力化・業務効率化

- ▶ **設備投資、DXツール導入**等による省力化や、**共同調達、バックオフィス共通化**等による業務効率化。

② 事業の広域化

- ▶ **他社との協業等により商圏を拡大し、売上を維持・拡大**するとともに、スケラビリティを活かした調達費等の**サプライチェーンの合理化**によるコスト削減。

③ 事業の多角化

- ▶ **多種のESを事業展開**することで、コストセンターの共通化、顧客基盤のシナジー等を図り、**顧客一人当たりの売上・利益を向上**させ、収益性を確保。
- ▶ **ES以外の収益事業の実施**により、顧客単価を上げるほか、**事業主体全体としての収益性を確保**。

- 上記の取組は、**事業承継、会社設立、合併等の組織改編等により、組織の共同化**を通じて実現されることもある。

5. 取組に対する支援のあり方

- 民間事業者による採算性向上のための取組に対する支援は、**産業競争力強化や中小企業経営強化においても講じられている金融支援等が有効**ではないか。
- こうした事業者による取組について、地域の生活環境を維持し、地域経済の担い手を支える**公益性の高いものとして認知度を高めることが、官民連携による持続的な枠組みの形成に繋がる**のではないか。

- ▶ またエッセンシャルサービス供給のための取組として5団体(ローソン、日本生活者消費協同組合連合会、コープさっぽろ、第一交通産業、上野ガス)に事業者ヒアリングを行った。

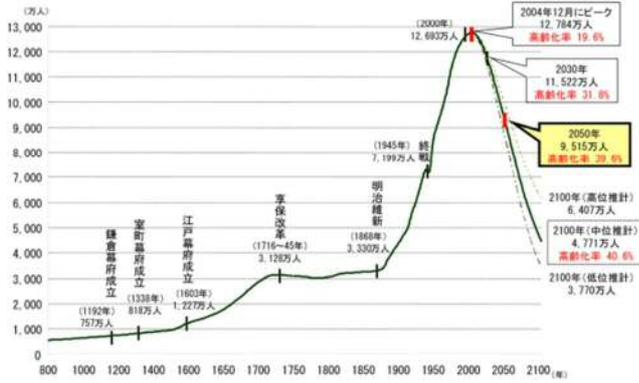
◇第1回(2025.10.22)

- ▶ 10月22日、経済産業省は、第1回地域生活維持政策小委員会を開催した。
- ▶ 同委員会は、高齢化・生産年齢人口の減少に伴う地域の生活維持関連サービスの消失による経済的影響、生活維持関連サービスの供給を持続化するための対応策を検討するため、産業構造審議会 地域経済産業分科会の下に設置された。
- ▶ 第1回委員会では、人口減少時代の地域における生活維持関連サービスの供給の持続化に向けた政策の検討と、エッセンシャルワークの課題等について有識者ヒアリングが行われた。
- ▶ 主な論点として、下記の4点があげられた。
 1. エッセンシャル・サービスの経済社会・産業構造上の意義(その消失・縮小が経済全体に与える影響等)は何か。
 2. 地域においてエッセンシャル・サービスの供給が困難になる要因には、どのようなものがあるか。
 3. 経済産業政策の対象とするエッセンシャル・サービスは、どのような観点から考えるべきか。
 4. 地域におけるエッセンシャル・サービスの維持や「地域協同プラットフォーム」の具体化に向けて、どのような方策があり得るか。

少子高齢化の進展とエッセンシャル・サービス

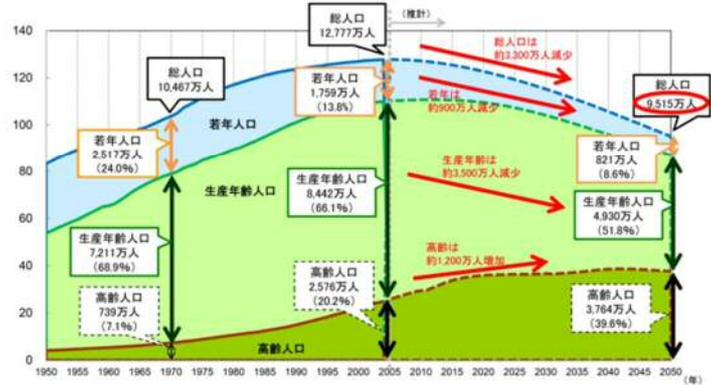
- 我が国の2050年の人口動態は、総人口のピークである2004年比で、**高齢人口は約1,200万人増**に対し、**若年人口は約900万人減**、**生産年齢人口は約3,500万人減**、**高齢化率は約40%に上昇**。少子高齢化による構造的な人手不足が成長の足かせ。
- 特に、生活環境の維持に不可欠な**エッセンシャル・サービス**（小売（生活必需品）、交通・物流、医療、介護等）の多くは**労働集約的**であり、少子高齢化がもたらす**人手不足による打撃が特に深刻**。
- 少子高齢化が進む中で、**エッセンシャル・サービスの供給の維持**が大きな政策的課題。

総人口の長期推移・見通し（800年～2100年）



引用：「総務省 我が国における総人口の長期的推移」より抜粋

年齢3区分別の人口の推移・見通し（1950～2050年）



9. 人材確保等

<会議>

社会保障審議会 福祉部会・福祉人材確保専門委員会

◇社会保障審議会 福祉部会 福祉人材確保専門委員会「議論の整理」公表(2025.11.11)

- ▶ 厚生労働省は、11月11日に、社会保障審議会 福祉部会 福祉人材確保専門委員会(委員長:松原由美 早稲田大学人間科学学術院教授)の報告書「福祉人材確保専門委員会における議論の整理」を公表した。
- ▶ 本委員会では、介護人材の総合的な確保方策について、①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組、②多様な人材の確保・育成・定着、③中核的介護人材の確保・育成、④外国人介護人材の確保・定着の4つの論点を示し、議論が行われた。
- ▶ 委員会における「議論の整理」は、今後、社会保障審議会 福祉部会等に報告され、さらに議論が行われる。

【地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組】

○人材確保については、国で全国共通で行うべき人材確保策に加え、地域の実情に応じた人材確保策に取り組んでいくことが必要であり、都道府県が主体となって、関係者が地域の実情等に応じ、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームを制度化する方向性を打ち出した。その際、福祉人材センターがコーディネータ的な中核的役割(事務局的功能)を担うことが考えられるとした。

【中核的介護人材の確保・育成】

- 介護福祉士が離職した場合、復職支援の観点から都道府県福祉人材センターに必要な事項を届け出ることが努力義務とされているが、「現任の介護福祉士にも届出の努力義務を課すことで、地域の介護人材の実態把握や必要なキャリア支援を行うための仕組みに発展させることが必要」であるとしている。
- 令和8年度卒業までの介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見を理由とともに記載をした。「介護福祉士養成施設の役割勘案しながら経過措置の在り方について必要な対策を講じられたい」とされた。

基本的な考え方

- 2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加するなど、介護ニーズは多様化・複雑化。現役世代である生産年齢人口の減少も見込まれる中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題。
- 今後の人口減少のスピードが地域によって異なる中で、地域のサービス提供体制を確保するため、地域ごとに抱える課題の共有と必要な対応の実行、外国人を含む多様な人材の確保、介護現場で中核的な役割を担う介護福祉士等の確保・養成など、福祉部会等で更に議論を深めた上で、介護人材確保策をより一層進めていくことが重要。

地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組（プラットフォーム機能の充実）

- 都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化
- 都道府県単位の情報共有の場に加え、「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームの設置による重層的な構造

若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- テクノロジーの導入・社会的課題への対応等の側面からの情報発信
- テクノロジーの活用による介護の質の向上と業務負担軽減、働きやすい環境づくりの整備、業務の整理・切り出しを進め、いわゆる介護助手を活用することで、タスクシフト/シェアを進めることによる業務改善・生産性向上

中核的介護人材の確保・育成

- 中核的介護人材が担うべき役割・機能や必要な資質・能力の整理、研修体系の整備、山脈型キャリアモデルの深化
- 潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- 幅広い専門性や視点を有する人材の確保・育成のため、複数資格の取得に係る方策として実務者研修の科目免除・単位制の導入等
- 令和8年度卒業者までの介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- 介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手に対する研修、ICT教育、介護職員・他分野で働く人材へのリカレント教育等）

外国人介護人材の確保・定着

- 小規模法人における外国人介護人材の確保・定着のため、海外現地での働きかけ、日本語教育や文化の違いへの対応、生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討（プラットフォーム機能の活用）
- 准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係性等も考慮した適切な対応

介護人材を取り巻く状況

- 2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加する。認知症高齢者や独居高齢者等の増加も見込まれるなど、介護ニーズは多様化・複雑化していく。
- 現役世代である生産年齢人口の減少も見込まれる中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。
- これまでの取組（※）に加え、より一層、人材確保策を強力に進めていくことで、介護サービスの提供体制を確保していく必要がある。
※介護職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着支援・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備

地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組（プラットフォーム機能の充実）

- 高齢化や人口減少の状況、地域における人材の供給量など、地域の実情に応じた人材確保策に取り組むため、制度的な仕組みとして、都道府県が設置主体となって、介護人材確保に関するプラットフォームを構築する必要がある。
- 介護人材確保に関する地域の関係者（市町村、ハローワーク、福祉人材センター、介護労働安定センター、介護事業者、介護福祉士養成施設、職能団体等）が地域の実情等の情報を収集・共有・分析することで課題を認識するとともに、それぞれの役割・機能（例：公的機関の役割として、事業者の抱える課題に対する支援を実施）を果たしながら、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組むことが必要である。
- 都道府県単位の情報共有の場に加え、より狭い圏域で「人材確保・定着」、「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」、「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームを設置するといった重層的な構造を取ることで、情報の収集・共有・分析、課題の発見、課題に応じた取組の実施、取組の効果の検証、改善して次の取組につなげていくPDCAサイクルを回すこととする。
- 福祉人材センターがコーディネーター的な中核的役割を担い、関係者の取組を連携させることが考えられる。
- 地域における既存の協議会等との一体的な運営など適切な連携・役割分担を図ることや、広く福祉分野全体の人材確保の観点から活用することの検討も必要である。

若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

(情報発信・広報戦略)

- テクノロジー導入・社会的課題への対応等の最新の介護に関する情報発信、プラットフォームも活用した地域の実情を踏まえた広報戦略の検討、職場体験・インターンシップ等による地域の関係者の福祉現場の理解促進が重要である。

(テクノロジーの活用による業務負担軽減、介護助手の活用による業務改善等)

- 定着支援の観点から、テクノロジーの活用による介護の質の向上と業務負担軽減、加えてテクノロジーを活用できる人材の育成が必要である。また、働きやすい環境づくりのための雇用管理についても、プラットフォームの中でも議論をしながら、取組を進めていく必要がある。加えて、業務の整理・切り出しにより介護の直接業務とその他業務を明確化し、介護現場における周辺業務を担ういわゆる介護助手を活用することで、タスクシフト/シェアを進めることによる業務改善・生産性向上が推進される。

中核的介護人材の確保・育成

(中核的介護人材の役割等)

- 多様な人材の確保にあたって、介護職チームを適切に機能させるために必要な中核的な役割を担う人材の確保が必要になるため、中核的介護人材が担うべき具体的役割・機能や必要な資質・能力の整理、これを身につけるための研修体系の整備の検討が必要である。あわせて、山脈型キャリアモデル(※)をより深化させる検討も必要である。
※サービスや経営のマネジメントを行う役割に加え、認知症ケア・看取りケア等の特定のスキルを極めることや、現場に加え地域全体の介護力向上を進めることなど、介護人材が目指す複数のキャリアパス

(介護福祉士の届出制度)

- 介護福祉士が離職した場合の届出制度について、現行の潜在介護福祉士への復職支援に加え、現任の介護福祉士にも届出の努力義務を課すことで、地域の介護人材の実態把握や必要なキャリア支援を行うための仕組みに発展させることが必要である。その際、届出情報の有効活用や、届出の具体的なメリット(研修情報提供等)が必要である。

(複数資格の取得に係る方策)

- 地域の多様なニーズに対応する観点から、ある特定の分野にとどまらない幅広い専門性や視点を有する人材の確保・育成のため、資格の役割や専門性にも配慮しながら、他の国家資格の養成課程を修了している場合等の実務者研修(※)の科目免除、養成施設における単位制の導入等が必要である。

※実務経験者が介護福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な研修

中核的介護人材の確保・育成(続き)

(介護福祉士養成施設卒業者の国家試験義務付けの経過措置)

- 令和8年度卒業者までの介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置については、これまでの経緯・取組を踏まえつつ、資格の質の担保、専門性の向上等の観点から終了すべきといった意見、介護福祉士養成施設の入学者、介護人材確保等の観点から延長すべきといった意見、人材の質・量の両面での検討が必要であり本経過措置を延長するか否かという二者択一の議論だけでは不十分であるといった意見など、本専門委員会での意見を踏まえつつ、介護福祉士養成施設の役割も勘案しながら、必要な対応を講じられたい。

(介護福祉士養成施設の役割)

- 介護福祉士養成施設の今後の方向性として、国家資格の取得に向けた取組の強化(好事例の分析・収集・展開、日本語教育の充実等)に加え、地域において期待される役割(地域の担い手に対する研修、ICT教育の実施、介護職員・他分野で働く人材へのリカレント教育、既卒者への国家試験対策講座等)を果たしていくことについてもあわせて検討が必要である。

外国人介護人材の確保・定着

- 小規模法人における外国人介護人材の確保・定着のため、プラットフォーム機能を活用することにより、海外現地での働きかけなどの確保策、日本語教育や文化の違いへの対応、生活環境整備などの定着策といった地域ごとに必要な対策を検討することが必要である。
- 准介護福祉士については、資格に対する社会的評価・資質の担保や、介護福祉士の専門職としての地位の向上・確立の観点から廃止すべきとの意見があったことを踏まえ、フィリピン国政府との関係等も考慮しながら適切に対応すべきである。

今後の方向性について

- 今後の人口減少のスピードが地域によって異なる中で、地域のサービス提供体制を確保するため、人材確保は最重要課題である。地域ごとに抱える課題の共有と必要な対応の実行、外国人を含む多様な人材の確保、介護現場で中核的な役割を担う介護福祉士等の確保・養成など、介護人材確保策を検討する上で勘案すべき要素は多岐に渡る。福祉部会に報告して更に議論を深めるとともに、介護保険部会等においても必要な議論を進め、多面的な観点で今後の介護人材確保策をより一層進めていくことが重要である。

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会

◇第88回(2025.12.10)

- ▶ 12月10日、厚生労働省は第88回労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)を開催し、①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令案要綱について②事業主行動計画策定指針の一部を改正する件案要綱(一般事

業主行動計画に係る部分)について諮問が行われた。

- ▶ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行についても、政令案として公布日を令和8年2月と予定し、施行期日を令和8年10月1日と示された。

◇第87回(2025.11.17)

- ▶ 11月17日、厚生労働省は第87回労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)を開催し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行について協議が行われた。
- ▶ 今回は、職場におけるカスタマーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針の素案、「求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの」の改正案、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針の素案、プラチナえるぼし認定要件の追加、パワーハラスメント防止指針の改正、改正法の施行期日について、これまでの協議をふまえ案が示され、協議が行われた。
- ▶ 職場におけるカスタマーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針の素案では、「4.事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容」について、下記事項が示されている。
 - (1)事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - (2)相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - (3)職場におけるカスタマーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
 - (4)職場におけるカスタマーハラスメントへの対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置
 - (5)(1)から(4)までの措置と併せて講ずべき措置
 - ・相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置
 - ・カスタマーハラスメントに関し相談をしたこと等を理由とした、不利益な取扱いの禁止及びその旨の労働者への周知・啓発
- ▶ 改正法の施行期日については、「カスタマーハラスメント」及び「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント」に関する措置義務等の規定の「公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日」について、令和8年10月1日の案が示された。

◇第86回(2025.11.6)

- ▶ 11月6日、厚生労働省は第86回労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)を開催した。今回は障害団体へのヒアリングが行われ、「カスタマーハラスメント防止措置に関する指針の策定に当たって、留意すべき事項」「指針策定後の周知に当たって、留意すべき事項」について、各関係者(一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合)にヒアリングを行った。

◇第85回(2025.10.27)

- ▶ 10月27日、厚生労働省は第85回労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)を開催し、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行について協議が行われた。
- ▶ 前回の協議をもとに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部を改正する省令案と事業主行動計画策定指針の一部を改訂する件について案が示された。
- ▶ またハラスメント対策関係の主な検討事項として下記のとおり示され、協議が行われた。
 - カスタマーハラスメントについて

- ・「職場におけるカスタマーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」の策定
- 求職者等に対するセクシュアルハラスメントについて
 - ・均等法施行規則において「求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの」を規定
 - ・「求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」の策定
 - ・女活法一般事業主行動計画省令に、プラチナえるぼしの認定要件(求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していること)を追加
- その他
 - ・建議における以下の記載を踏まえた「職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」の改正
 - ・改正法の附帯決議を踏まえた対応
 - ・「職場におけるカスタマーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」等の策定に伴う所要の改正
- ・施行期日を定める政令

◇第 84 回(2025.10.2)

- ▶ 10月2日、厚生労働省は第84回労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)を開催し、改正女性活躍推進法の施行に向けた主な検討事項に係る対応方針について協議が行われた。
- ▶ 協議では、改正女性活躍推進法の施行に向けた主な検討事項に係る対応方針(案)が示され、下記4点について協議が行われた。
 - ①男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表について
 - ②女性の活躍推進企業データベースについて
 - ③職場における女性の健康支援について
 - ④えるぼし認定制度について

◇第 83 回(2025.9.8)

- ▶ 9月8日、厚生労働省は第83回労働政策審議会(雇用環境・均等分科会)を開催し、令和8年度予算概算要求、改正労働施策総合推進法等の施行等について協議が行われた。
- ▶ 改正労働施策総合推進法施行に係る今後の検討スケジュール案として下記のとおり示された。

時期	議事内容等
令和7年9月	改正女性活躍推進法関係の検討
	↓
令和8年1月	改正女性活躍推進法関係の諮問
	↓
4月1日	改正女性活躍推進法関係の施行
⋮	⋮
改正法の公布の日(令和7年6月11日)から起算して1年6か月以内で政令で定める日	ハラスメント対策関係の施行

◇第 27 回(2025.11.21)

- ▶ 11 月 21 日、厚生労働省は第 27 回労働政策審議会（職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会）（部会長：守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授）を開催し、同一労働同一賃金の施行 5 年後見直しについて協議が行われた。
- ▶ 協議では、雇用形態又は就業形態にかかわらず公正な待遇の確保について、下記事項についてそれぞれ論点案が示され、協議が行われた。
 1. 均等・均衡待遇
 - (1)同一労働同一賃金ガイドラインの更なる明確化
 - (2)短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者の意見の反映
 - (3)労働者派遣制度における待遇決定方式の運用改善
 - (4)福利厚生施設
 - (5)いわゆる「立証責任」
 2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の改善
 - (1)待遇の相違の内容及び理由等について事業主及び派遣元事業主に説明を求めることができる旨の労働条件明示事項への追加
 - (2)待遇の相違の内容及び理由等の説明の方法
 3. 公正な評価による待遇改善の促進等
 - (1)公正な評価による待遇改善の促進
 - (2)情報公表の促進
 - (3)正社員転換支援・キャリアアップ
 - (4)「多様な正社員」制度の普及促進等
 - (5)無期雇用フルタイム労働者
 4. 行政による履行確保

◇第 26 回(2025.10.22)

- ▶ 10 月 22 日、厚生労働省は第 26 回労働政策審議会（職業安定分科会 雇用環境・均等分科会 同一労働同一賃金部会）（部会長：守島基博学習院大学経済学部経営学科教授、一橋大学名誉教授）を開催し、同一労働同一賃金の施行 5 年後見直しについて協議が行われた。
- ▶ これまでの部会での検討課題と主な意見が示された後、同一労働同一賃金ガイドラインについての論点として下記項目ごとの論点が示され、協議が行われた。
 1. 裁判例を踏まえたガイドラインの見直し
 - (1)最高裁判決で性質・目的が示されている待遇
 - (2)いわゆる「正社員人材確保論」
 - (3)下級審判決
 2. 通常の労働者の待遇引下げによる待遇の相違の解消
 3. 「その他の事情」の明確化
 4. 無期雇用フルタイム労働者及び「多様な正社員」
 5. その他

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

◇第 10 回(2025.11.14)

- ▶ 11月14日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- ▶ 前回に引き続き、これまでの有識者会議のフォローアップについてと特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針の作成について協議が行われた。
- ▶ 分野別運用方針の案については、前回下記2点の意見が出ており、検討が行われた。
 - ①基本方針に則り、生産性向上・国内人材確保の具体的な数値を明らかにした上で、受入れの必要性を表す記載にすべき。
 - ②在籍型出向については、慎重な配慮が必要であり、国土交通省は、出向元及び出向先の協定書そのものを確認した方がよい。また、出向が許容される範囲(出向元と出向先の関係性に係る要件)を明らかにすべき。

◇第 9 回(2025.10.30)

- ▶ 10月30日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- ▶ 分野別協議会に係る今後の取組の方向性について下記のように示している。

分野別協議会に係る今後の取組の方向性について



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

育成就労制度の運用開始に向けて、制度所管省庁と分野所管省庁が連携して分野別協議会に係る下記の取組を推進する。

- ① 外国人の適切かつ円滑な受入れのため、各分野別協議会において法令遵守を含む遵守事項(行動規範等)を策定し、各構成員に遵守を求める。
また、協議会において自主的なチェック(例えば、定期的な実地調査等)を実施し、遵守事項に従わない構成員を除名・退会させることが可能な実効性のある仕組みを構築することについて検討する。
- ② 現行の特定技能制度における分野別協議会において、受入れ機関に対する法令遵守の啓発を行うとともに、受入れ機関等からの相談に応じる窓口を設ける。
- ③ 相談等を端緒に法令違反の疑いのある受入れ機関等を把握した場合には関係機関に情報提供を行う仕組みを確立する(ネットワークの整備等)。
- ④ 制度所管省庁は、分野所管省庁と協力しつつ、定期的に取り組状況を把握し、事例(優良事例、不適切事例等)等を各分野別協議会に横展開するなど、分野別協議会の活性化に向けて積極的に支援する。

◇第 8 回(2025.10.6)

- ▶ 10月6日、出入国在留管理庁は「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催した。
- ▶ 今回は、これまでの有識者会議のフォローアップについてのほか、前回から引き続き「特定技能制度及び育成就労制度の上乗せ基準等(案)」「育成就労制度における本人意向による転籍の制限(案)」について協議が行われた。

<通知・公表>

令和7年度介護福祉士養成施設の入学定員充足状況等に関する調査の結果(2025.10.14)

- ▶ 10月14日、日本介護福祉士養成施設協議会は、入学定員充足状況等に関する調査の結果を公表した。
- ▶ 入学者のうち、外国人留学生の数は23か国から4,074人。前年度比で33.4%増、全入学者の55.4%を占めた。初めて日本人の入学者を上回った。
- ▶ 最も多いのは、ネパール1,899人。次いでミャンマー747人、ベトナム490人、中国239人となった。

日本介護福祉士養成施設協会 会員養成施設への入学者数と外国人留学生
(令和3年度から令和7年度)

年度(令和)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
養成施設数(課程)	327	314	296	279	272
入学定員数(人)	13,040	12,467	12,089	11,139	11,001
入学者数(人)	7,183	6,802	6,197	6,546	7,356
うち新卒者等	4,288	4,296	3,930	3,084	2,933
うち離職者訓練受入数	706	626	465	408	349
うち外国人留学生数(国数)	2,189(28)	1,880(22)	1,802(25)	3,054(20)	4,074(23)
定員充足率(%) [全体]	55.1	54.6	51.3	58.8	66.9

(注)養成課程数は募集停止校を含む。

1.1 介護、障害の処遇改善

【〇「医療・介護等支援パッケージ」(介護分野)】

施策名:医療・介護等支援パッケージ(介護分野)

令和7年度補正予算案 2,721億円

① 施策の目的

- 国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備するため、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。
- 介護分野においては、
 - ・ 他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。
 - ・ 介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援等を行う。
 - ・ ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○				○			

③ 施策の概要

ア 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

- ・ 介護従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月0.5万円を上乗せ。
- ・ 併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月0.4万円の賃上げに相当。

※いずれも半年分

1,920億円

イ 介護事業所・施設のサービス継続支援事業

- ・ 物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問系サービスの訪問・送迎に必要な経費、災害発生時に必要な設備・備品、介護保険施設の食料品の購入費等を支援。

※この他、施設の大規模修繕等に対する支援を実施

510億円

ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

- ・ 介護記録ソフト等の介護テクノロジーの導入・定着や、経営の協働化、経営改善を支援するとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実。

220億円

エ 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保支援事業

- ・ 経験年数が短いホームヘルパーへの同行支援や、中山間地域等における通所介護事業所の訪問機能追加、訪問介護事業所のサテライト(出張所)の設置、居宅介護支援(ケアマネ)事業所の人材確保、シャドワーク等の業務負担軽減、協働化等を支援。

71億円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「医療・介護等支援パッケージ」の実施により、介護分野において、必要な人材確保、円滑なサービス継続、効率的かつ安定的な介護サービス提供が可能となる。

11

【〇介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善に対する支援】

老健局老人保健課
(内線3942)

施策名:ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)

令和7年度補正予算案 1,920億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点を踏まえて実施する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- ① 介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。
- ③ 併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。

(※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。

(※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。

- ア) 訪問、通所サービス等
 - ケアブランダー連携システムに加入(又は見込み)等。
- イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
 - 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。

(※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

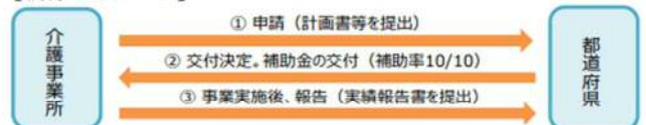
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 支給要件・金額

- ① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
- ② 協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ 0.5万円
- ③ 介護職員の職場環境改善の支援
 - ※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当

(2) 対象期間: 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注) サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援を実施することで、介護サービス提供に必要な人材確保につながる。

12

施策名:医療・介護等支援パッケージ(障害福祉分野)

① 施策の目的

- 障害福祉分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。
- ロボットやICT等のテクノロジーの導入を支援する。
- 人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス事業所に対するワンストップ型の支援体制を確保する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援

- ・足下の賃上げの状況等を踏まえ、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における対応の一部の前倒しとして、障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援

439億円

※この他、障害児支援人材の賃上げ支援として183億円(こども家庭庁計上)

イ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

- ・障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化に向けた、ロボットやICT等のテクノロジーの導入の支援

6.0億円

ウ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業(都道府県等実施分)

- ・人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス等事業所に対するワンストップ型の支援体制の確保

5.6億円

エ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業(国実施分)

- ・都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開

3.3億円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉分野の職員の賃上げや人材確保・生産性向上の支援等を行うことで、障害福祉サービスの提供に必要な介護人材確保に繋がる。

22

施策名:ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援

① 施策の目的

- 障害福祉分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援(※)を実施。
(※)処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する(又は見込み)事業者、対象外サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象

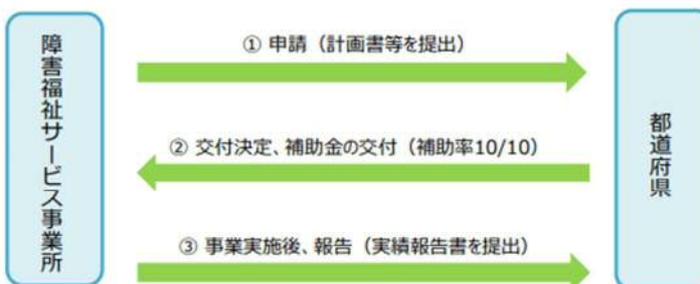
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)支給要件・金額

障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円

(2)対象期間:令和7年12月~令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注)サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給
(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 障害福祉分野の職員の賃上げ支援を実施することで、障害福祉サービス提供に必要な人材確保につながる。

23

1.2 物価対策

【○介護事業所・施設のサービス継続に対する支援】

老健局認知症施策
・地域介護推進課
(内線3878)

施策名:イ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 278億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要なとなる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、
・ 特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
・ 大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護事業所・施設について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体

都道府県

(2)補助上限額

■ 介護事業所・施設(訪問介護、通所介護、施設系を除く): 1事業所あたり20万円

■ 訪問介護、通所介護事業所:

規模(訪問回数等)、提供形態に応じて上限額を区分(※)し、

訪問介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円

通所介護 1事業所あたり20万円、30万円、40万円

■ 施設系(特養、老健、介護医療院等): 定員1人あたり6千円

(※)訪問介護は延べ訪問回数(200回以下、201回以上~2000回以下、2001回以上)で区分(30万円、40万円、50万円)。ただし、移動経費に着目し、集合住宅併設型は20万円とする。

通所介護は延べ利用者数(300人、600人)で20万円、30万円、40万円の3区分とする。

(3)補助率

国:3/4、都道府県:1/4(都道府県事務費は国:10/10)

(4)補助対象

介護事業所・施設

(5)補助対象経費(例)

[介護サービスを円滑に継続するための対応]

ア. 訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費

イ. ネットクーラー、冷感ボンチョ、熱中症対策ウォッチ

ウ. 業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など

[大規模災害等への備え]

平時のサービス提供にあたって使用することも可能とするが、災害発生時に使用可能な状態で維持するものとする。

ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資(ローリングストックの初期費用)

イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池

ウ. 衛生用品、医療用品

エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ

オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

13

【○介護事業所・施設のサービス継続に対する支援】

老健局高齢者支援課
(内線3925)

施策名:イ 介護施設等に対するサービス継続支援事業

令和7年度補正予算案 210億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要があるが、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続するための支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○	○							

③ 施策の概要

- 介護保険施設等が、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続できるよう、介護保険施設等の規模等を踏まえ、食料品等の購入費等に対する補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1)実施主体

都道府県

(2)補助上限額

定員1人あたり1.8万円

(3)補助率

国:10/10(都道府県事務費 国:10/10)

(4)補助対象

介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護医療院、

短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

(5)補助対象経費

食材料費

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・介護サービスの円滑な継続を支援することにより、介護サービスの維持を図る。

14

施策名:イ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等

令和7年度補正予算案 22億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

・都道府県・市町村が、計画的かつ「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組と一体的に行う老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕等の取組等を支援し、物価上昇の影響がある中でも、防災・減災対策が推進される環境を整備する。

② 対策の柱との関係

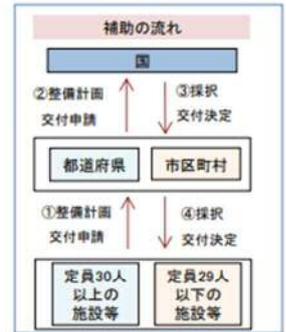
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○	○					○			

③ 施策の概要

・広域型施設において、「第1次国土強靱化実施中期計画」に関する取組と一体的に実施する大規模修繕等や、小規模な高齢者施設の改修・大規模修繕等に必要となる経費等を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象施設等	基準単価	補助率	実施主体
定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホームの大規模修繕(※)	・社会福祉連携推進法人等の社員等が運営するもの 61,600千円 ・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を行うもの 29,260千円	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4 国 1/3 自治体 1/3 事業者 1/3	都道府県 指定都市 中核市
定員29人以下の小規模施設の改修工事・大規模修繕等(※)	・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス 15,400千円 ・養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所等 7,730千円	定額補助	市区町村
介護施設等環境改善事業(介護保険事業費補助金)	・北海道管内の入所・居住系の高齢者施設等 2,000千円	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	自治体



※:大規模修繕には、耐震強化のための天井等の非構造部材の落下防止対策等を含む。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕が進むことにより、保全経費や維持費用等の抑制や国土強靱化対策の一層の推進が図られ、利用者・介護職員の生命・財産の保持や地域における安定的かつ継続的なサービス提供が促進される。

▶ 2. こども家庭庁の補正予算案のポイント

令和7年度 こども家庭庁 補正予算案のポイント 総額:6,479億円

1. 企業等の活力を活かした子育て・こども・若者支援

子育てしやすい環境の整備 (27億円) (32億円)

- 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能の構築(10億円) [1-1]
- 安全で質の高いベビーシッターの利用促進(4億円) [1-2]
- 入院中のこどもの家族の付添い等の環境改善(2億円) [1-3]
- 【こども誰でも通園制度の本格実施に向けた対応】等
- 「こどもまんなか社会」への民間の取組支援と環境整備等(5億円)
- 民間企業の取組支援と環境整備(5億円) [1-4]
(「こどもとともに成長する企業」構想の推進等)
- 【EBPM・効果検証の確実な実行による成果の確保】等

2. ライフデザインの多様化を促した若者政策 (95億円)

本格的な若者政策の始動 (95億円) [2]

- 若者10万人の総合調査(1億円) [2-1]
- 地域における若者支援強化のためのコーディネート事業
- プレコンセプションケアの取組の強化等(13億円)等 [2-2]

3. 多様で質の高い育ちの環境の提供等 (1,068億円)

多様で質の高い育ちの環境の提供 (959億円)

- 保育士等の処遇改善(844億円) [3-1]
- 保育人材の確保(113億円) 等
- こどもの安心・安全 (109億円)
- こども性暴力防止法関連システム開発等の施行準備(38億円)
- こどものためのショートステイ・ワイライステイの受け皿拡充(1億円) [3-4]
- こどもの居場所づくり支援(5億円) 等

4. 地域の多様な主体が連携したこども・若者支援システムの構築

支援ニーズを見逃さないコンタクトポイント・相談体制の構築 (75億円) (1,097億円)

- 妊娠・出産・乳幼児期の悩みやリスク等の早期発見・相談等(59億円) [4-1]
・1か月児・5歳児健診の支援、新生児マスキリング検査実証事業 等
- 支援ニーズをまるごと受け止める包括的なシステムの構築(10億円) [4-2]
・地域ネットワーク構築によるこども支援、こども家庭センターの設置・機能強化の促進 等
- 虐待防止対策の強化(こども・若者支援人材バンクの創設等) (3億円)
- ヤングケアラーへの食支援を通じた実態把握(0.2億円) [4-4]
- ひとり親家庭のためのワンストップ相談体制の強化(1億円)
- こどもの自殺対策の強化(1億円) [4-6]
・法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業
【ICTやAIの活用も見据えた新たな自殺対策の検討】

支援のニーズを抱えるこども・若者への支援 (1,022億円)

- ひとり親の収入増に向けた就業支援の強化(3億円)
- 児童虐待防止対策のためのシステム構築(18億円) (239億円)
- 共働き家庭里親等への支援、児童養護施設等の職員の処遇改善等 [4-9]
- 発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援(3億円)
- 地域のインクルージョン、こどもホスピスへの支援(5億円) [4-11] 等

5. 物価高対応のための強力な支援 (3,724億円)

(3,677億円)

- 物価高に対応した子育て世帯への強力な支援(物価高対応子育て応援手当) [5-1]
- 物価高に対応したこどもの貧困・ひとり親家庭等への緊急的な支援(17億円) [5-2]
【重点支援地方交付金を活用したひとり親家庭等への給付金等の支援の促進】
・地域における緊急的な支援と連携した物価高対応集中相談事業
- ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業 等
- 保育所や児童養護施設等における物価高対応のための支援(30億円) [5-3]

6. 人口動態・社会経済の変化を踏まえた持続的なこども政策の展開 (464億円)

- 施設整備交付金による保育施設等の改修等の支援 (390億円) [6-1]
- 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業 (3億円) [6-2]
- こどもDXの着実な推進 等 (72億円) [6-3]

3-1

改定

保育士等の処遇改善

[844億円]

昨年度に続き、保育士等の処遇を大幅に改善

保育士等の処遇については、保育士等が、こどもの一番身近でその健康や育みを担っていることも十分に踏まえ、未来を担うこどもの保育の質の向上を図る観点から改善に取り組む

○ 公定価格上の人件費を**5.3%**改善

※改善額のイメージ: 令和6年賃金構造基本統計調査における保育士の平均賃金32.9万円をもとに機械的に計算すると年額では約20万円の改善となる。

○ こども家庭庁発足(令和5年4月)以降、保育士等の処遇を**21.2%**の引き上げ

※令和5年度:5.2%、令和6年度:10.7%、令和7年度:5.3% 9

4-9

一部新規

児童養護施設等の職員の処遇改善

[233億円]

困難を抱えるこどもを現場で支える職員等の処遇を大幅に改善

児童養護施設等

4.9%引き上げ

障害児支援
事業所等

措置費

4.8%引き上げ

給付費

約**1万円/月**の引き上げ*

* 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額。
別途、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、約6千円/月(令和7年度分)の処遇改善加算を実施済み。

保育所等の物価高対応のため、特例的な加算・補助を創設

保育所等	1施設あたり10万円 (保育所、幼稚園、認定こども園の場合)
地域こども・子育て 支援事業 (放課後児童クラブ、 地域子育て支援拠点など)	1支援の単位あたり5万円 (放課後児童クラブの場合)
児童養護施設等	こども1人あたり約1.1万円 (児童養護施設(乳児以外)の場合)

▶ 3. 内閣府防災の補正予算案のポイント

令和7年11月
内閣府防災担当

令和7年度補正予算案(概要)

◎令和7年度補正予算案 : 122.0億円*

1. 事前防災など防災・減災の取組の推進(46.8億円)

○大規模地震に備え国民一人ひとりが行うべき取組の周知啓発(0.07億円)

国民一人ひとりに対し大規模地震への事前防災の取組や発災時の適切な行動を促すため、南海トラフ地震や首都直下地震の新たな被害想定や対策を踏まえた国民一人ひとりが行うべき取組について周知啓発するべく、映像資料を作成する。

○実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進(1.8億円)

幼児期から義務教育期にかけて、より実践的な防災教育を関係省庁とも連携して推進するなど、国民一人ひとりの行動変容を促す取組を推進する。

○災害ケースマネジメントの普及・定着 (0.1億円)

車中泊避難やホテル・旅館等への避難について、自治体による運営体制の構築、訓練の実施、運営マニュアルの作成等を支援し、優良事例の横展開を図る。

○防災情報システムの効果的な利活用促進(5.5億円)

防災情報システムを活用した効果的な災害対応の実現に向けて、関係省庁・都道府県等を対象としたシステム研修・訓練を行い、システム利活用の意義・有用性を啓発するとともに、多様な災害種別に対応した机上演習(TTX)等の実践的な訓練の普及促進を図る。

○防災分野のデータ流通促進・高度化等に向けた調査検討(1.0億円)

災害対応機関間(特に都道府県及び市町村間)のデータ流通の更なる促進に向けて、災害対応基本共有情報(EEI)の普及を含めたデータ連携ルール等の検討を行う。

○広域連携を含めた新たな被災者支援システムの構築に向けた調査業務(4.4億円)

官民の多様な被災者支援システム間の相互連携に必要なツール(複数のシステム間でのデータ連携等に必要データ処理を行う ETL ツール)等を活用した実証調査を行うとともに、自治体等と連携した被災者支援版 EEI(災害対応基本共有情報)の検討や、被災者情報の取扱い等、相互情報連携に必要な留意事項をまとめた「指針」の作成に係る調査を実施する。

○被災者支援業務のDX化に向けた相談・人材派遣事業(0.2億円)

被災者支援業務のデジタル技術導入等に課題がある自治体に対し、外部のデジタル人材や防災人材等を派遣し、被災者支援業務のDX化を支援する。

○プッシュ型支援における物資輸送等に関する実証調査事業(1.3億円)

国や自治体において備蓄している災害用物資について、陸上以外の輸送手段である空路を主に活用して、物資の保管から搬出、輸送までを円滑に行う体制や手法について検討する。併せて、プッシュ型支援終了後の資機材等の回収までを含めた安定的な輸送体制の構築についても検討の上、これらを踏まえた実証実験を行う。

○自治体備蓄促進に向けた検討業務(0.9億円)

地方公共団体における災害用物資備蓄に関する検討項目として、「品目」「数量」の2項目を中心に優先度合についても検討を進め、災害用備蓄物資の備蓄推進に向けた施策を検討する。

○プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄(6.5億円)

全国各地への迅速かつ確実なプッシュ型支援を可能とするため、令和7年度までに整備した全国8地域の分散備蓄拠点に加え、新たな分散備蓄拠点を追加的に整備するとともに、既存の備蓄拠点の物資・資機材についても品目・数量の充実を図る。段ボールベッドやパーティション、簡易トイレ、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材等、調達に時間を要するため一定の備蓄が必要なものについて、購入・分散備蓄を実施する。

○国の地方公共団体への先手支援に向けた訓練(0.2億円)

災害発生時に国が地方公共団体の要請を待たずに効果的かつ効率的に支援を行うため、関係省庁や地方公共団体等と連携し、被災地域の情報を基に派遣する応援組織、派遣する地域、派遣規模などについて調整を行い、被災状況に応じた支援の調整を行うことができるよう全国各地で訓練を実施する。

○官民連携による被災者支援のネットワークの構築(4.4億円)

災害中間支援組織の設立・機能強化を図るとともに、被災者援護協力団体登録制度を運用し、災害中間支援組織を核にした官民連携ネットワークの構築を図る。

○企業の防災力・事業継続力強化に資する先進技術の導入促進に向けた調査(0.2億円)

企業の防災力・事業継続力強化に向けた「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」での企業間マッチング事業を本格展開させるため、企業の事前防災に関するニーズやシーズに関する調査、課題の把握など、事業戦略策定に向けた調査等を実施する。

○防災・減災、国土強靱化新時代の実現に向けた「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築(1.2億円)

避難生活環境の改善のためのスキル・ノウハウを身につけてもらう研修の実施を通じて、地域のボランティア人材育成を図る。

○災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度(0.7億円)

災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等のいわゆる災害対応車両を平時からデータベース化し、災害時に被災自治体がニーズに応じて派遣を要請することにより、迅速な被災者支援を可能とする災害対応車両登録制度について、より迅速な派遣に資するための車両検索システムの改修を行うとともに、登録ステッカーの配布による普及・啓発活動を実施する。

○避難所における良好な生活環境の確保等に向けた取組の検討(0.2億円)

能登半島地震等の災害において、避難所運営で浮き彫りとなった課題を抽出し、避難所におけるTKB(トイレ・テント、キッチン、ベッド・バス)の推進などの、良好な生活環境を確保するための取組について、調査研究を実施する。

○各火山地域の特性を踏まえた火山防災対策の推進(0.4億円)

改正活動火山対策特別措置法等を踏まえ、火山地域の市町村等が、集客施設等における避難確保計画の作成を適切に援助できるよう、避難確保計画が未作成の避難促進施設に対し、国が市町村等と共同で避難確保計画作成に係る支援を実施し、各種支援資料の充実化を図る。

○大規模地震災害に係る分野横断的な影響を考慮した災害リスク評価による防災対策の推進(0.3億円)

地域特性を踏まえて戦略的な防災対策を実施するため、分野横断的な災害リスク評価手法について検討し、徹底的な事前防災対策を推進する。

○立川・有明の丘・東扇島施設に係る施設改修等(0.8億円)

災害対策本部予備施設(立川)及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(有明の丘・東扇島)について、政府の災害対応に必要な機能及び性能を確保するため、施設の老朽化に伴う設備の改修に係る設計等を行う。

○首都直下地震発生時に緊急災害対策本部が一時移転する場合等における省庁間連絡手段の確保(0.04億円)

首都直下地震発生時に官邸が使用できなくなった場合に緊急災害対策本部を立川等の代替拠点に移転するに当たり、地震の影響で携帯電話等の公衆通信網が使えないときにも緊急災害対策本部事務局と各省庁とが密接に連携して円滑な移転を実施できるよう、必要な非常用通信手段を確保する。

○非常災害時対応力強化のための体制整備(9.3億円)

現在、内閣府防災担当の執務室は、合同と民間ビルの二拠点体制となっているが、これにより、円滑な情報共有や迅速な意思決定及び各部署との緊密な連携に支障が生じていることから、早急に執務室の一元化を図る。

○中央防災無線網の管理に要する経費(7.1億円)

中央防災無線網の円滑な運用を継続するため、ネットワーク設備、直流電源装置、電話交換設備の機器の更新、設備の集約を行うとともに、衛星通信サービスへの移行による指定公共機関との低コストな通信サービスを実現する。また、有明の丘防災拠点施設の機能拡充整備を行う。

2. 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の強化(7.1億円)

令和8年1月からの船舶を活用した医療提供体制の運用開始に向け、船舶内で使用する資器材等について効果的な分散備蓄を行うとともに、国民や医療関係者等に対する広報を行い、船舶活用医療の実効性を高める。

11. 災害対策

<会議>

災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会

◇第1回(2025.11.5)

- ▶ 11月5日、厚生労働省は第1回災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会を開催した。
- ▶ 本検討会は、「能登半島地震の災害対応において、被災者支援を迅速に行うためには、保健医療福祉活動チームの連携・強化が課題との指摘等を踏まえ、災害が発生する以前の平時からの保健医療福祉活動チーム間における連携体制構築に向けたあり方等を検討すること」を目的に設置するもの。
- ▶ 第1回目は検討会目的・実施体制・スケジュール・検討内容について示され、協議が行われた。
- ▶ 保健・医療・福祉分野の連携の現状・課題と方向性については、下記のとおり示された。

保健・医療・福祉分野の連携の現状・課題と方向性（1）

現状

1. 被災地の情報収集

- ◆ 厚生労働省災害対策本部で各局が収集した被害状況を省全体でとりまとめ、「とりまとめ報告書」を作成している。
- ◆ 厚生労働省が保有するEMISなどの個別システムに入力された情報やDMAT等の保健医療福祉活動チーム（以下、活動チームという。）が把握した情報収集結果については、各システムや活動チームを所管する部局が内容を確認し、随時とりまとめ報告書に反映している。
- ◆ 避難所の衛生環境、健康状態、医療ニーズについては、D24HおよびJ-SPEEDのシステムを活用を通して把握している。

2. 現地支援

- ◆ 活動チームに対する支援要請は、被災自治体等が所管部局と連携して対応している。
- ◆ 被災都道府県内で活動する活動チーム間の調整は、都道府県の保健・医療・福祉調整本部が指揮・連絡・派遣調整を担当することになっている。
- ◆ 支援活動の状況は、活動チームを所管する部局が把握し、とりまとめ報告書に記載している。

課題

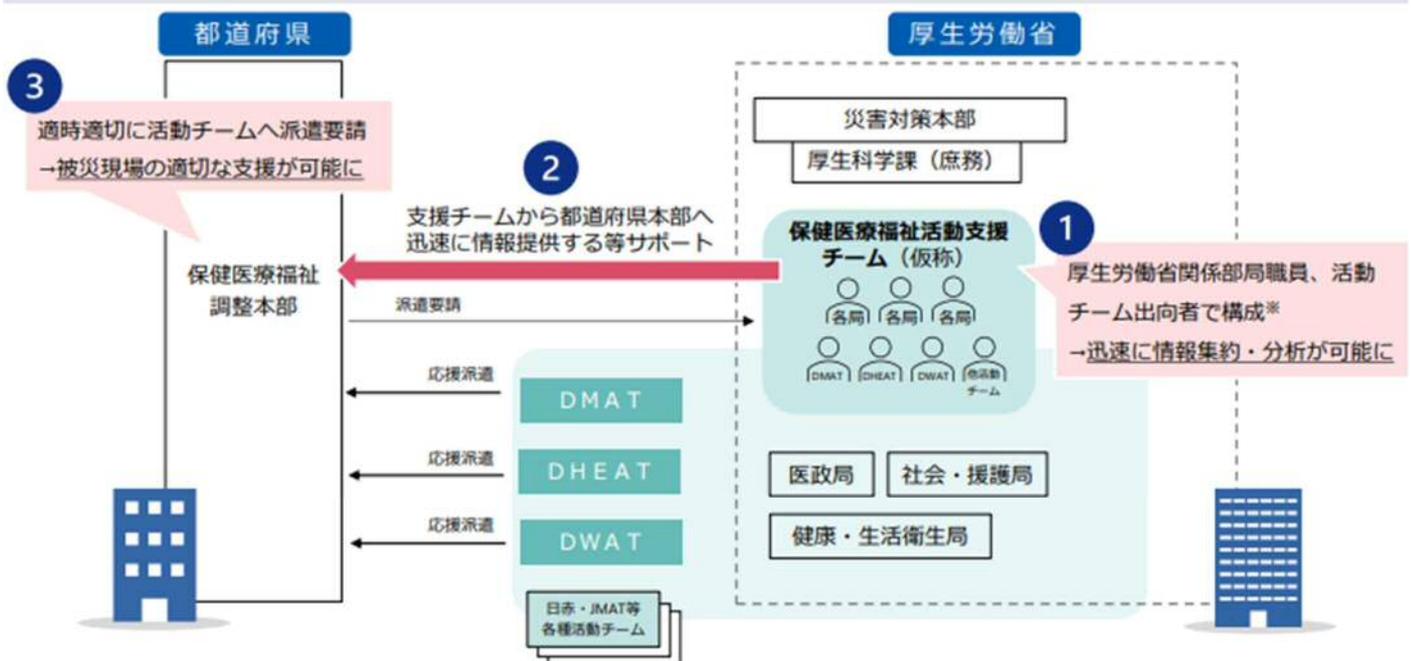
- ◆ 現地のニーズ把握という観点では電子システムの活用により、一定程度整備されているが、収集した情報を評価し、追加対応の必要性を判断した上で、対応担当者へ速やかに伝達する仕組みが未整備である。
- ◆ 活動チームの支援状況については、事後的な情報収集が主となっており、支援が必要な場所への迅速な派遣が十分に実現できていない。
- ◆ 活動チーム同士が密に連携する場が乏しく、発災時には個々に臨機応変な対応が求められている。

方向性

- ◆ 有事に都道府県保健医療福祉調整本部が被災現場への適切な支援を実施できるよう国としての支援組織を設置するとともに、平時から活動チーム同士が情報交換し、連携を行える体制を整える。【議題2】
- ◆ 発災時に活動チームの円滑な連携が可能となるように、
 - 自治体が活用できる「備えておくべき事項」を整備する。【議題3】
 - 実践的な訓練モデルを策定する。【議題4】

【今後】組織体制及び情報連絡ルート（案）

保健医療福祉活動支援チーム（仮称）を厚生労働省に設置し、自治体・活動チーム及び個別システムから収集した情報を迅速に集約・評価し、必要な活動チームの種類や数等を都道府県の保健医療福祉調整本部へ情報提供、調整をサポートする。それを基に、都道府県本部が被災現場への適切な支援を実施できるよう目指す。



※災害対策基本法に基づく指定公共機関（独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本赤十字社、国立健康危機管理研究機構、公益社団法人日本医師会、特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）の活動チームからの出向者も想定される。

▶ また、今後のスケジュールとして下記のとおり示された。

今後のスケジュール（イメージ）

令和8年3月のとりまとめに向けて、複数回の検討会を実施する予定。



・ 検討会目的
・ 実施体制
・ スケジュール
・ 検討内容の確認

・ 連携のための組織に求めること、事前に備えること、訓練内容などについて先進自治体からヒアリング

・ 検討内容のとりまとめ

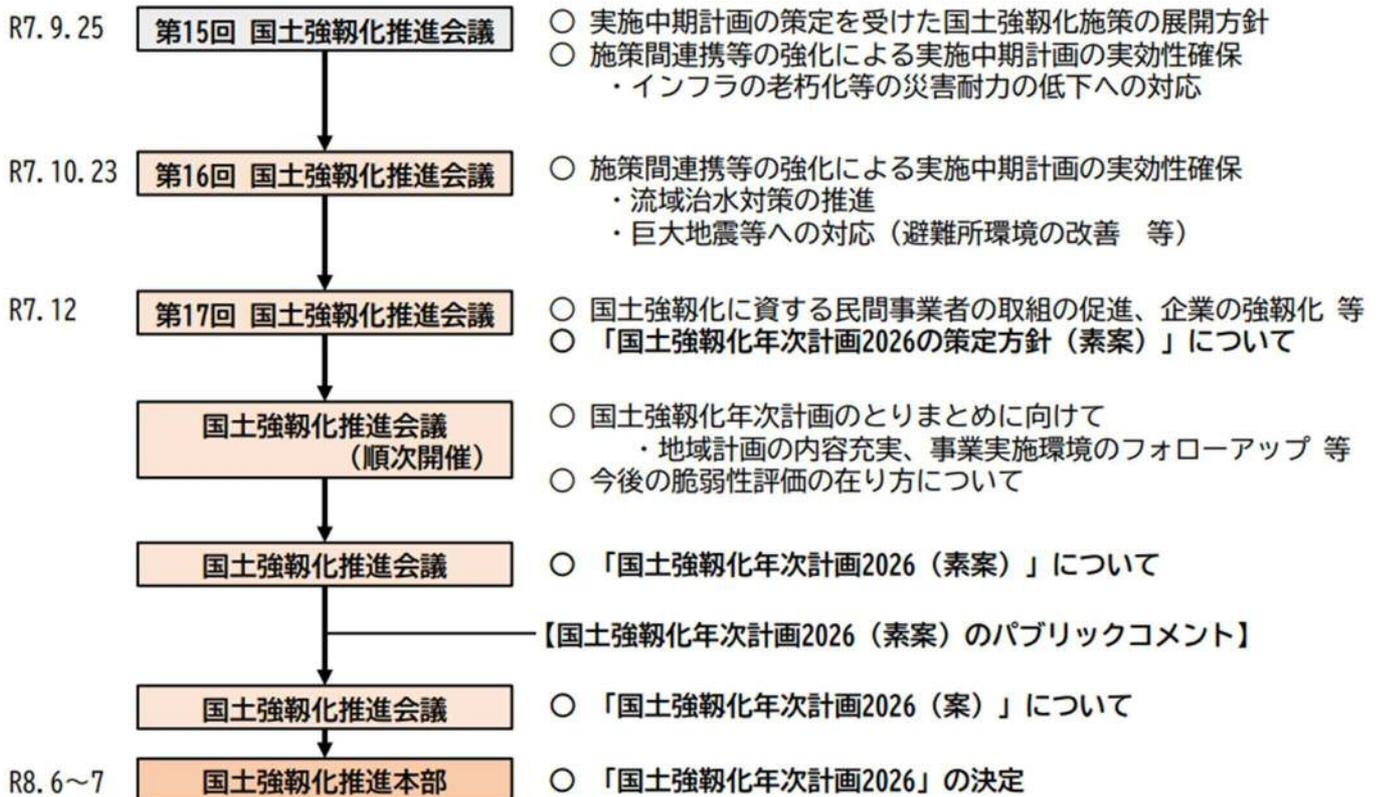
国土強靱化推進会議

◇第 10 回(2025.10.23)

- ▶ 10 月 23 日、内閣官房は第 16 回国土強靱化推進会議を開催し、今後の国土強靱化施策の取組について協議を行った。
- ▶ また、国土強靱化年次計画 2026 の策定に向けたスケジュール案が下記のとおり示された。

「国土強靱化年次計画2026」の策定に向けたスケジュール（案）

資料 7



被災者支援のあり方検討会

◇第 10 回(2025.10.14)

- ▶ 10 月 14 日、内閣府は第 10 回被災者支援のあり方検討会を開催した。
- ▶ 会議では、災害対策基本法等の一部を改正する法律や、令和 8 年度概算要求、防災庁設置に向けた動き等、被災者支援に関する取り組み状況についての報告の後、協議が行われた。

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第 80 号」No.5 Ver. 1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>